

2020 年度

大学院履修ガイド

地域文化研究科

地域産業研究科

法学研究科



沖繩国際大学

Graduate School

大学院講義時間

1 校時	:	09 : 00 ~ 10 : 30
2 校時	:	10 : 40 ~ 12 : 10
3 校時	:	13 : 00 ~ 14 : 30
4 校時	:	14 : 40 ~ 16 : 10
5 校時	:	16 : 20 ~ 17 : 50
6 校時	:	18 : 30 ~ 20 : 00
7 校時	:	20 : 10 ~ 21 : 40

目 次

1. 2020年度 学年暦	1
大学院年間スケジュール	2
2. 研究科長メッセージ	3
3. 大学院学生生活	
各種届出・相談窓口	7
学生生活・研究活動支援	10
施設利用案内	13
4. 地域文化研究科	
南島文化専攻	
(1) 科目の履修方法	17
(2) 教育課程科目担当教員	20
(3) 研究指導計画書	21
英米言語文化専攻	
(1) 科目の履修方法	26
(2) 教育課程科目担当教員	29
(3) 研究指導計画書	31
人間福祉専攻	
(1) 科目の履修方法	36
(2) 教育課程科目担当教員	38
(3) 研究指導計画書	41
沖縄国際大学大学院地域文化研究科会規程	45
沖縄国際大学大学院地域文化研究科履修規程	46
沖縄国際大学大学院地域文化研究科の学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項	59
学位論文作成要領	60
修士論文概要作成要領	63
特定課題研究について	64
地域文化論叢編集規程	66
沖縄国際大学心理相談室紀要編集規程	68
5. 地域産業研究科	
(1) 科目の履修方法	71
(2) 教育課程科目担当教員	76
(3) 研究指導計画書	77
沖縄国際大学大学院地域産業研究科会規程	82
沖縄国際大学大学院地域産業研究科履修規程	83
沖縄国際大学大学院地域産業研究科の学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項	89
学位論文作成要領	92
修士論文概要及び特定課題研究概要作成要領	93
地域産業研究科紀要編集規程	94

地域産業研究科紀要投稿規程	96
地域産業研究科紀要執筆要領	97

6. 法学研究科

(1) 科目の履修方法	99
(2) 教育課程科目担当教員	101
(3) 研究指導計画書	103
沖縄国際大学大学院法学研究科会規程	109
沖縄国際大学大学院法学研究科履修規程	110
沖縄国際大学大学院法学研究科の学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項	115
学位論文作成要領	118
修士論文概要作成要領	119
特定課題研究について（法学研究科会申し合わせ）	121
大学院法学論叢編集規程	122

7. 各種規程等

(1) 沖縄国際大学大学院学則	125
(2) 大学院委員会規程	140
(3) 沖縄国際大学学位規程	141
(4) 沖縄国際大学大学院長期履修に関する規程	143
(5) 沖縄国際大学大学院再入学に関する規程	〃
(6) 大学院科目等履修生に関する規程	〃
(7) 科目等履修生に関する規程	144
(8) 大学院研究生に関する規程	145
(9) 沖縄県4大学の人文社会科学系大学院間の単位互換に関する協定	146
(10) 沖縄国際大学大学院における厳正な学位論文審査に係る行動指針について	〃
(11) 大学院研究奨励奨学金規程	147
(12) 長濱眞徳博士記念大学院奨学金規程	〃
(13) 波平勇夫大学院博士課程奨学金規程	148
(14) 山城将美大学院奨学金規程	〃
(15) 沖縄国際大学後援会奨学金規程	149
(16) 学費等納入規程	〃
(17) 大学院成績評定平均値（GPA）に関する規程	150
(18) 学生準則	151
(19) 台風等の場合の授業及び定期試験の措置に関する運用規程	152
(20) 沖縄国際大学情報ネットワーク管理・運用規程	〃
(21) 沖縄国際大学情報ネットワーク利用細則	153
(22) 後援会会則	〃
(23) 後援会学生褒賞規程	155
(24) 校友会会則	156

2020 (令和 2) 年度 学年暦

前期4月1日(水)～9月14日(月)		
月 日 (曜日)	行 事	備 考
2020(令和2)年		
4月1日(水)	入学式	学部：入学式、第1回新入生オリエンテーション
4月2日(木)	大学院新入生オリエンテーション	学部：在学生オリエンテーション
4月2日(木)～4月13日(月)	前期・通年科目登録調整期間	学部：4/2～4/5 前期・通年科目Web仮登録期間 4/7～4/13 登録調整期間
4月7日(火)	前期講義開始	学部：4月3日(金)第2回新入生オリエンテーション
4月29日(水)	体育祭(休講)	学部：前期講義開始
5月2日(土)	休校日	体育祭(休講)
6月29日(月)～7月3日(金)	指導教員届提出期間(地文研1年次)	休校日(4/29振替)
7月3日(金)	秋季修了予定者修士論文提出(地文研・地産研)	
7月31日(金)	秋季修了予定者修士論文提出(法学研)	
7月30日(木)～8月5日(水)	前期試験・補講期間	学部:前期試験・補講期間
8月1日(土)	修士論文中間発表(地文研・地産研)	
8月5日(水)	前期講義終了	学部:前期講義終了
8月8日(土)～9月14日(月)	夏期休業	
後期9月15日(火)～3月31日(水)		
月 日 (曜日)	行 事	備 考
9月15日(火)～10月1日(木)	後期登録調整期間	学部：9/15～9/17 後期科目Web仮登録期間 9/25～10/1 登録調整期間
9月25日(金)	後期講義開始	学部：後期講義開始
9月26日(土)	秋季修了生修士論文最終発表(地文研)	
10月2日(金)	秋季修了式	学部：秋季卒業式
10月17日(土)	修士論文中間発表(法学研)	
11月14日(土)	修士論文中間審査発表会(地産研)	
11月18日(水)～11月22日(日)	大学祭期間(休講)	学部：大学祭期間(休講)
11月23日(月)	大学祭片付け(勤労感謝の日)	
12月28日(月)～1月3日(日)	冬期休業	
2021(令和3)年		
1月4日(月)	後期後半講義再開	
1月14日(木)	3月修了予定者修士論文提出(地文研・地産研)	
1月29日(金)	3月修了予定者修士論文提出(法学研)	
1月26日(火)～2月8日(月)	後期試験・補講期間	
2月8日(月)	後期講義終了	学部：後期講義終了
2月13日(土)	修士論文最終試験(全研究科)	
2月15日(月)～3月31日(水)	春期休業	
2月25日(木)	本学創立記念日	
2月26日(金)	修士論文概要提出(全研究科1年次)	
3月13日(土)	修士論文最終発表(地文研)	
3月19日(金)	修了式	学部：卒業式

2019年度第5回大学院委員会承認(2019年12月11日開催)

2020 大学院 年間スケジュール

文…地域文化研究科 産…地域産業研究科 法…法学研究科

4月		5月		6月		7月		8月		9月	
1 水	入学式	1 金		1 月		1 水		1 土	中間発表(文・産)	1 火	旧盆
2 木	オリエンテーション	2 土	休校日	2 火		2 木		2 日		2 水	旧盆
3 金		3 日	憲法記念日	3 水		3 金	秋季修了論文提出(文・産)	3 月	試験・補講期間	3 木	
4 土		4 月	みどりの日	4 木		4 土		4 火	試験・補講期間	4 金	
5 日		5 火	こどもの日	5 金		5 日		5 水	試験・補講期間	5 土	
6 月		6 水	振替休日	6 土		6 月		6 木		6 日	
7 火	前期講義開始登録確認	7 木		7 日		7 火		7 金		7 月	
8 水		8 金		8 月		8 水		8 土	夏季休業開始	8 火	
9 木		9 土		9 火		9 木		9 日		9 水	
10 金		10 日		10 水		10 金		10 月	山の日	10 木	
11 土		11 月		11 木		11 土		11 火		11 金	
12 日		12 火		12 金		12 日		12 水		12 土	
13 月	登録調整最終日	13 水		13 土		13 月		13 木		13 日	
14 火		14 木		14 日		14 火		14 金		14 月	
15 水		15 金		15 月		15 水		15 土		15 火	後期開始
16 木		16 土		16 火		16 木		16 日		16 水	
17 金		17 日		17 水		17 金		17 月		17 木	
18 土		18 月		18 木		18 土		18 火		18 金	
19 日		19 火		19 金		19 日		19 水		19 土	入構制限
20 月		20 水		20 土		20 月		20 木		20 日	入構制限
21 火		21 木		21 日		21 火		21 金		21 月	入構制限
22 水		22 金		22 月		22 水		22 土		22 火	入構制限
23 木		23 土		23 火	慰霊の日	23 木	海の日	23 日		23 水	
24 金		24 日		24 水		24 金	スポーツの日	24 月		24 木	
25 土		25 月		25 木		25 土		25 火		25 金	後期講義開始登録確認
26 日		26 火		26 金		26 日		26 水		26 土	秋季最終発表(文)
27 月		27 水		27 土		27 月		27 木		27 日	
28 火		28 木		28 日		28 火		28 金		28 月	
29 水	体育祭(昭和の日)	29 金		29 月	指導教員届(文1年)	29 水		29 土		29 火	
30 木		30 土		30 火	～7/3メ切	30 木	試験・補講期間	30 日		30 水	
		31 日				31 金	秋季修了論文提出(法)	31 月	旧盆		

10月		11月		12月		1月		2月		3月	
1 木	登録調整最終日	1 日		1 火		1 金		1 月	入構制限	1 月	
2 金	秋季修了式	2 月		2 水	-	2 土		2 火	入構制限	2 火	
3 土		3 火	文化の日	3 木		3 日		3 水		3 水	
4 日		4 水		4 金		4 月		4 木	試験・補講期間	4 木	
5 月		5 木		5 土		5 火		5 金	試験・補講期間	5 金	入構制限
6 火		6 金		6 日		6 水		6 土	試験・補講期間	6 土	入構制限
7 水		7 土		7 月		7 木		7 日		7 日	入構制限
8 木		8 日		8 火		8 金		8 月	試験・補講期間	8 月	入構制限
9 金		9 月		9 水		9 土		9 火		9 火	
10 土		10 火		10 木		10 日		10 水		10 水	
11 日		11 水		11 金		11 月	成人の日	11 木		11 木	
12 月		12 木		12 土		12 火		12 金		12 金	
13 火		13 金		13 日		13 水		13 土	修論最終試験	13 土	最終発表(文)
14 水		14 土		14 月		14 木	修論提出(文・産)	14 日		14 日	
15 木		15 日		15 火		15 金		15 月	春期休業	15 月	
16 金		16 月		16 水		16 土		16 火		16 火	
17 土	中間発表(法)	17 火		17 木		17 日		17 水		17 水	
18 日		18 水	大学祭準備	18 金		18 月		18 木		18 木	
19 月		19 木	大学祭準備	19 土		19 火		19 金		19 金	修了式
20 火		20 金	大学祭準備	20 日		20 水		20 土		20 土	
21 水		21 土	大学祭	21 月		21 木		21 日		21 日	
22 木		22 日	大学祭	22 火		22 金		22 月		22 月	
23 金		23 月	勤労感謝の日	23 水		23 土		23 火		23 火	
24 土		24 火		24 木		24 日		24 水		24 水	
25 日		25 水		25 金		25 月		25 木	創立記念日	25 木	
26 月		26 木		26 土		26 火	試験・補講期間	26 金	修論概要提出	26 金	
27 火		27 金	入構制限	27 日		27 水	試験・補講期間	27 土		27 土	
28 水		28 土	入構制限	28 月		28 木	試験・補講期間	28 日		28 日	
29 木		29 日	入構制限	29 火		29 金	修論提出(法)			29 月	
30 金		30 月		30 水		30 土	試験・補講期間			30 火	
31 土				31 木		31 日				31 水	

地域文化研究科へようこそ

地域文化研究科長 黒澤 亜里子

地域文化研究科に入学された皆さん、ご入学おめでとうございます。

大学院は学部とはちがいで、研究を主とする専門機関です。皆さんはそれぞれの研究目標をもって入学されたことと思いますが、誰でもはじめから立派な研究ができるわけではありません。学術論文には科学的な論証性が求められます。知識も技術も必要です。私たち教員は、これまでの研究経験をもとに、テーマ選定から、情報にたどりつく方法、論文を組み立て、書く方法までを助言し、ていねいにサポートしていきます。

では、そもそも研究とは何でしょうか。研究に求められるのは独自性と先取性（プライオリティ）ですが、突き詰めれば、「答えがない問題」を考えること、その問題に対処する新しい思考や方法を見つけ出すことだと思います。そのためには、「自分のテーマと関係ないから」と切り捨てず、できるだけ幅広いジャンルや知識に目を配り、自己の可能性を広げることが大切です。

たとえば環境問題を考えるには理科系の知識だけでなく、社会、政治、経済、歴史、文化などの文系の知識が必要です。高齢化の問題には、心理、経済、社会福祉などのさまざまな分野の知識が必要になるでしょう。また、世界中の文学を読めば、多様な他者の感じ方、ものの見方を理解する手がかりになります。

地域文化研究科には「南島文化専攻」「英米言語文化専攻」「人間福祉専攻」の三つの専攻課程があります。特に1年次のうちは他専攻の講義にもたくさん参加して、その分野の専門家である教員や研究仲間から多くのことを学んでください。一見すると関係がなさそうな領域に触れることにより、思いがけない「気づき」が生まれ、オリジナリティにとんだ横断的な研究に繋がっていくことでしょう。

また、大学院は研究者同士の人的交流の場でもあります。たとえ専門が異なっても教員や他の仲間と積極的に交流することは、視野を広げ、将来への大切な糧となります。他の大学や大学院の講義を聴講したり、県内外の学会、研究会に参加したりするなど、積極的に学びの場を広げてください。研究とは孤独なものですが、互いに励ましあって、充実した大学院生活を過ごしてください。

皆さんが、未来を創造するすぐれた専門家として地域や社会に貢献されることを心から願っています。

地域産業研究科へようこそ

地域産業研究科長 兪 炳強

大学院地域産業研究科に入学した皆さん、ご入学おめでとうございます。地域産業研究科担当教員を代表して皆さんのご入学を歓迎いたします。

ご存知のように、1990年代以降、経済のグローバル化が急速に進展し、多くの国や地域の経済発展を牽引してきました。しかし、今日、世界の社会経済情勢をめぐって、イギリスのEU離脱や米中貿易摩擦など大きな問題が現れ、世界レベルでビジネスや経済への影響が懸念されています。一方、ICT（情報通信技術）の著しい進展に伴い、世界をめぐる経済環境に大きな革新をもたらし、越境データの利用に関わるルールづくりなど重要な課題がありますが、今後様々なビジネスイノベーションが期待されています。

ところで、沖縄に目を向けますと、道路や港湾などの社会資本の整備・充実に伴い、観光リゾート産業が大きく発展し、国内外からの入域観光客数は一千万人の大台を突破しました。特に、2012年以降の全国的な著しいインバウンドの進展に伴い、沖縄への外国人観光客数が急速に増加しました。今後、那覇空港第二滑走路の運用開始を機に、国内外の観光客数の増加や更なる観光産業の発展が期待されます。しかし、観光客数の増加による宿泊施設の確保、客単価の増加、オーバーツーリズム問題への対応、観光リゾート産業と地域の他産業とのネットワーク効果を図る連携強化、観光産業の基礎である沖縄の自然環境・観光資源の保全など多様な課題が想定されます。今後沖縄の持続的な発展を図るには、このような観光リゾート産業をめぐる諸課題のほか、製造業が脆弱な問題、所得格差の問題、雇用ミスマッチの問題、財政依存の問題、基地問題、子ども貧困の問題など様々な社会経済的問題への対応策が求められています。

地域産業研究科では、地域産業・経済発展の原動力となる高度な専門知識をもつ人材育成を目指しています。そのため、教育研究分野は、経営領域・産業情報領域・経済領域・沖縄環境経済領域にわたり、経済学、経営学、マーケティング、会計学、情報、環境に関する科目が開設されています。また幅広い専門的知識を修得できるように、主専攻と副専攻が設置されています。本研究科は創設以来すでに二十年余りが経ちました。その間、現在すでに活躍している大学教員、公務員、研究員、税理士や中小企業診断士など多くの卒業生を輩出しました。

皆さんがこれからの大学院地域産業研究科での研究活動において、各自の専門分野に関するより高度な問題発見力・分析力を高め、地域産業・経済における諸課題に対処できる高度な専門知識をもつ人材に成長することを心から祈願しています。

サーチライトのように

法学研究科長 小西 由浩

「真っ先に法律家連中を皆殺しだ。」シェークスピアの劇中にはこんな物騒な台詞が出てきます。「三百代言」「良き法律家は悪しき隣人」など、法の専門家を貶める言葉はいくらでもあります。しかし、逆説的ではありますが、世間に罵る言葉が多い職業ほど社会的に重要な役割を果たしてきたこともまた事実でしょう。

近年の「グローバル化」は、人・カネ・物が「国」という枠に縛られずに行き交う体制を構築しつつありますが、これは反面、国家の役割を縮減させるということの謂いでもあります。これを世界的な潮流という俯瞰ではなく、今を生きている「私」から眺めたときにはどう感じられるのでしょうか。国の役割が小さくなっていくこと——規制緩和やら構造改革といった言葉はもう聞き飽きているでしょうが——と同時に起こるのは、「ローカル化」と「私事化」です。つまり今まで国(に限らず何か自分たちより上位にある存在)にやってきてもらったことが、徐々に地方や個人の責任として観念されるようになる。自己決定・自己責任が問われる場面が増えていくのも、こうした流れの具体的な現れでしょう。

しかしながら、「私」は自分に関わる全ての事をよりよく選択できるとは限りません。むしろ選択を迫られている物事の複雑さ、情報の膨大さを前にして寄る辺もなく佇むばかりです。自分で選ばなければならないけども、その事をよく知っているわけではない。こうして人生の過程で生起する様々なイベントが「リスク化」していきます。ひたすらリスクを避け引き籠もるというのも一つの手かもしれませんが、リスク概念はその登場時から「取る」という動詞と組み合わせられていました。一寸先は闇、といいますが、それでも一步を踏み出すために必要なのは、世界を明るくしてくれる太陽のような存在ではなく——強いリーダーシップなんかに期待してはいけません——、自分の進路を照らすサーチライト型の専門知識でしょう。

法学研究科において、みなさんは法に関する専門知識と思考力(リーガルマインド)を涵養し、ますます複雑化していく社会にあって、より良い紛争解決策や選択肢を提示する能力を身に付けることを目指して下さい。そうして学生各自がそれぞれのサーチライトを携え社会に貢献する、本研究科がその一助となれば幸いです。

大学院学生生活

各種届出・相談窓口

皆さんの学生生活・研究活動における主な相談内容と担当部署をまとめました。ご確認いただき、各自で、ご対応ください。

各種手続きの相談窓口

相談内容	担当部署	場所	備考
長期間欠席する	学務課	本館2階	窓口で相談する
休講・日時・教室の変更について			ポータルメール・学内連絡・授業連絡を確認する
台風時の講義について			「台風等の場合の授業及び定期試験の措置に関する運用規程」の項を参照する ※p.152参照
休学・退学・復学・再入学を考えている			窓口で相談する
現住所・氏名を変更した			速やかに届け出る
学生証を紛失した			窓口に届け出る
各種証明書がほしい			窓口で相談する
教室、PC等機器を借りたい			使用する1週間前までに窓口で申込む
グラウンド・体育館を借りたい			体育館管理室
TAをやってみたい	教学課	13号館1階	窓口で相談する
研究に関する規程等を知りたい	研究支援課	13号館1階	冲国大ポータルメール・学内連絡・授業連絡を確認する
人を対象とする研究審査を受けたい			指導教員と相談のうえ、冲国大ポータルにて手続方法を確認し、窓口で相談する
ものを紛失・拾得した・盗難にあった	学生課	本館2階	速やかに届け出る ※拾得物は学生課にて保管
学割証がほしい			証明書自動発行機で発行する。 ※p.8参照
セミナーハウスを利用したい			窓口で相談する ※p.16参照
いろいろな悩みを抱えている		9号館1階	キャンパス相談室・健康相談室・学生支援室で相談する。 ※詳細はp.14参照
健康について相談したい			健康相談室で相談する。 ※詳細はp.15参照
ケガなどの応急処置を受けたい			健康相談室で相談する。 ※詳細はp.15参照
障害の支援を受けたい			学生支援室で相談する。 ※詳細はp.15参照
障害について相談したい		学生支援室で相談する。 ※詳細はp.15参照	
就職について知りたい		キャリア支援課	本館3階
資格を取得したい	窓口で相談する。		
留学生と交流したい	グローバル教育支援センター	本館1階	窓口で相談する。

各種証明書

証明書の種類によっては、発行までに時間がかかる場合があります。時間に余裕をもって申請してください。

各種証明書	担当部署	発行形態	交付日	手数料
成績・単位修得証明書	学務課	証明書自動発行機から購入	即日	一通200円
在学証明書				
修了証明書				
修了見込証明書				
単位修得証明書				
英文証明書(各種)				
その他、証明書	学務課窓口で発行を承ります	依頼後 一週間程度	一通300円	
学割証	学生課	証明書自動発行機から発行	即日	無料

※注意※

証明書発行機設置場所・・・本館（1号館）2階学務課横

証明書自動発行機稼働時間・・・月曜日～日曜日：8:30-22:00（旧盆、年末年始休、入学試験日、故障・メンテナンス時を除く）

各種願出・届出など

	手続書類	担当部署	備考
願出	休学願	学務課	病気・その他やむを得ない理由があるとき(半期又は1年)
	復学願		休学者が復学しようとするとき
	退学願		病気・その他やむを得ない理由があるとき
	科目等履修生願書		学部の授業科目の単位を修得したいとき、あるいは教職免許等の資格取得のため単位が必要なときは科目等履修生として受講することができます。 ※詳細は、大学HPもしくは学務課窓口まで
届出	欠席届	学務課	病気その他やむを得ない理由により授業が受けられないときは欠席届を担当教員に提出する ※病気のときは診断書を添付すること
	住所変更届		本籍、本人及び保証人の住所、電話番号などの変更があったときは必ず届け出る
	保証人変更届		誓約書(学務課窓口で配布)を添えて、新たな保証人を必ず届け出る。
	改姓(名)届		戸籍抄本を添えて届け出る
	奨学金関係書類	学生課	募集時期に冲国大ポータルの学内連絡へ掲示します
	紛失・盗難届		随時、受け付けています
	遺失物・拾得物届		随時、受け付けています

学費納付について

納入期間

学費は、年額を前期分と後期分に分けて納入します。

下記納入期間内に遅れないように納入してください。(学費等納入規程第3条参照)

前期分・・・・・・3月1日～3月31日

後期分・・・・・・9月1日～9月30日 ※金融機関の休日は除く。

納入方法

(1) 本学から郵送される『学費納付書』を用いて、所定の納入期間内に本学指定の金融口座に振込んでください。なお、『学費納付書』が届かない場合は、会計課に請求してください。

※『学費納付書』は保証人(父母等)の住所へ学生の氏名を併記して郵送しますので、事前に保証人へお知らせください。

なお、住所を変更した場合や、『学費納付書』の送付先を変更したい場合は、速やかに学務課で必要な手続きを行ってください。手続きを行っていない場合は、『学費納付書』を送付することができなくなりますので、必ず手続きを行ってください。

(2) 休学者が復学する場合の学費納入について

復学手続き完了後に本学から郵送される『学費納付書』を用いて、所定の期日までに納入してください。

学費等の納入についての留意点

(1) 納入期間内に学費を納入しなかった場合は、大学院学則第29条第4項により『除籍』となります。

(2) 休学を許可された者は、学費等納入規程第9条に定める『学籍料』を所定の期日までに会計課にて納入してください。

問合わせ先

部署名：会計課 電話番号：098-892-1111 (内線1124)

場 所：本館4階 窓口時間：平日月曜～金曜 9:00 - 17:00

学生生活・研究活動支援

皆さんが入学から修了するまでの間、ご自身の学生生活・研究活動を支援するために、様々な施設設備、サービスを提供しています。積極的にご利用ください。また、本学において研究活動を行う際には、研究に携わる者として遵守すべき規則や支援があります。研究活動を行う際には、必ず確認するようにしてください。

沖国大ポータルサイト

「沖国大ポータル」は、パソコンやスマートフォンを使って、本学学生が最新の諸連絡を確認できるシステムです。利用するには、大学から配布されるユーザーアカウント・パスワードが必要です。

講義や諸連絡は、すべて Web 上で行います。ポータルからメール・学内連絡・授業連絡については、毎日、確認してください。

ポータルで連絡した事項は、すべて伝達したものと取り扱います。メールや連絡の見落としによる不利益は学生自身の責任となりますので、十分に注意してください。



学生証

学生証はあなたが本学の学生であることを証明するものです。通学の際は必ず携帯してください。施設の入館時や施設設備の借用申請の際に提示を求められる場合もあります。学生証は紛失・汚損のないよう十分に注意して取り扱ってください。

個人用ロッカー

各研究科の自習室にロッカーを設置しています。学務課で借用手続きをすれば、修了までの期間、利用することができます。研究資料の一時保管場所としてご利用ください。

コピーカード (IC カード)

皆さんの研究活動を支援するに当たり、資料の複写等のために、コピーカードを貸出しています。年間 1,000 枚のコピーが可能です(モノクロ印刷の場合)。不足した場合は、研究支援課で手続きの上、追加購入が可能です。13号館6階共同研究室などに設置されているコピー機で利用することができます。



学生保険

本学では、教育活動中の不慮の災害事故ならびに損害賠償の保証に備えるために、保険制度を導入しています。安心した学生生活を送るために、入学から最短修学年限の終期まで、原則全員加入としています（保険料は入学時に納入済み）。保険の詳細は、入学式で配布した保険のしおりをご覧ください。

※この保険で対象となるケガや事故が生じた場合は、学生課窓口申し出て、手続きを取ってください。

（学籍の異動（再入学、卒業保留等）がある場合は、保険期間変更の手続きが必要です。）

1. 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

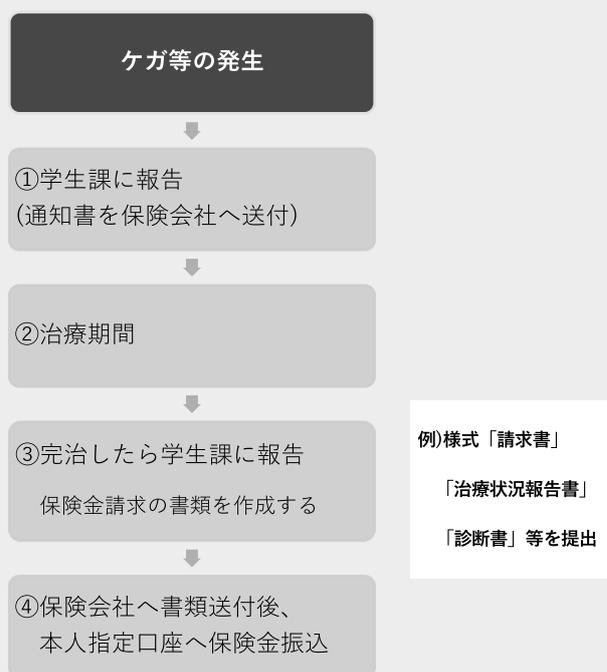
教育活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に障害を被った場合に、保険対象内であれば、保険金が支払われます。

対 象

以下の活動中に被った身体の傷害

- ①正課授業，学校行事参加中（治療日数 1 日目から）
- ②上記①以外で学校施設内にいる間の課外活動中（治療日数 14 日以上）
- ③学校施設外で大学に届け出た課外活動中（治療日数 14 日以上）
- ④通学中、学校施設等相互間の移動中（治療日数 4 日以上）

手続きの流れ(1.学研災)



2. 学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）

日本国内外において、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したりすることにより発生する法律上の損害賠償をカバーする保険です。

対象範囲

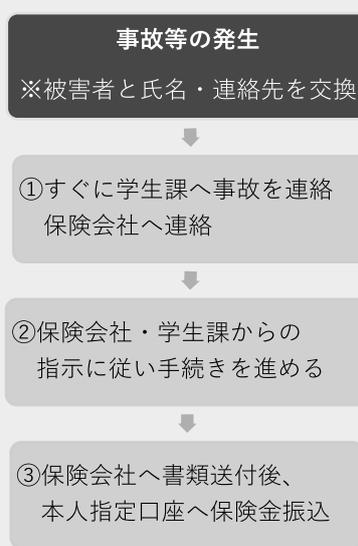
正課、学校行事または課外活動及びその往復中、インターンシップ、介護体験活動、教育実習、ボランティア活動及びその往復中。

ただし、大学が正課・学校行事、課外活動として認めた場合に限りです。 ※原付・バイク・自転車等で通学中の事故は補償の対象外です。

補 足

賠償金は被害者の過失の割合や、他の者の責任割合を勘案して決定されます。賠償事故については、被害者にも過失があるものが多いため、手続きの際は事前に保険会社と十分に相談してください。手続きの詳細は学生課窓口でおたずねください。

手続きの流れ(2.付帯賠償)



研究活動支援

本学で研究活動を行うにあたり、下記の内容について沖国大ポータルや web サイト等を通して情報発信しています。ご自身の研究活動を行う前に、是非ご確認ください。

- 沖縄国際大学における研究者等の行動規範 → 本学 Web サイト
- 個人の行動、環境、心身等に関する情報データ等を収集・採取して行われる人を対象とする研究倫理審査について → 沖国大ポータル
- 研究倫理教育 e ラーニング教材「eL CoRE (エルコア)」の受講推進 → 沖国大ポータルや Email

問合わせ先

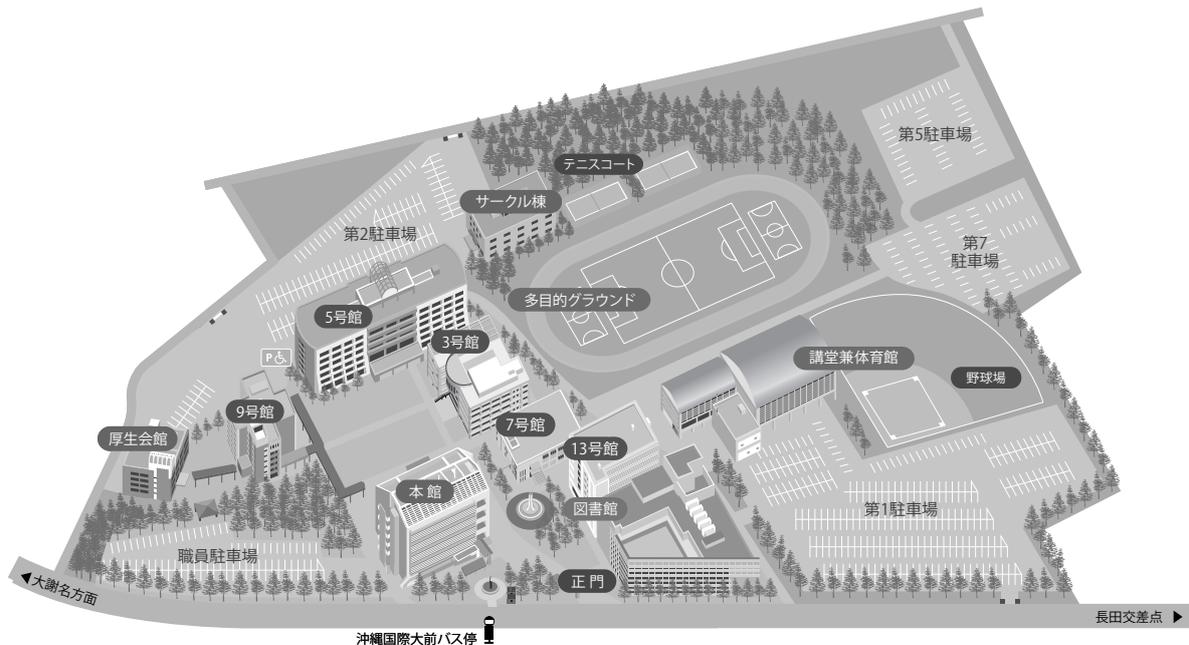
部署名：研究支援課 電話番号：098-892-1111 (内線 6114、6115)

場 所：13 号館 1 階 窓口時間：月曜～金曜 9：00 – 17：00

施設利用案内

皆さんの学生生活・研究活動において、下記の施設を必要に応じて利用することができます。以下の案内を確認し、ご利用ください。詳細については、窓口時間を確認の上、直接、担当部署へ問い合わせるか、各施設発行のリーフレット等をご確認ください。

キャンパスマップ



13号館 6階

地域産業研究科

- 13-601 自習室
- 13-602 資料閲覧室

地域文化研究科

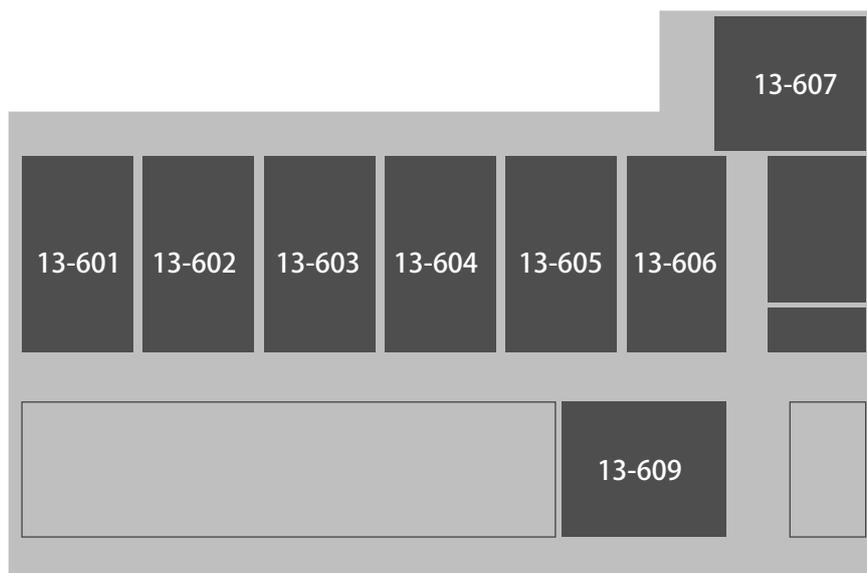
- 13-603 自習室
- 13-604 資料閲覧室

法学研究科

- 13-606 資料閲覧室
- 13-607 自習室

全研究科共同

- 13-605 共同研究室
- 13-609 共同自習室



大学院生の研究活動を支援する目的として、2階及び地下2階に大学院生が利用可能な研究個室（パソコン常置）を21室設置しています。ご利用の際は1階カウンターで申請を行ってください。

利用時間

月～金：8：30～22：30 土：9：00～21：30
日：10：00～17：30

**学生印刷室****3号館1階**

- 受付時間：月～土 9：00～18：30
 ※日曜・祝祭日はお休みです

学習や研究で使用する資料を作成する目的で、学生印刷室を利用することができます。原則として講義と無関係な資料などの印刷はできません。また、手続き不要な有償コピー機も設置してあります。ご利用ください。

**印刷の手順**

- ① 印刷する原稿と学生証を持参し、学生印刷室で印刷カードを借りる。
- ② 学生印刷室で、印刷機に印刷カードをセットして印刷する。
- ③ 印刷が終わり次第、印刷した資料をすべて持参し、印刷カードを返却する。

キャンパス相談室**9号館1階**

- 開室時間：月～金 9：00～18：00 夏季・春季休暇中も開室しています

専門のカウンセラーが、対人関係の悩みや学生生活の悩み、研究がはかどらない悩み、ハラスメントに関する悩みなどの相談に応じています。なお、来室したことも含めて利用者のプライバシーは厳守されますので、お気軽にご利用ください。

利用方法（予約の取り方）

キャンパス相談室に直接来室されるか、TELもしくはメールで予約してください。

TEL：098-893-3934 / E-mail：consult@okiu.ac.jp（予約問合せのみ）

※教職員から紹介してもらうこともできます。

※ご家族や友人と一緒に相談することも可能です。

健康相談室

9号館1階

- 窓口時間：月～金 9:00～19:00 土 9:00～17:00
- 休暇期間：月～金 9:00～17:00

学生生活の中で起こるケガ・体調不良・悩みなどのほか、健康に関する悩みを解決するお手伝いをします。また、健康に関する資料や情報を提供しています。健康に関する悩みがある場合は、足をお運びください。

主な業務 定期健康診断 / 応急処置 / 健康相談 / 健康教育 など

学生支援室

9号館1階

- 窓口時間：月～金 9:00～19:00

誰もが学生生活を快適に過ごすことができるよう、障害のある学生や修学上の困難がある学生のあらゆる相談を受け付けます。加えて、サポートが必要な学生への修学支援を行っています。また、学外でのボランティア活動支援も行っていますので、関心のある方はお気軽に足をお運びください。

主な業務

- ・障害学生支援…障害のある学生についての相談、障害のある学生への支援など
- ・ボランティア活動支援…ボランティア活動に関する情報提供など

キャリア支援課

本館3階

- 窓口時間：月～金 9:00～19:00

皆さんの就職・資格取得をサポートするため、様々な支援・情報提供を行っています。就職セミナー・イベントの日程や申込み等については、[冲国大ポータルの学内連絡](#)で各自、確認してください。遠慮なく窓口でご相談ください。

主な業務

- ・就職関連行事の実施…就職ガイダンス、各種就職対策講座、就職講演会など
 - ・就職関連資料の提供…求人票、求人企業ファイル、公務員採用試験要項ファイルなど
- ※ Live Campus 就職システムでも、情報を提供しています。

グローバル教育支援センター

本館1階

- 窓口時間：月～金 9:00～17:00

グローバル教育支援センターでは、外国人留学生のサポートをはじめ国際交流に関する情報提供、語学検定や対策講座の申込み、外国人留学生の奨学金申請および国際交流関係の奨学金に関する情報提供を行っています。また、留学生や国際交流に興味のある学生が自由に集える国際交流ラウンジ（5号館2階）もご利用ください。

コンピュータ教室

5号館,13号館

学生の皆さんが授業で使用している時間以外にも、教育・研究目的のためにコンピュータ教室を開放しています（詳細は、本学公式 web サイト情報センターページの「コンピュータ教室利用案内」を参照）。PC 教室の機器トラブルの際は、コンピュータ管理室までご連絡ください。

利用時間

		月～土	日
5号館	講義開講時期	8:30～22:30	10:00～17:30
	夏・冬・春期休業期間	9:00～20:30	10:00～17:30
13号館	講義開講時期	8:30～22:30	閉室
	夏・冬・春期休業期間	9:00～20:30	閉室

※祝祭日はお休みです

厚生会館

後援会事務室

書店などがある厚生施設です。会議室、宿泊室、ホール、ラウンジを使用する場合は、事前に申請が必要です。使用を希望する場合は、使用日の7日前までに所定の使用許可願書（様式第1号）に使用計画書及び使用者名簿を添えて後援会事務室（厚生会館3階）へ提出してください。

営業時間

朝 野 書 房(1階)	
営業時間	8:15～19:00
春・夏・冬休み	その都度掲示を行う
土日・祝祭日	休 業

東村セミナーハウス

使用を希望する学生は、学生課窓口で利用状況を確認した上で、「セミナーハウス使用申込」を使用日2週間前までに学生課へ届け出てください



地上3階建ての建物には約70名の宿泊が可能です。全室テレビ・クーラー完備。研修室には、マイク・ビデオ・プロジェクターなどAV機器が設置されています。また、テニスコートやグラウンドも利用できます。

〈宿泊室等の使用料金表〉

宿泊室A	4,400円	夕・朝食込
宿泊室B	3,850円	夕・朝食込
研修室	1,100円/1室/1時間毎	宿泊客 無料
テニス コート	昼 330円/1面/1時間	
	夜 660円/1面/1時間	

※宿泊料金は夕食・朝食を含む。ただし、特別な事情がある場合は夕食・朝食の料金は別にすることができる。
※使用料金は変更されることがありますので、ご利用の際はご注意ください。

地域文化研究科

「南島文化専攻 科目の履修方法」

1 修了要件

本研究科の修了要件は標準 2 年在学し、地域文化研究科所定の科目を 32 単位以上（特定課題研究提出による修了の場合 36 単位以上）履修し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定課題研究の審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 領域別履修

学生は入学試験の際に選択した研究領域に沿って、各領域の必修科目である特殊研究Ⅰ及び特殊研究Ⅱを中心にその領域内の関連科目を履修する。さらに総合的学習を図る目的から専門領域以外の他領域、他専攻、他研究科から 8 単位以内（ただし、特殊研究Ⅱは除く）を履修することができる。

3 セメスター制

本研究科はセメスター制を採用している。この制度は 1 学年度を前期と後期に分けて 2 学期制にしたものであり、学期単位で単位履修が可能となる。登録は各学期の初めとする。特殊研究Ⅰと特殊研究Ⅱは通年演習科目であることから、履修期間は 1 年（前期と後期）となる。

4 集中講義

標準 2 年で修了できるように、夏期休暇中も 2 領域以上にわたって集中講義が 6 校時以降（夜間）に計画されている。

5 修士論文及び特定課題研究の作成

【修士論文】

学生は専門領域内の特殊研究Ⅰ及び特殊研究Ⅱを履修するとともに、指導教員を第 1 セメスター（7 月）の終わり頃までに決定し、論文作成の準備をしなければならない。そして第 2 セメスターの中頃（12 月）には論文テーマを指導教員に提出し、第 2 セメスターの終わり頃（2 月）には論文概要（outline）を研究科長に提出しなければならない。第 3 セメスターの終わり頃（8 月）には修士論文の中間発表を行い、第 4 セメスターの終わり頃（1 月）には修士論文を提出する。

【特定課題研究】

学生は専門領域内の特殊研究Ⅰ及び特殊研究Ⅱを履修するとともに、修士論文指導教員を第 1 セメスターの終わり頃までに決定し、論文作成の準備をしなければならない。そして第 2 セメスターの中頃（12 月）には論文テーマを指導教員に提出し、第 2 セメスターの終わり頃（2 月）には論文概要（outline）を研究科長に提出しなければならない。また、特定課題を選択する場合、論文概要（outline）提出時に、指導教員の承諾を経て研究科長へ申請し承認を経なければならない。（申請方法は別途通知する）第 3 セメスターの終わり頃（8 月）には特定課題研究の中間発表を行い、第 4 セメスターの終わり頃（1 月頃）には特定課題研究を提出する。

6 科目履修・研究計画

期別	第1 Semester	夏期集中講義	第2 Semester	第3 Semester	夏期集中講義	第4 Semester
計画内容	・専門領域の確定		・専門領域から4科目以上履修	・特殊研究Ⅱの登録		・修士論文又は特定課題研究提出
	・特殊研究Ⅰの登録		・関連する他領域から2科目以上履修	・専門領域から履修・関連する他領域から履修		・最終試験(面接)
	・専門領域から4科目以上履修	集中講義で1科目～2科目履修	・修士論文概要提出	・修士論文中間発表	必要に応じて履修	・修士論文発表(特定課題研究選択者も該当する)
	・関連する他領域から2科目以上履修		・特定課題研究選択の承認(※該当者のみ)			
	・論文指導教授の確定					
履修状況	12単位以上	4単位以上	12単位以上	4単位以上		既に履修及び履修中の単位を合計して32単位以上(特定課題研究の場合36単位以上)

7 専修免許に必要な教職専門科目の履修

専修免許を希望する学生は、免許の種類に応じて下記の要領で履修しなければならない。

	専攻	コース	免許の種類	必要単位数	履修科目
地域文化研究科	南島文化専攻	国語コース	中学校教諭専修免許(国語)	24	言語文化領域内の授業科目
			高等学校教諭専修免許(国語)		
	社会コース	中学校教諭専修免許(社会)	高等学校教諭専修免許(地理歴史)	24	民俗文化領域及び先史・歴史文化領域内の授業科目
		高等学校教諭専修免許(公民)			

8 履修モデル

	論文の種類別	第1セメスター	第2セメスター	第3セメスター	第4セメスター
言語文化領域	修士論文	南島言語文化特殊研究I(4単位)		南島言語文化特殊研究II(4単位)	
		自領域の科目から4科目(8単位)以上 他領域の科目から1科目(2単位)以上	自領域の科目から4科目(8単位)以上 他領域の科目から1科目(2単位)以上	自領域及び他領域を含め2科目 (4単位)以上	
	特定課題研究	自領域の科目から4科目(8単位)以上 他領域の科目から1科目(2単位)以上	自領域の科目から4科目(8単位)以上 他領域の科目から1科目(2単位)以上	自領域及び他領域を含め2科目 (4単位)以上	
		自領域及び他領域を含め2科目(4単位)以上			
民俗文化領域	修士論文	南島民俗文化特殊研究I(4単位)		南島民俗文化特殊研究II(4単位)	
		自領域の科目から4科目(8単位)以上 他領域の科目から1科目(2単位)以上	自領域の科目から4科目(8単位)以上 他領域の科目から1科目(2単位)以上	自領域及び他領域を含め2科目 (4単位)以上	
	特定課題研究	自領域の科目から4科目(8単位)以上 他領域の科目から1科目(2単位)以上	自領域の科目から4科目(8単位)以上 他領域の科目から1科目(2単位)以上	自領域及び他領域を含め2科目 (4単位)以上	
		自領域及び他領域を含め2科目(4単位)以上			
先史・歴史文化領域	修士論文	南島先史・歴史文化特殊研究I(4単位)		南島先史・歴史文化特殊研究II(4単位)	
		自領域の科目から4科目(8単位)以上 他領域の科目から1科目(2単位)以上	自領域の科目から4科目(8単位)以上 他領域の科目から1科目(2単位)以上	自領域及び他領域を含め2科目 (4単位)以上	
	特定課題研究	自領域の科目から4科目(8単位)以上 他領域の科目から1科目(2単位)以上	自領域の科目から4科目(8単位)以上 他領域の科目から1科目(2単位)以上	自領域及び他領域を含め2科目 (4単位)以上	
		自領域及び他領域を含め2科目(4単位)以上			
社会文化領域	修士論文	南島社会文化特殊研究I(4単位)		南島社会文化特殊研究II(4単位)	
		自領域の科目から4科目(8単位)以上 他領域の科目から1科目(2単位)以上	自領域の科目から4科目(8単位)以上 他領域の科目から1科目(2単位)以上	自領域及び他領域を含め2科目 (4単位)以上	
	特定課題研究	自領域の科目から4科目(8単位)以上 他領域の科目から1科目(2単位)以上	自領域の科目から4科目(8単位)以上 他領域の科目から1科目(2単位)以上	自領域及び他領域を含め2科目 (4単位)以上	
		自領域及び他領域を含め2科目(4単位)以上			

南島文化専攻 科目担当教員

領域	授業科目	担当者	備考
言語文化	南島言語文化特殊研究Ⅰ・Ⅱ	西岡 敏	
	日本言語文化特殊研究Ⅰ・Ⅱ	黒澤 亜里子	
	日本言語文化特殊研究Ⅰ・Ⅱ	葛綿 正一	
	南島文学特論ⅠA・ⅠB	狩俣 恵一	学外講師
	南島文学特論ⅡA・ⅡB	山口 真也	2020年度閉講
	南島方言学特論Ⅰ・Ⅱ	西岡 敏	
	日本古典文学特論ⅠA・ⅠB	田場 裕規	
	日本古典文学特論ⅡA・ⅡB	葛綿 正一	
	日本近現代文学特論ⅠA・ⅠB	黒澤 亜里子	
	日本近現代文学特論ⅡA・ⅡB	村上 陽子	
	南島芸能特論Ⅰ・Ⅱ	大城 學	学外講師
	国語教育学特論Ⅰ・Ⅱ	桃原 千英子	
	南島言語文化特論(集中講義)	又吉 里美	学外講師
	民俗文化	南島民俗文化特殊研究Ⅰ・Ⅱ	石垣 直
東アジア文化人類学特論ⅠA・ⅠB		石垣 直	
東アジア文化人類学特論Ⅱ・Ⅲ		津波 高志	学外講師
南島民俗特論Ⅰ・Ⅱ		及川 高	
南島民俗宗教特論Ⅰ・Ⅱ		-	2020年度閉講
南島地理学特論Ⅰ・Ⅱ		小川 護	
地理教育学特論		崎浜 靖	
民族誌特論(集中講義)		-	2020年度閉講
先史歴史文化	南島先史文化特殊研究Ⅰ・Ⅱ	上原 静	
	南島歴史文化特殊研究Ⅰ・Ⅱ	深澤 秋人	
	南島史学特論ⅠA・ⅠB	-	2020年度閉講
	南島史学特論ⅡA・ⅡB	深澤 秋人	
	南島先史文化特論Ⅰ・Ⅱ	上原 静	
	考古学特論Ⅰ・Ⅱ	池田 榮史	学外講師
	文化財保存特論	上原 静	
	アジア先史文化特論(集中講義)	樋泉 岳二	学外講師
社会文化	南島社会文化特殊研究Ⅰ	桃原 一彦	
	南島社会文化特殊研究Ⅱ	-	2020年度閉講
	南島社会特論Ⅰ	秋山 道宏	
	南島社会特論Ⅱ	-	2020年度閉講
	家族社会学特論Ⅰ・Ⅱ	-	2020年度閉講
	植民地社会特論Ⅰ	藤波 潔	
	植民地社会特論Ⅱ	-	2020年度閉講
	社会学研究法特論	桃原 一彦	
	社会統計学特論	宮平 隆央	学外講師
	社会心理学特論Ⅰ・Ⅱ	-	2020年度閉講
	比較社会文化特論Ⅰ	上江洲 薫	
	比較社会文化特論Ⅰ	桃原 一彦	
	比較社会文化特論Ⅱ	桃原 一彦	
	国際社会学特論	新垣 誠	学外講師
現代社会文化特論(集中講義)	-	2020年度閉講	

地域文化研究科

①南島文化専攻

研究指導計画書



地域文化研究科 南島文化専攻 【言語文化領域】 指導教員：西岡 敏

期別	研究指導計画・内容
第一セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 研究計画書および学部における卒業論文の検討 2. 修了に必要な単位履修の指導 3. 修士論文の研究テーマの決定（資料収集開始） 4. 協力者となる方言話者との打ち合わせ 5. 先行文献の目録作成および検討 6. 関係する学会への積極的参加を促す 7. 夏期休暇中の調査・研究計画を提出する
第二セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 夏期休暇中の方言調査・研究についてレポート 2. 調査・研究について、今後の課題を討議する 3. 先行文献の整理と研究史的な視点の構築 4. テーマに即して論文作成を始める 5. 修士論文の概要を作成する 6. 中間発表会に向けて発表の準備を行う 7. 春期休暇中の調査・研究計画を提出する
第三セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 春期休暇中の方言調査・研究についてレポート 2. 修士論文提出までの研究計画を策定 3. 中間発表会および学会に向けて、研究成果をまとめる 4. 中間発表会および学会での発表（7月） 5. 発表でのコメントをもとに、論文の再検討を行う 6. 全体の目次と粗原稿の作成 7. 夏期休暇中の調査・研究計画を提出する
第四セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 修論の下書きを逐次指導教員に提出し、チェックを受ける 2. 12月の講義終了までに修士論文を仮提出 3. 修士論文の手直しおよび本提出 4. 最終試験、最終発表会に向けた準備 5. 学会誌への投稿

地域文化研究科 南島文化専攻 【言語文化領域】 指導教員：黒澤 亜里子

期別	研究指導計画・内容
第一セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1年次において、日本言語文化特殊研究Ⅰ以外に20単位以上履修するよう指導する。 2. テーマおよび研究計画を提出させる。 3. 文献探索の方法を指導する。 4. 基礎研究（先行文献の収集、研究史作成等）を行わせ、各自のテーマおよび研究計画に添った助言、指導を行う。 5. 夏期合宿において、第1セメスターでの研究成果を発表させる。
第二セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 毎回、発表を行わせ、各自の進捗に添った指導、助言を行う。 2. 必要に応じて、随時、資料、調査を補足、追加させる。 3. 紀要論文への投稿を目標に、助言指導を行う（10月～12月）。 4. 学位論文の概要を作成させる（2月末提出）。 5. 夏期合宿において研究成果を発表させる。
第三セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日本言語文化特殊研究Ⅱ以外のすべての単位を履修しておくよう指導、助言する。 2. 昨年度末に提出した紀要論文の成果をふまえ、論文作成の年間計画を提出させる（4月）。 3. 修士論文中間発表会を目標に、研究成果をまとめさせる（4～7月）。 4. 中間発表会での指摘、反省点を踏まえ、論文の構成、内容、方法等を総合的に再検討させる（7月末）。
第四セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 12月の講義終了時までに修士論文の下書きを提出させる。 2. 全体を通して総点検を行い、論文を手直しさせる（1月末日提出）。 3. 最終試験、発表会に向けて準備を行わせる。

地域文化研究科 南島文化専攻 【言語文化領域】 指導教員：葛綿 正一

期別	研究指導計画・内容
第一 セメ スタ ー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1年次において、日本語文化特殊研究Ⅰ以外に20単位以上履修するよう指導する。 2. テーマおよび研究計画を提出させる。 3. 文献探索の方法を指導する。 4. 基礎研究（先行文献の収集、研究史作成等）を行わせ、各自のテーマおよび研究計画に添った助言、指導を行う。 5. 夏期合宿において、第1 Semesterでの研究成果を発表させる。
第二 セメ スタ ー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 毎回、発表を行わせ、各自の進捗に添った指導、助言を行う。 2. 必要に応じて、随時、資料、調査を補足、追加させる。 3. 紀要論文への投稿を目標に、助言指導を行う（10月～12月）。 4. 学位論文の概要を作成させる（2月末提出）。
第三 セメ スタ ー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日本語文化特殊研究Ⅱ以外のすべての単位を履修しておくよう指導、助言する。 2. 昨年度末に提出した紀要論文の成果をふまえ、論文作成の年間計画を提出させる（4月）。 3. 修士論文中間発表会を目標に、研究成果をまとめさせる（4～7月）。 4. 中間発表会での指摘、反省点を踏まえ、論文の構成、内容、方法等を総合的に再検討させる（7月末）。 5. 夏期合宿において研究成果を発表させる。
第四 セメ スタ ー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 12月の講義終了時までに修士論文の下書きを提出させる。 2. 全体を通して総点検を行い、論文を手直しさせる（1月末日提出）。 3. 最終試験、発表会に向けて準備を行わせる。

地域文化研究科 南島文化専攻 【民俗文化領域】 指導教員：石垣 直

期別	研究指導計画・内容
第一 セメ スタ ー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 調査・フィールドワークの手法、調査成果の分析、論文作成に関する基本的な作法を学ぶ。 2. 応募の際に提出した研究計画書（当初研究計画書）をもとに、各受講生の研究テーマを検討・確定する。 3. 当該テーマに関連する先行研究（著作・論文・報告書など）を調べ、参考文献リストを作成する。 4. 研究テーマの目的と意義をしながら、個別の先行研究の読み込みを行う。 5. 初年度夏季休暇中の研究計画（休暇中研究計画①）を提出する。
第二 セメ スタ ー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各受講生が、夏季休暇中の研究計画の実施状況を報告する。 2. 参考文献リストに沿って、各受講生の研究テーマに関連する先行研究の読み込みを行う。 3. 研究の進行状況を逐次発表し、状況に応じて問題設定、調査手法、論点を調整する。 4. 初年度の研究進捗状況を整理しつつ、修士論文の構成案（各章／節／具体内容）を検討する。 5. 春季休暇中の研究計画（休暇中研究計画②）を提出する。
第三 セメ スタ ー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各受講生が、春季休暇中の研究計画の実施状況を報告する。 2. 調査・研究成果を踏まえ、各受講生の修士論文のオリジナリティについて検討・報告する。 3. 修士論文の全体構成を練り直しながら、修士論文中間発表会にむけた準備を進める。 4. 修士論文中間発表会での反省を踏まえ、夏季休暇中の研究計画（休暇中研究計画③）を提出する。 5. 夏季休暇中に全体的な基本構成の粗原稿（各章／節／具体内容・段落の概要）を完成させる。
第四 セメ スタ ー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各受講生が、夏季休暇中の研究計画の実施状況を報告し、その成果を検討する。 2. 修士論文の下書き原稿を書き進め、逐次指導教員に提出して、指導を受ける。 3. 論文審査にあたる教員にも下書き原稿を提出して助言を受け、指導教員と改善案を検討する。 4. 各受講生は、指導教員および論文審査にあたる教員の助言をもとに、原稿を推敲する。 5. 修士論文提出前に、書き上げた原稿を指導教員に提出して最終チェックを受け、完成論文を提出する。

地域文化研究科 南島文化専攻 【先史・歴史文化領域（歴史）】 指導教員：深澤 秋人

期別	研究指導計画・内容
第一セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応募の際に提出した研究計画書に基づき、研究テーマおよび問題意識を確認する。 2. 研究テーマについて、研究史上での位置づけや意義を再検討する。 3. 重要視すべき先行研究を読み合わせ、当該論文の特徴および到達点と問題点を整理する。 4. 先行研究が引用した史料をリストアップしたうえで、読み下し文や現代語訳を批判的に検討する。 5. 研究史の整理と史料の収集を中心とした夏季休暇中の研究計画を作成・提出する。
第二セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 夏季休暇中の研究計画の実施状況と成果を発表する。 2. 修士論文（以下論文）の仮の章立てを作成したうえで、重要な章および節を明確にする。 3. 論文の重要箇所を踏まえるべき先行研究と引用する史料を明確にする。 4. 論文の章立てと春季休暇中の具体的な研究計画を作成・提出する。
第三セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 春季休暇中の研究計画の実施状況と成果を発表する。 2. 論文の問題意識と章立てを再確認したうえで、序論における課題を明確にする。 3. 論文の全体構成を構築したうえで、修士論文中間発表で重点的に報告する箇所を決め準備を進める。 4. 中間発表での指摘を踏まえ、論文の下書きを中心とした夏季休暇中の研究計画を作成・提出する。
第四セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 夏季休暇中の研究計画の実施状況と成果を発表する。 2. 指導教員のチェックを逐次受けながら推敲を行い、論文の下書きをひと通り完成させる。 3. 序論における課題と結論との整合性を再確認し、結論を明確にして下書きに反映させる。 4. 論文審査にあたる教員にも論文の下書きを読んでもらい、可能であればアドバイスを受け、指導教員と調整しながら下書きに反映させる。 5. 完成論文は事前に指導教員の最終的なチェックを受け、本提出する。

地域文化研究科 南島文化専攻 【先史・歴史文化領域（先史）】 指導教員：上原 静

期別	研究指導計画・内容
第一セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応募の際に提出した研究計画書にもとづき、各人の研究テーマの確認作業を実施する。 2. 研究テーマを確定したら、その研究の目的・意義について深く検討していく。 3. 先行研究を徹底的に調べ、その内容に評価を加えながら報告していく。 4. 先行研究のリストを作成し、体系的に整理する。 5. 夏季休暇中の研究計画を提出する。
第二セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 夏季休暇中の研究計画の実施状況を各自発表する。 2. 先行研究、参考文献リストに沿って、自分のテーマの研究目的を再確認していく。 3. 研究の進行状況を逐次発表していく。 4. 一年間の研究の進行状況をまとめる。 5. 春季休暇中の研究計画を提出する。
第三セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 春期休暇中の研究計画の実施状況について各自報告する。 2. 個々の論文のオリジナリティーの部分について報告していく。 3. 中間発表にむけて、論文の全体構成を完成させていく。 4. 中間発表での反省を踏まえ、夏季休暇中の研究計画を立てる。 5. 夏季休暇中に全体を通した草稿を仕上げる。
第四セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 夏季休暇中の研究計画の実施状況について点検する。 2. 完成論文の前に下書き論文を、逐次指導教員に提出して、点検を受ける。 3. 論文審査にあたる教員にも完成に近い下書き論文を読んでもらい、可能な限りの助言を受け、それを指導教員とも調整していく。 4. 完成論文の提出前に、指導教員に提出し、最終的な点検をうけたうえで、本提出する。

地域文化研究科 南島文化専攻 【社会文化領域】 指導教員：桃原 一彦

期別	研究指導計画・内容
第一 セメ スタ ー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応募時の研究計画書と卒業論文の知見を整理し、研究テーマを設定する。 2. 先行研究をリストアップ、その内容・意義・課題を報告し、体系的に整理する。 3. 先行研究に基づいて関連基礎資料について報告する。 4. 先行研究からの論点整理（概念構成と理論的方向性、仮説構成）を行う。 5. 調査対象者と調査方法を報告する。 6. 夏期休暇中の研究計画を提出する。
第二 セメ スタ ー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 夏期休暇中の研究計画の実施状況と研究成果を報告する。 2. 予備的な調査の報告と内容を検討する。 3. 本調査に向けた分析枠組みを検討し報告する。 4. 本調査に関する研究倫理の確認と手続きを行う。 5. 本調査に関する報告と内容を検討する。 6. 春期休暇中の研究計画を提出する。
第三 セメ スタ ー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 春期休暇中の研究計画の実施状況と研究成果を報告する。 2. 調査データの分析内容について報告する。 3. 調査項目と補足調査の再検討を行う。 4. 調査に関するデータの整理と解釈について報告する。 5. 中間報告会にむけて、論文の全体構成を確定する。 6. 中間報告会のふりかえりと今後の課題を確認する。 7. 夏期休暇中の具体的な研究計画を作成する。
第四 セメ スタ ー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 夏期休暇中の研究計画の実施状況と研究成果を報告する。 2. 論文の各章の草稿を、逐次指導教員に提出し、チェックを受ける。 3. 指導に基づいて、論文の推敲を行い、完成度を高めていく。 4. 論文全体の草稿を作成し、査読にあたる教員の助言を受けて、本提出に向けた修正を行う。 5. 完成論文の提出前に、指導教員に提出し、最終的な点検を受けて本提出する。 6. 完成論文の提出後、最終試験と発表会の準備を行う。

英米言語文化専攻 科目の履修方法

1 修了要件

本研究科の修了要件は標準 2 年在学し、地域文化研究科所定の科目を 32 単位以上（特定課題研究提出による修了の場合 36 単位以上）履修し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定課題研究の審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 領域別履修

学生は入学試験の際に選択した研究領域に沿って、各領域の必修科目である特殊研究Ⅰ及び特殊研究Ⅱを中心にその領域内の関連科目を履修する。さらに総合的学習を図る目的から他領域、他専攻、他研究科から 8 単位以内（ただし、特殊研究Ⅱは除く）を履修することができる。

3 セメスター制

本研究科はセメスター制を採用している。この制度は 1 学年度を前期と後期に分けて 2 学期制にしたものであり、学期単位で単位履修が可能となる。登録は各学期の初めとする。特殊研究Ⅰと特殊研究Ⅱは通年演習科目であることから、履修期間は 1 年（前期と後期）となる。

4 集中講義

標準 2 年で修了できるように、夏期休暇中も 2 科目（4 単位）以上の集中講義が原則として 6 校時以降（夜間）に計画されている。

5 修士論文及び特定課題研究の作成

【修士論文】

学生は専門領域内の特殊研究Ⅰ及び特殊研究Ⅱを履修するとともに、修士論文指導教員を第 1 セメスターの終わり頃までに決定し、論文作成の準備をしなければならない。そして第 2 セメスターの中頃（12 月）には論文テーマを指導教員に提出し、第 2 セメスターの終わり頃（2 月）には論文概要（outline）を研究科長に提出しなければならない。第 3 セメスターの終わり頃（8 月）には修士論文の中間発表を行い、第 4 セメスターの終わり頃（1 月）には修士論文を提出する。

【特定課題研究】

学生は専門領域内の特殊研究Ⅰ及び特殊研究Ⅱを履修するとともに、修士論文指導教員を第 1 セメスターの終わり頃までに決定し、論文作成の準備をしなければならない。そして第 2 セメスターの中頃（12 月）には論文テーマを指導教員に提出し、第 2 セメスターの終わり頃（2 月）には論文概要（outline）を研究科長に提出しなければならない。また、特定課題を選択する場合、論文概要（outline）提出時に、指導教員の承諾を経て研究科長へ申請し承認を経なければならない。（申請方法は別途通知する）第 3 セメスターの終わり頃（8 月）には特定課題研究の中間発表を行い、第 4 セメスターの終わり頃（1 月頃）には特定課題研究を提出する。

6 科目履修・研究計画

期別	第1 Semester	夏期集中講義	第2 Semester	第3 Semester	夏期集中講義	第4 Semester
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> 主領域の確定 特殊研究Iの登録 主領域から2科目以上履修 他領域から1科目以上履修 論文指導教授の確定 	集中講義で1科目～2科目履修	<ul style="list-style-type: none"> 特殊研究I(継続)を含め主領域から2科目以上履修 他領域から1科目以上履修 修士論文概要提出 特定課題研究選択の承認(※該当者のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> 特殊研究IIの登録 主領域から履修 他領域から履修 修士論文中間発表 	必要に応じて履修	<ul style="list-style-type: none"> 修士論文又は特定課題研究提出 面接試験 修士論文発表(特定課題研究選択者も該当する)
履修状況	12単位以上	4単位以上	12単位以上	4単位以上		既に履修及び履修中の単位を合計して32単位以上(特定課題研究の場合36単位以上)

7 専修免許に必要な教職専門科目の履修

専修免許を希望する学生は、以下の科目を除くどの科目を履修してもよい。

- ・日本語教育学特論 I
- ・言語教育実習 II
- ・日本語教育学特論 II
- ・日本語論文の書き方 I
- ・日本語学特論
- ・日本語論文の書き方 II

専攻	免許の種類	必要単位数	履修科目
英米言語文化専攻	中学校教諭専修免許(英語)	24	英米言語文化専攻専門教育科目
	高等学校教諭専修免許(英語)		

8 履修モデル

	1年次		2年次		修了単位合計
	第1セメスター	第2セメスター	第3セメスター	第4セメスター	
英語教育学系列	言語教育特殊研究I(4)	英語教育学特論II(2)	言語教育特殊研究II(4)		特殊研究:8単位 選択科目:24単位 合計:32単位 【特定課題研究】の場合 特殊研究:8単位 選択科目:28単位 合計:36単位
	英語教育学特論I(2)	言語教育実習I(2)			
	英語学特論(2)	社会学特論(2)			
	マルチリンガル教育特論(2)	英語論文の書き方II(2)			
	英語論文の書き方I(2)	ヨーロッパ文化特論(2)			
	英米文化特論(2)				
	多文化間教育特論(2)	(12)			
		(10)			
	夏期集中講義(2)				
	1年次修得単位	28単位			
	言語教育特殊研究I(4)	言語教育特殊研究II(2)			
	日本語教育学特論I(2)	日本語教育学特論II(2)			
日本語学特論(2)	言語教育実習II(2)				
マルチリンガル教育特論(2)	社会学特論(2)				
日本語論文の書き方I(2)	日本語論文の書き方II(2)				
英米文化特論(2)	アジア文化特論(2)				
多文化間教育特論(2)					
	(12)				
	(10)				
夏期集中講義(2)					
1年次修得単位	28単位				
英米文学特殊研究I(4)	英米小説特論II(2)				
英米小説特論I(2)	英米演劇特論II(2)				
英米演劇特論I(2)	英米批評特論II(2)				
英米批評特論I(2)	英米詩特論II(2)				
英米詩特論I(2)	英語論文の書き方II(2)				
英語論文の書き方I(2)					
*英米文化特論(2)					
	(12)				
	(10)				
夏期集中講義(2)					
1年次修得単位	28単位				
英米文学特殊研究II(4)					
英米文学特殊研究II(4)					
英米小説特論II(2)					
英米演劇特論II(2)					
英米批評特論II(2)					
英米詩特論II(2)					
英語論文の書き方II(2)					
*英米文化特論(2)					
	(12)				
	(10)				
夏期集中講義(2)					
1年次修得単位	28単位				
英米文学特殊研究II(4)					
英米文学特殊研究II(4)					
英米小説特論II(2)					
英米演劇特論II(2)					
英米批評特論II(2)					
英米詩特論II(2)					
英語論文の書き方II(2)					
*英米文化特論(2)					
	(12)				
	(10)				
夏期集中講義(2)					
1年次修得単位	28単位				

① () 内の数字は単位数

② * は他領域科目

英米言語文化専攻 科目担当教員

領域	授 業 科 目	担 当 者	備 考
英米文学領域	英米文学特殊研究IA	追 立 祐 嗣	
	英米文学特殊研究IIA	追 立 祐 嗣	
	英米文学特殊研究IB	-	2020年度閉講
	英米文学特殊研究IIB	西 原 幹 子	
	英米批評特論I・II	追 立 祐 嗣	
	英米演劇特論I・II	西 原 幹 子	
	英米小説特論I・II	素 民 喜 琢 磨	
	英米詩特論I・II	西 原 幹 子	
	英米文学特論(集中講義)	山 本 伸	学外講師
言語教育学領域	言語教育特殊研究IA	李 イニッド	
	言語教育特殊研究IIA	里 麻 奈 美	
	言語教育特殊研究IB	クレイグ・ジェイコブソン	
	言語教育特殊研究IIB	-	2020年度閉講
	言語教育特殊研究IC	李 ヒョンジョン	
	言語教育特殊研究IIC	李 ヒョンジョン	
	言語教育特殊研究ID	尚 真 貴 子	
	言語教育特殊研究IID	尚 真 貴 子	
	英語教育学特論I	クレイグ・ジェイコブソン	
	英語教育学特論II	津 波 聡	
	英語学特論	李 イニッド	
	日本語教育学特論I	李 ヒョンジョン	
	日本語教育学特論II	李 ヒョンジョン	
	日本語学特論	大 城 朋 子	学外講師
	マルチリンガル教育特論	李 イニッド	
	社会言語学特論	李 イニッド	
	言語教育実習I	津 波 聡	
言語教育実習II	大 城 朋 子	学外講師	
共通選択科目	英米文化特論	クレイグ・ジェイコブソン	
	ヨーロッパ文化特論	漆 谷 克 秀	学外講師
	アジア文化特論	クレイグ・ジェイコブソン	
	多文化間教育特論	井 上 泉	
	言語とメディア	兼 本 円	学外講師
	英語論文の書き方I・II	里 麻 奈 美	
	日本語論文の書き方I・II	高 橋 美 奈 子	学外講師

地域文化研究科
②英米言語文化専攻

研究指導計画書



地域文化研究科 英米言語文化専攻 【英米文学領域】 指導教員：迫立 祐嗣

期別	研究指導計画・内容
第一セメスター	受講生が本大学院受験時に提出した「研究計画書」の内容を確認し、各セメスター毎の研究計画を立てさせる。同時に、米文学の作品講読を行う。
第二セメスター	第1セメスターに引き続き、研究計画の確認を継続して行い、同時に米文学の作品講読・批評講読を行う。
第三セメスター	8月に行われる中間発表に向けて、詳細なアウトラインの作成、論文テーマに関する資料の収集・整理の作業を指導する。
第四セメスター	中間発表の結果を受けて、テーマおよびアウトラインに修正を加えると同時に、実際の論文執筆の指導を行う。

地域文化研究科 英米言語文化専攻 【英米文学領域】 指導教員：西原 幹子

期別	研究指導計画・内容
第一セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受講生各自の問題意識を整理する 2. 作品の読解力を鍛える 3. 作品読解の方法と理論を学ぶ 4. 参考文献の収集と読解の方法を学ぶ
第二セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受講生の関心のあるテーマ・作家・作品を絞る 2. 受講生の研究対象となる作品群の読解を深める 3. 論文テーマを絞り込み、アウトライン（仮）を作成する 4. 先行研究の収集と、参考文献一覧の提出
第三セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 先行研究の読解を深め、アウトラインを見直す 2. 序文（仮）の作成と本文の書き出し、各章の概要を担当教員に提出する 3. 論点の明確化と、中間発表への準備 4. 修士論文の中間発表（8月頃）を行い、アウトラインの推敲を行う
第四セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 下書き原稿を提出し、論点の明確化を図る 2. 論理構成や引用方法について見直す 3. 論文の推敲を繰り返す 4. 修士論文を完成させる

地域文化研究科 英米言語文化専攻 【言語教育学領域】 指導教員：李イニッド

期別	研究指導計画・内容
第一セメスター	The purpose of the first-year program is to help students develop a good understanding of contemporary research in the field of second language teaching and learning (with a focus on English) and acquire the basic skills to undertake individual research projects. Students are expected to begin their library research and make necessary revisions of their thesis proposals as their knowledge of the field and research skills increase.
第二セメスター	During this semester, students will prepare a more developed research plan for their master's thesis. By the end of the semester, they are expected to submit a thesis title, an outline and a research schedule.
第三セメスター	Students are expected to work independently on their research and write an initial draft of their thesis. The draft must contain a literature review and a description of a pilot study. Toward the end of the semester, students must give an oral presentation of a satisfactory work-in-progress report.
第四セメスター	Students should complete the final draft of their thesis at least two months before graduation and prepare for an oral examination. The thesis must be derived from original research work.

地域文化研究科 英米言語文化専攻 【言語教育学領域】 指導教員：里麻奈美

期別	研究指導計画・内容
第一セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. オリエンテーション：講義の進め方・研究への取り組み方についての確認 2. 研究計画書の確認：各自の研究テーマ・研究目的・仮説・問題意識の確認 3. 前期・後期の研究プランの作成・研究目標の設定 4. 先行研究を選択し、参考文献リストとしてまとめる。 5. 各自のテーマに沿った理論の理解・研究手法の理解・予備実験の計画 6. 夏期休暇中の研究計画の確認
第二セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. イントロダクション：夏期休暇中の研究進捗状況の報告 2. 予備実験の実施・データ分析・結果考察 3. 本実験の実施・データ分析・結果考察 4. 修論の構成の確認・中間報告の準備 5. 春期休暇中の研究計画の確認
第三セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. イントロダクション：春期休暇中の研究進捗状況の報告 2. 先行研究と各自の研究テーマとの関連性についてまとめる 3. 本論の研究目的・研究手続き・実験結果をまとめる 4. 中間発表の準備を進める 5. 夏期休暇中の研究計画の確認
第四セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. イントロダクション：夏期休暇中の研究進捗状況の報告 2. 修論の執筆状況を報告し、12月の講義終了までに修論の仮提出を行う 3. 論文の推敲を繰り返し、本提出する。 4. 最終試験（面接試験）と最終発表に向けて準備する。 5. 学会発表や学会誌への投稿を試みる。

期別	研究指導計画・内容
第一セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス（学期の流れについて確認） 2. 研究計画書を確認する（研究テーマ、研究目的、期待される成果など）。 3. 具体的なセメスター毎の研究計画を作成する。 4. 先行研究の内容と考察を報告する（研究テーマに基づき、先行研究を含む参考文献および資料リストを作成し、内容についての考察を毎週報告）。 5. 研究手法の検討、必要とされる準備の確認、予備調査等を実施する。 6. 夏期休暇中の調査・研究計画を報告する。
第二セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 夏期休暇中の調査・研究の遂行状況を報告する。 2. 研究の方向を再確認し、必要な本調査を準備・実施し、分析する。 3. 調査等と並行して、修論の目次および構成を組み立てる。 4. 先行研究の考察、予備調査、本調査等を振り返りながら、独自性を含む論文の方向性を確認する。 5. 研究の遂行状況を随時報告しながら、修論の中間発表に備える。 6. 春期休暇中の調査・研究計画を報告する。
第三セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 春期休暇中の調査・研究の遂行状況を報告する。 2. 論文の全体構成を確認しながら、内容における一貫性を検討する。 3. 調査等の分析結果について再検討しながら、実証性・倫理性などにおける問題をチェックする。 4. 中間発表に向けて研究成果をまとめる。 5. 中間発表で得たコメントをもとに、修論の再検討を行なう。 6. 夏期休暇中の研究計画を報告する。
第四セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 夏期休暇中の研究および論文作成の遂行状況を報告する。 2. 修論の状況を随時報告し、チェックを受ける。 その際、内容の独創性や一貫性などを再検討し、書式にも注意しながら作成を進める。 3. 12月の講義終了までに修論を仮提出する。 その際、論文審査にあたる教員にも仮提出して、アドバイスを受け、指導教員と調整していく。 4. 修論を手直して本提出する。 5. 最終試験（面接試験）と最終発表に向けて準備する。 6. 学会発表や学会誌への投稿を試みる。

期別	研究指導計画・内容
第一 セメ スタ ー	<ol style="list-style-type: none"> 1. オリエンテーションを行う（講義の進め方、学期の流れについての確認、学会参加の奨励等）。 2. 応募時の研究計画に基づき、研究テーマ、研究目的、期待される成果等について確認を行う。 3. 研究目的・意義について討議し、セメスター毎の研究計画をたてる。 4. 研究テーマに沿った先行研究を含む参考文献、および資料のリストを作成する。その後、それらを読み込み、整理を行い、内容についての報告を順次行う。 5. 研究手法の検討、必要とされる準備の把握、予備調査等の実施をする。 6. 夏期休暇中の調査・研究計画を提出する。
第二 セメ スタ ー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 夏期休暇中の調査・研究の実施状況を報告する。 2. テーマや研究の方向性を再確認し、修士論文提出までの作業計画や概要を作成する。 3. 本調査を準備、実施し、分析する。調査等と並行して、修士論文の目次・構成を構築し、作成を始める。 4. 先行研究上での位置づけの再確認を行い、考察、予備調査、本調査等を振り返りながら、論文の独自性について確認する。 5. 修士論文の中間報告に向けて準備をする。 6. 春期休暇中の調査・研究計画を提出する。
第三 セメ スタ ー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 春期休暇中の調査・研究の実施状況を報告する。 2. 中間報告の批評・批判を踏まえて課題を確認し、計画を再確認する。 3. 論文全体の構成を吟味し、内容の論理的・一貫性の検討を行う。 4. 調査等の分析結果について再検討しながら、実証性・体系性を鑑み、論文の全体構成を確定していく。 5. 中間発表に向けて研究成果をまとめる。 6. 中間発表でのコメントをもとに、修士論文の再検討を行う。 7. 夏期休暇中の研究計画をする。
第四 セメ スタ ー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 夏期休暇中の調査・研究および論文作成の進捗状況を報告する。 2. 修士論文の作成を進め、章ごとに随時報告・提出し、指導教員のチェックを受ける。 3. 内容の独創性・論理的・一貫性の再検討、書式にも注意をしながら作成を進める。 4. 12月の講義終了までに、修士論文を仮提出する。その際、論文審査にあたる教員にも仮提出して、アドバイスを受け、それを指導教員と調整していく。 5. 修士論文の手直しを重ね、本提出をする。 6. 最終試験（面接試験）と最終発表に向けて準備を行う。 7. 学会発表や学会誌への投稿を試みる。

人間福祉専攻 科目の履修方法

1 修了要件

本研究科の修了要件は標準 2 年在学し、地域文化研究科所定の科目を 32 単位以上履修し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 領域別履修

人間福祉専攻の学生は、入学初年度において専攻基礎科目、人間福祉特論又は保健医療分野に関する理論と支援の展開（各 2 単位）を選択履修し、それぞれの領域における科目を履修する。

社会福祉学領域の学生は、領域必修科目である人間福祉特殊研究Ⅰ及びⅡ（A、B、C、D、E のいずれか、合計 8 単位）、社会福祉原理特論（4 単位）の合計 12 単位及び選択科目の中から 18 単位以上を履修し、修了までに合計 32 単位以上履修しなければならない。

臨床心理学領域の学生は、臨床心理学特殊研究Ⅰ及びⅡ（A、B、C のいずれか、合計 8 単位）と領域必修科目 9 科目（合計 22 単位）の合計 30 単位及び選択科目の中から 6 単位以上を履修し、修了までに合計 32 単位以上を履修しなくてはならない。

但し、臨床心理学領域必修科目と選択科目の一部科目の受講は、臨床心理学領域の学生に限る。

3 セメスター制

本研究科はセメスター制を採用している。この制度は 1 学年度を前期と後期に分けて 2 学期制にしたものであり、学期単位で単位履修が可能となる。登録は各学期の初めとする。特殊研究Ⅰと特殊研究Ⅱは通年演習科目、また、臨床心理基礎実習、心理実践実習Ⅰ～Ⅳ、臨床心理実習 A・B は通年実習科目であることから、履修期間は 1 年（前期と後期）となる。

4 集中講義

標準 2 年で修了できるように、夏期休暇及び春期休暇に集中講義が計画されている。

5 修士論文及び特定課題研究の作成

学生は専門領域内の特殊研究Ⅰ及び特殊研究Ⅱを履修するとともに、修士論文指導教授を第 1 セメスターの終わり頃までに決定し、論文作成の準備をしなくてはならない。そして第 2 セメスターの中頃（12 月）には論文テーマを指導教員に提出し、セメスターの終わり頃（2 月）には修士論文概要（outline）を研究科長に提出しなければならない。第 3 セメスターの終わり頃（8 月）には修士論文の中間発表を行い、第 4 セメスターの終わり頃（1 月）には修士論文を提出する。

臨床心理学領域の修士論文のテーマは臨床心理学に関する内容に限る。

6 専修免許に必要な教職専門科目の履修

専修免許を希望する学生は、免許の種類に応じて下記の要領で履修しなければならない。

研究科	専攻	領域	免許の種類	必要単位数	履修科目
地域文化研究科	人間福祉専攻	臨床心理学領域	高等学校教諭専修免許(公民)	24	臨床心理学領域内の授業科目

7 履修モデル

領域		1年次		2年次	
		第1 Semester	第2 Semester	第3 Semester	第4 Semester
社会福祉学領域	専攻基礎科目	人間福祉特論 (2単位)	保健医療分野に関する 理論と支援の展開 (2単位)		
	領域必修科目	社会福祉原理特論 (4単位)			
	選択科目	自領域科目から1科目(2 単位)他領域科目から1 科目(2単位)以上	自領域科目から1科目(2 単位)他領域科目から1 科目(2単位)以上	自領域又は他領域科目か ら2科目(4単位)以上	
	特殊研究	人間福祉特殊研究I(4単位) A、B、C、D、Eのいずれかを選択		人間福祉特殊研究II(4単位) A、B、C、D、Eのいずれかを選択	
臨床心理学領域	専攻基礎科目	人間福祉特論 (2単位)	保健医療分野に関する 理論と支援の展開 (2単位)		
	領域必修科目	心理的支援に関する理論と実践(2単位) 臨床心理学特論I、II(各2単位) 臨床心理基礎実習(2単位) 心理的アセスメントに関する理論と実践(2単位) 臨床心理査定演習(2単位) 心理実践実習I(2単位)		臨床心理面接特論(2単位) 心理実践実習II(6単位)	
	選択科目	自領域科目から 1科目(2単位)以上	自領域科目から 1科目(2単位)以上	自領域科目から 1科目(2単位)以上	
	特殊研究	臨床心理学特殊研究I (4単位) A、B、Cのいずれかを選択		臨床心理学特殊研究II (4単位) A、B、Cのいずれかを選択	

※臨床心理学特殊研究は1年、2年を通じて(I A + II A)、(I B + II B)、(I C + II C)のいずれかの組み合わせで履修すること。

人間福祉専攻 科目担当教員

領域	授業科目	担当者	備考
専攻基礎科目	人間福祉特論	本 村 真	学外講師
	保健医療分野に関する理論と支援の展開	上 田 幸 彦	
社会福祉学領域	人間福祉特殊研究IA	-	
	人間福祉特殊研究IB	比 嘉 昌 哉	
	人間福祉特殊研究IC	小 柳 正 弘	
	人間福祉特殊研究ID	岩 田 直 子	
	人間福祉特殊研究IE	Donald Craig Willcox	
	人間福祉特殊研究IIA	-	
	人間福祉特殊研究IIB	比 嘉 昌 哉	
	人間福祉特殊研究IIC	小 柳 正 弘	
	人間福祉特殊研究IID	岩 田 直 子	
	人間福祉特殊研究IE	Donald Craig Willcox	
	社会福祉原理特論	小柳・知名・桃原	全31回を小柳15回、桃原8回、知名8回 の分担、順番で開講
	ホスピスケア特論	-	2020年度閉講
	社会福祉制度特論	-	2020年度閉講
	保健医療政策特論	樋 口 美智子	
	老年健康科学特論	Donald Craig Willcox	2020年度閉講
	児童福祉特論	比 嘉 昌 哉	2020年度閉講
	老年社会科学特論	Donald Craig Willcox	
	高齢者福祉特論	保 良 昌 徳	学外講師
	地域ケア特論	-	2020年度閉講
	地域福祉計画特論(集中講義)	河 合 克 義	学外講師
	障害者福祉特論	岩 田 直 子	
	社会心理学特論	-	2020年度閉講
	社会倫理学特論	西 迫 大 祐	
	障害児(者)援助特論	知 名 孝	
	福祉分野に関する理論と支援の展開	-	2020年度閉講

領域	授 業 科 目	担 当 者	備 考
臨床心理学領域	臨床心理学特殊研究IA	上 田 幸 彦	
	臨床心理学特殊研究IIA	上 田 幸 彦	
	臨床心理学特殊研究IB	-	2020年度閉講
	臨床心理学特殊研究IIB	-	2020年度閉講
	臨床心理学特殊研究IC	井 村 弘 子	
	臨床心理学特殊研究IIC	井 村 弘 子	
	臨床心理学特論I	井 村 弘 子	
	臨床心理学特論II	平 山 篤 史	
	臨床心理基礎実習	平山篤史・野村れいか	
	心理実践実習I	平山篤史・井村弘子	
	心理実践実習II	上田幸彦・井村弘子	
	心理実践実習III	平山篤史・上田幸彦	
	心理実践実習IV	上田幸彦・井村弘子	
	心理的アセスメントに関する理論と実践	上 田 幸 彦	
	臨床心理査定演習	井 村 弘 子	
	心理支援に関する理論と実践	平 山 篤 史	
	臨床心理面接特論	上 田 幸 彦	
	心理学研究法特論	上田幸彦・井村弘子 前堂志乃・平山篤史	
	心理統計法特論	泊 真 児	学外講師
	人格心理学特論(集中講義)	吉 村 隆 之	学外講師
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	山入端 津 由	学外講師
	認知心理学特論	前 堂 志 乃	
	心理療法特論(集中講義)	重 橋 史 朗	学外講師
	教育分野に関する理論と支援の展開	牛 田 洋 一	学外講師
	臨床心理実習A	上田・井村・平山・野村	
	臨床心理実習B	上田・井村・平山・野村	2020年度閉講
	社会心理学特論	-	2020年度閉講
	社会倫理学特論	西 迫 大 祐	
	障害児(者)援助特論	知 名 孝	
	福祉分野に関する理論と支援の展開	-	2020年度閉講
	投映法特論	稲 田 梨 沙	学外講師
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	-	2020年度閉講
心の健康教育に関する理論と実践	滝 友 秀	学外講師	
産業・労働分野に関する理論と支援の展開	大 兼 千 津 子	学外講師	

地域文化研究科

③人間福祉専攻

研究指導計画書



地域文化研究科 人間福祉専攻 【社会福祉学領域】 指導教員：小柳 正弘

期別	研究指導計画・内容
第一セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 問題意識の整理→研究計画書・学部卒業論文の吟味 2. 関連先行研究の概観→参考文献の収集とリストの作成 3. テーマの決定→基本文献の選定・問題の具体化・結論の展望 4. 研究手法の検討→必要とされる準備の把握・予備調査等の実施 5. 夏季休暇中の研究計画とセメスターのまとめを提出
第二セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 参考文献の読みこみ→研究動向概要の作成 2. 研究上の位置づけ・意義の検討→研究テーマの再検討 3. 基本文献の読解／本調査の実施 4. 論点の整理→論文構成概略の作成 * 春季休暇中の研究計画とセメスターのまとめを提出
第三セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本文献の読解／本調査の結果に関する考察 2. 論文構成の吟味→論理的一貫性の検討 3. 論文概要の作成→修士論文中間発表の準備 4. 論文全体の草稿を作成 * 夏季休暇中の研究計画とセメスターのまとめを提出
第四セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 内容の独創性・論理的一貫性の再検討 2. 文献読解・調査手法などの妥当性の点検 3. 書式の点検 4. 論文の完成→最終試験・最終発表会の準備

地域文化研究科 人間福祉専攻 【社会福祉学領域】 指導教員：ドナルド・クレイグ・ウィルコックス

期別	研究指導計画・内容
第一セメスター	<ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーション（講義の進め方に関する説明など） ・各自の研究テーマの紹介・確認 ・研究課題とフィールドの明確化 ・研究の意味と基本的視点、情報検索・調査・分析に関する一般的な方法論、倫理等について再確認 ・検索、方法の実際、個別指導 ・中間報告（1回目）個別発表、全体検討、課題の明確化、個別指導 夏季休暇中：学会参加を奨励
第二セメスター	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告会（2回目）個別発表、全体討議、課題の明確化 ・先行研究・個別研究指導 ・中間報告会（3回目）個別発表、全体討議、課題の明確化 ・まとめ、提出、報告
第三セメスター	<ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーション（講義の進め方に関する説明） ・初回報告（1回目）個別発表、全体検討、課題の明確化 ・論文の構成・作成手順等の再確認、調査における信頼性・妥当性の配慮、分析方法の再確認、個別指導 ・中間報告（2回目）個別発表、全体検討、課題の明確化 ・前期のまとめ 夏季休暇中：調査資料の整理と分析
第四セメスター	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告会（3回目）個別発表、全体討議、課題の明確化 ・修士論文の素案提出、個別論文指導 ・中間報告会（4回目）個別発表、全体討議、課題の明確化、学会発表形式の発表方法について確認 ・まとめ、提出、報告。

地域文化研究科 人間福祉専攻 【社会福祉学領域】 指導教員：岩田 直子

期別	研究指導計画・内容
第一セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉学研究の概要を理解する。 2. 研究の進め方を理解する。 3. 問題意識の整理、参考文献の収集とリストの作成 4. 主要参考文献を精読、発表する。 5. 夏季休暇中の研究計画とセメスターのまとめを提出
第二セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主要参考文献を精読、発表する 2. 研究計画に沿って調査を実施する。 3. 春季休暇中の研究計画とセメスターのまとめを提出
第三セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 調査の結果に関する考察 2. 論文構成の吟味 3. 中間発表の準備 4. 夏季休暇中の研究計画とセメスターのまとめを提出
第四セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 内容の独創性・研究目的との整合性の検討 2. 文献読解・調査手法などの妥当性の点検 3. 論文まとめ 4. 最終試験・最終発表会の準備

地域文化研究科 人間福祉専攻 【社会福祉 領域】 指導教員：比嘉昌哉

期別	研究指導計画・内容
第一セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. オリエンテーション：授業の進め方等 2. 問題意識の整理：研究計画書の吟味 3. 関心テーマに関する先行研究の概観：参考文献の収集とリストの作成 4. 構想発表・検討：仮説の明確化 5. 研究方法の検討：研究における倫理的課題の理解等
第二セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. オリエンテーション：研究の進捗状況報告等 2. 主要参考文献の精読：研究動向の概要の作成 3. 調査等の実施：研究計画に沿ったプレ調査等の実施 4. 課題の明確化：先行研究及び自らの調査を通して 5. 論点の整理：研究テーマ・仮説の確定
第三セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. オリエンテーション：研究の進捗状況報告等 2. 研究テーマ・研究仮説・研究方法の確認 3. 研究計画の確認と実際の研究の進め方 4. 論文構成の吟味 5. 中間発表の内容の確認・発表指導
第四セメスター	<ol style="list-style-type: none"> 1. オリエンテーション：論文完成に向けてスケジュールの確認 2. 研究目的と論文のオリジナリティとの整合性の確認 3. 論文のまとめ 4. 最終口頭試問に向けての準備 5. 論文の完成

地域文化研究科 人間福祉専攻 【臨床心理学領域】 指導教員：上田 幸彦

期別	研究指導計画・内容
第一セメスター	1 週目 オリエンテーション 2 週目 - 5 週目 臨床心理学における研究テーマの概説 6 週目 - 9 週目 卒論の概要・関心のあるテーマについて発表する 10 週目 - 13 週目 研究の具体的手続（データ収集・統計的検定・倫理的配慮など）についての概説 14 週目 - 15 週目 各自の関心のあるテーマに関する論点・研究目的を報告する
第二セメスター	1 週目 - 2 週目 各自のテーマに関する論点・研究目的を報告する（続き） 2 週目 - 6 週目 科学論文の書き方：目的・方法・結果・考察・引用について概説 7 週目 - 10 週目 修士論文研究計画を発表する 11 週目 - 13 週目 修士論文の完成のイメージを作る。また他者の論文について批判的検討を行う。 14 週目 - 15 週目 学会発表のイメージを作る。学会発表における質疑応答の仕方を学ぶ。
第三セメスター	1 週目 オリエンテーション 2 週目 - 5 週目 1年時に作成した研究計画の再検討 6 週目 - 9 週目 他者の研究についての批判的検討を行う 10 週目 - 13 週目 予備調査の結果について報告する 14 週目 - 15 週目 他者の研究についての建設的提言を行う
第四セメスター	1 週目 - 2 週目 他者の研究についての建設的提言を行う（続き） 3 週目 - 6 週目 修士論文の目的・方法・結果について発表する 7 週目 - 13 週目 修士論文完成に向けての指導を受ける 14 週目 - 15 週目 修士論文発表会に向けての予演を行う

地域文化研究科 人間福祉専攻 【臨床心理学領域】 指導教員：井村 弘子

期別	研究指導計画・内容
第一セメスター	1 週目 オリエンテーション 2 週目 - 10 週目 修士論文研究計画の準備（研究テーマの設定） 11 週目 - 15 週目 修士論文研究概要の発表（ゼミ発表）
第二セメスター	1 週目 - 10 週目 修士論文研究計画（目的・先行研究・方法）の検討 11 週目 - 13 週目 修士論文研究計画の発表（プレデザイン発表） 14 週目 - 15 週目 学会発表へ向けての準備（県内学会発表）
第三セメスター	1 週目 オリエンテーション 2 週目 - 5 週目 修士論文研究計画の再検討（デザイン発表） 6 週目 - 15 週目 修士論文研究のデータ収集と分析（修士論文中間発表）
第四セメスター	1 週目 - 10 週目 修士論文データ解釈及び考察・論文執筆指導 11 週目 - 13 週目 修士論文審査へ向けての準備・検討 14 週目 - 15 週目 修士論文発表会・学会発表へ向けての準備（県内・県外学会発表）

沖縄国際大学大学院地域文化研究科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本学大学院学則第12条第3項に基づき、沖縄国際大学大学院地域文化研究科会(以下「科会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(構成員)

第2条 科会は、次の各号に掲げる教員をもって構成する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科の科目を担当する専任教員
- 2 研究科に研究科長を置き、研究科長は、当該研究科担当の教授の中から選ばれた者をもって充てる。
- 3 研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 各専攻に専攻主任を置くことができる。
- 5 専攻主任は当該専攻の公務を掌る。
- 6 専攻主任の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(審議事項)

第3条 科会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、審議し意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、科会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 科会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長(以下この項において「学長等」という。)が掌る教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見をのべることができる。

(会議)

第4条 科会は、研究科長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 研究科長に事故があるとき又は欠けたときは、研究科長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(会議の成立及び賛否)

第5条 科会は、構成員の2分の1以上をもって成立する。

- 2 科会の審議は、出席構成員の過半数の賛成を要し、賛否同数の場合は、議長がこれを判断する。ただし、人事及び学位授与に関しては、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、3分の2以上の賛成を要する。

(意見聴取)

第6条 科会は、必要があると認めたときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、科会の意見を聴いた上で学長が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、科会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正 この規程は、平成27年9月1日から施行する。

沖縄国際大学大学院地域文化研究科履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄国際大学大学院学則第35条に基づき、授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定める。

(教育目的)

第2条 地域文化研究科では、幅広い視野に立ち、精深な学識を授けるとともに、各専門分野における研究能力を高めることによって、高度専門職業人としての資質を磨き、地域社会や国際社会に貢献しうる人材を育成することを目的とする。

2 南島文化専攻では、言語文化、民俗文化、先史・歴史文化、社会文化の4領域において高度な知識と専門性の高い人材を育成することを目的とし、地域社会や国際社会の諸問題の解決を適切に処理する能力を修得させる。

3 英米言語文化専攻では、英米文学、言語学、英語教育学において高度な知識と技術を持つ人材を育成することを目的とする。具体的には、英米の言語・文化を教育・研究するに留まらず、沖縄という地域の特性を常に考慮し、将来の沖縄を背負い国際的に通用する人材の育成を行う。

4 人間福祉専攻・社会福祉学領域では、社会福祉学の理論及び実践に関する見識を深めるとともに、社会福祉現場や地域社会における福祉課題などへの取り組み、学際的かつ実践的教育研究活動を通して、将来、地域社会における諸問題に対して、専門的立場から適切な解決をはかり福祉社会の構築に資することのできる人材を養成することを目的とする。

5 人間福祉専攻・臨床心理学領域では、複雑な社会に生きる人間の抱える問題に関して、地域に立脚しつつ、心理的な問題の解決に貢献できる高度の知識を備えた専門的職業人の養成を目的とする。

(専攻)

第3条 地域文化研究科（以下「研究科」という。）に次の専攻を置く。

南島文化専攻

英米言語文化専攻

人間福祉専攻

(授業科目及び単位数)

第4条 研究科における授業科目及び単位数は、履修規程別表Ⅰ、履修規程別表Ⅱ及び履修規程別表Ⅲのとおり。

(指導教員)

第5条 学生の研究及び論文の指導（以下「研究指導」という。）のため指導教員を置く。

2 指導教員は、研究指導を行う専任の教授をもって充てる。ただし、必要があるときは、研究科会（以下「科会」という。）の認めた専任の准教授をもって充てることができる。

3 指導教員は、学生の研究を指導し、併せて学生の授業科目の履修等に適切な助言を行う。

4 学生は、入学後所定の期日までに指導教員を定め、研究科長の承認を得なければならない。

(別紙様式1)

5 指導教員の変更は、原則として認められない。ただし、特別の事情が生じた場合に限り、科会の議を経て変更を認めることがある。（別紙様式2）

(教育方法の特例)

第6条 研究科における授業及び研究指導は、科会が教育上特に必要と認める場合に限り、別に指定する特定の時間又は時期に行うことができる。

(履修方法)

第7条 学生は、入学初年度の登録時に、所属する専攻課程内で設定された研究領域から修士論文作成及び特定の課題についての研究の成果（以下「特定課題研究」という）に必要な領域を選択しなければならない。

2 学生は、修士論文を選択する者にとっては、専門領域における必修科目（演習）8単位と選択科目（講

義) 24 単位、合計 32 単位を、特定課題研究を選択する者にとっては、専門領域における必修科目 (演習) 8 単位と選択科目 (講義) 28 単位、合計 36 単位を履修しなければならない。ただし、人間福祉専攻では、修士論文を選択する履修方法のみとする。

(南島文化専攻科目履修手続)

第 8 条 学生は、入学時の第 1 セメスターで登録するとき、入学試験で選択した専門領域及び領域関連科目を踏まえて、その領域の特殊研究担当教員と相談した上、特殊研究 I を履修する。加えて、同一領域から関連科目を 2 科目以上履修しなければならない。

2 学生は、修士論文及び特定課題研究作成のための専門領域以外の他領域、専攻、研究科から 8 単位以内履修することができる。

3 第 2 セメスター以降の履修は、第 1 セメスターの場合に準ずる。専門領域および特殊研究の変更は原則として認められない。

(英米言語文化専攻科目履修手続)

第 8 条の 2 学生は、入学時の第 1 セメスターで登録するとき、入学試験で選択した専門領域及び領域関連科目を踏まえて、その領域の特殊研究担当教員と相談した上、特殊研究 I を履修する。

2 学生は、修士論文及び特定課題研究作成のための専門領域以外の他領域、専攻、研究科から 8 単位以内履修することができる。

3 第 2 セメスター以降の履修は、第 1 セメスターの場合に準ずる。専門領域および特殊研究の変更は原則として認められない。

(人間福祉専攻科目履修手続)

第 8 条の 3 学生は入学時の第 1 セメスターで登録するとき、入学試験で選択した専門領域及び領域関連科目を踏まえて、その領域の特殊研究担当教員と相談した上、特殊研究 I を履修する。

2 学生は、修士論文作成のための専門領域以外の他領域、専攻、研究科から 8 単位以内履修することができる。

3 第 2 セメスター以降の履修は、第 1 セメスターの場合に準ずる。専門領域および特殊研究の変更は原則として認められない。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第 9 条 指導教員が必要と認めたときは、学則第 37 条の定めるところにより、他大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項により、履修した授業科目については、科会の議を経て 10 単位を超えない範囲で修得した単位を認めることができる。

(単位の認定)

第 10 条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告書により担当教員が行う。

2 病気その他やむを得ない理由により、試験を受けることができなかつた者については、追試験を行うことができる。

3 追試験の時期は別に定める。

4 試験を受けて不合格になった者についての再試験は行わない。

(成績の評価)

第 11 条 試験又は研究報告書等の成績の評価は、60 点以上を合格、60 点未満を不合格とし、次の基準に従って表示する。

秀 90 点以上	優 80 点以上 90 点未満	良 70 点以上 80 点未満
可 60 点以上 70 点未満	不可 60 点未満	

(修士論文又は特定課題研究の提出)

第 12 条 学生は、第 2 セメスターのはじめに演習担当教員と論文のテーマについて調整し、12 月中旬までにその題目を各指導教員に提出しなければならない。

2 学生は、第 2 セメスターの終わり (2 月末日) に修士論文の概要を研究科長に提出しなければならない。

- 3 論文概要が認定された学生は、第3セメスターの終わりに（7月）中間発表をしなければならない。
- 4 3月修了予定者は、そのセメスターの1月末日までに修士論文を提出しなければならない。ただし、9月修了予定者は7月末日までとする。
- 5 修士論文を提出した学生は、論文審査および最終試験を受けなければならない。
- 6 特定課題研究を選択する者であっても、本条第1項から第5項のとおりとする。

（修了要件）

第13条 研究科の修了要件は標準2年以上在学し、第7条第2項に定める単位を履修し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。なお、適当と認められた場合は、特定課題研究の審査を修士論文の審査に代えることができる。

（教職課程）

第14条 教育職員免許取得希望者のため、教職課程を置く。

2 本研究科において取得できる免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	教育職員免許状の種類	免許教科
地域文化研究科	南島文化専攻	中学校教諭専修免許状	国 語
		中学校教諭専修免許状	社 会
		高等学校教諭専修免許状	国 語
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史
		高等学校教諭専修免許状	公 民
	英米言語文化専攻	中学校教諭専修免許状	英 語
		高等学校教諭専修免許状	英 語
	人間福祉専攻 臨床心理学領域	高等学校教諭専修免許状	公 民

- 3 専修免許状を取得のためには、次の二つの条件を充たさなければならない。
 - (1) 修士の学位を有すること。又は大学院に在学し、32単位以上を修得すること。
 - (2) 学部で、国語（中学・高校）、社会（中学・高校）、地理歴史・公民（高校）、英語（中学・高校）一種免許状を取得済みであること。

4 修得すべき科目、単位等は、履修規程別表Ⅳのとおりとする。

5 一種免許状を未取得の学生は、学部開設の「教職課程」の授業科目を学部の科目等履修生として履修し、所定の単位を修得しなければならない。

（博物館学芸員資格）

第15条 学芸員資格取得希望者は、学部開設の博物館学芸員課程の授業科目を学部の科目等履修生として履修し、所定の単位を修得しなければならない。

（改廃）

第16条 この規程の改廃は、科会の議を経て、大学院委員会がこれを行う。

（雑則）

第17条 この規程が定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2～17 省略
- 18 改正、この規程は、令和2年1月27日から施行する。

履修規程別表 I

南島文化専攻 授業科目及び単位数

領域		授業科目名	単位	週時間	年次	演・講	備考
南島言語文化	必修	南島言語文化特殊研究 I	4	2	1	演習	領域必修科目8単位 選択科目24単位以上
		南島言語文化特殊研究 II	4	2	2	演習	
		日本語文化特殊研究 I	4	2	1	演習	
		日本語文化特殊研究 II	4	2	2	演習	
	選択	南島文学特論 I A	2	2	1・2	講義	(集中講義科目)
		南島文学特論 I B	2	2	1・2	講義	
		南島文学特論 II A	2	2	1・2	講義	
		南島文学特論 II B	2	2	1・2	講義	
		南島方言学特論 I	2	2	1・2	講義	
		南島方言学特論 II	2	2	1・2	講義	
		日本古典文学特論 I A	2	2	1・2	講義	
		日本古典文学特論 I B	2	2	1・2	講義	
		日本古典文学特論 II A	2	2	1・2	講義	
		日本古典文学特論 II B	2	2	1・2	講義	
		日本近現代文学特論 I A	2	2	1・2	講義	
		日本近現代文学特論 I B	2	2	1・2	講義	
		日本近現代文学特論 II A	2	2	1・2	講義	
		日本近現代文学特論 II B	2	2	1・2	講義	
		南島芸能特論 I	2	2	1・2	講義	
		南島芸能特論 II	2	2	1・2	講義	
国語教育学特論 I	2	2	1・2	講義			
国語教育学特論 II	2	2	1・2	講義			
南島言語文化特論	2	2	1・2	講義			
南島民俗文化	必修	南島民俗文化特殊研究 I	4	2	1	演習	(集中講義科目)
		南島民俗文化特殊研究 II	4	2	2	演習	
	選択	東アジア文化人類学特論 I A	2	2	1・2	講義	
		東アジア文化人類学特論 I B	2	2	1・2	講義	
		東アジア文化人類学特論 II	2	2	1・2	講義	
		東アジア文化人類学特論 III	2	2	1・2	講義	
		南島民俗特論 I	2	2	1・2	講義	
		南島民俗特論 II	2	2	1・2	講義	
		南島民俗宗教特論 I	2	2	1・2	講義	
		南島民俗宗教特論 II	2	2	1・2	講義	
		南島地理学特論 I	2	2	1・2	講義	
		南島地理学特論 II	2	2	1・2	講義	
		民族誌特論	2	2	1・2	講義	
		地理教育学特論	2	2	1・2	講義	

領域		授業科目名	単位	週時間	年次	演・講	備考
南島先史・歴史文化	必修	南島先史文化特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
		南島先史文化特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
		南島歴史文化特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
		南島歴史文化特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
	選択	考古学特論Ⅰ	2	2	1・2	講義	(集中講義科目)
		考古学特論Ⅱ	2	2	1・2	講義	
		南島史学特論ⅠA	2	2	1・2	講義	
		南島史学特論ⅠB	2	2	1・2	講義	
		南島史学特論ⅡA	2	2	1・2	講義	
		南島史学特論ⅡB	2	2	1・2	講義	
		南島先史文化特論Ⅰ	2	2	1・2	講義	
		南島先史文化特論Ⅱ	2	2	1・2	講義	
		文化財保存特論	2	2	1・2	講義	
アジア先史文化特論	2	2	1・2	講義			
南島社会文化	必修	南島社会文化特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
		南島社会文化特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
	選択	南島社会特論Ⅰ	2	2	1・2	講義	(集中講義科目)
		南島社会特論Ⅱ	2	2	1・2	講義	
		家族社会学特論Ⅰ	2	2	1・2	講義	
		家族社会学特論Ⅱ	2	2	1・2	講義	
		植民地社会特論Ⅰ	2	2	1・2	講義	
		植民地社会特論Ⅱ	2	2	1・2	講義	
		社会学研究法特論	2	2	1・2	講義	
		社会統計学特論	2	2	1・2	講義	
		社会心理学特論Ⅰ	2	2	1・2	講義	
		社会心理学特論Ⅱ	2	2	1・2	講義	
		国際社会学特論	2	2	1・2	講義	
		比較社会文化特論Ⅰ	2	2	1・2	講義	
		比較社会文化特論Ⅱ	2	2	1・2	講義	
		現代社会文化特論	2	2	1・2	講義	

修了に必要な単位数
<修士論文を選択するもの>
必修科目 8単位、選択科目24単位以上、合計32単位以上修得すること。

<特定課題研究を選択するもの>
必修科目 8単位、選択科目28単位以上、合計36単位以上修得すること。

上記のいずれにおいても、必修科目は専門領域から、選択科目は専門領域を含めた他の領域、専攻、研究科から選択できることとする。なお、他領域、専攻、研究科からは8単位以内選択することができる。
他領域、専攻、研究科の科目の修得単位は「選択他領域」とする。

履修規程別表Ⅱ

英米言語文化専攻 授業科目及び単位数

領 域	授 業 科 目 名	単 位	週 時 間	年 次	演・講	備 考	
英米文学領域	選 択 必 修	英米文学特殊研究ⅠA	4	2	1	演習	
		英米文学特殊研究ⅡA	4	2	2	演習	
		英米文学特殊研究ⅠB	4	2	1	演習	
		英米文学特殊研究ⅡB	4	2	2	演習	
	選 択	英米批評特論Ⅰ	2	2	1・2	講義	
		英米批評特論Ⅱ	2	2	1・2	講義	
		英米演劇特論Ⅰ	2	2	1・2	講義	
		英米演劇特論Ⅱ	2	2	1・2	講義	
		英米小説特論Ⅰ	2	2	1・2	講義	
		英米小説特論Ⅱ	2	2	1・2	講義	
		英米詩特論Ⅰ	2	2	1・2	講義	
		英米詩特論Ⅱ	2	2	1・2	講義	
		英米文学特論	2	2	1・2	講義	
言語教育学領域	必 修	言語教育特殊研究ⅠA	4	2	1	演習	
		言語教育特殊研究ⅡA	4	2	2	演習	
		言語教育特殊研究ⅠB	4	2	1	演習	
		言語教育特殊研究ⅡB	4	2	2	演習	
		言語教育特殊研究ⅠC	4	2	1	演習	
		言語教育特殊研究ⅡC	4	2	2	演習	
		言語教育特殊研究ⅠD	4	2	1	演習	
		言語教育特殊研究ⅡD	4	2	2	演習	
	選 択	英語教育学特論Ⅰ	2	2	1・2	講義	
		英語教育学特論Ⅱ	2	2	1・2	講義	
		英語学特論	2	2	1・2	講義	
		日本語教育学特論Ⅰ	2	2	1・2	講義	
		日本語教育学特論Ⅱ	2	2	1・2	講義	
		日本語学特論	2	2	1・2	講義	
		マルチリンガル教育特論	2	2	1・2	講義	
		社会言語学特論	2	2	1・2	講義	
言語教育実習Ⅰ	2	2	1・2	実習			
言語教育実習Ⅱ	2	2	1・2	実習			
共通選択	ヨーロッパ文化特論	2	2	1・2	講義		
	英米文化特論	2	2	1・2	講義		
	アジア文化特論	2	2	1・2	講義		
	多文化間教育特論	2	2	1・2	講義		
	言語とメディア	2	2	1・2	講義		
	英語論文の書き方Ⅰ	2	2	1・2	講義		
	英語論文の書き方Ⅱ	2	2	1・2	講義		
	日本語論文の書き方Ⅰ	2	2	1・2	講義		
	日本語論文の書き方Ⅱ	2	2	1・2	講義		

修了に必要な単位数

<修士論文を選択するもの>

選択必修科目 8単位、選択科目20単位以上、合計32単位以上修得すること。

<特定課題研究を選択するもの>

選択必修科目 8単位、選択科目20単位以上、合計36単位以上修得すること。

上記のいずれにおいても、必修科目は専門領域から、選択科目は専門領域を含めた他の領域、専攻、研究科から選択できるととする。なお、他領域、専攻、研究科からは8単位以内選択することができる。他領域、専攻、研究科の科目の修得単位は「選択他領域」とする。

履修規程別表Ⅲ

人間福祉専攻 授業科目及び単位数

(社会福祉学領域)

領域	授業科目名	単位	週時間	年次	演・講	備考	
社会福祉学領域	専攻基礎科目	人間福祉特論	2	2	1	講義	1科目2単位以上を選択履修
		保健医療分野に関する理論と支援の展開	2	2	1	講義	
	領域必修科目	社会福祉原理特論	4	2	1	講義	
		人間福祉特殊研究ⅠA	4	2	1	演習	
		人間福祉特殊研究ⅡA	4	2	2	演習	
		人間福祉特殊研究ⅠB	4	2	1	演習	
		人間福祉特殊研究ⅡB	4	2	2	演習	
		人間福祉特殊研究ⅠC	4	2	1	演習	
		人間福祉特殊研究ⅡC	4	2	2	演習	
		人間福祉特殊研究ⅠD	4	2	1	演習	
		人間福祉特殊研究ⅡD	4	2	2	演習	
		人間福祉特殊研究ⅠE	4	2	1	演習	
	人間福祉特殊研究ⅡE	4	2	2	演習		
	選択科目	ホスピスケア特論	2	2	1・2	講義	
		社会福祉制度特論	2	2	1・2	講義	
		保健医療政策特論	4	2	1	講義	
		老年健康科学特論	4	2	1・2	講義	
		児童福祉特論	2	2	1・2	講義	
		老年社会科学特論	2	2	1・2	講義	
		高齢者福祉特論	2	2	1・2	講義	
地域ケア特論		2	2	1・2	講義		
地域福祉計画特論		2	2	1・2	講義		
障害者福祉特論		2	2	1・2	講義		
社会心理学特論		2	2	1・2	講義		
社会倫理学特論		2	2	1・2	講義		
障害児(者)援助特論		2	2	1・2	講義		
福祉分野に関する理論と支援の展開		2	2	1・2	講義		
他領域科目							

修了に必要な単位数は、専攻基礎科目2単位以上、領域必修科目12単位及び選択科目から18単位以上(他領域科目8単位以内を含む)、合計32単位以上を修得すること。
他領域、専攻、研究科の科目の修得単位は「選択他領域」とする。

(臨床心理学領域)

領域	授業科目名	単位	週時間	年次	演・講	備考
専攻基礎科目	人間福祉特論	2	2	1	講義	1科目2単位以上を選択履修
	保健医療分野に関する理論と支援の展開	2	2	1	講義	
領域必修科目	臨床心理学特論Ⅰ	2	2	1	講義	*
	臨床心理学特論Ⅱ	2	2	1	講義	*
	心理的アセスメントに関する理論と実践	2	2	1・2	演習	*
	臨床心理査定演習	2	2	1・2	演習	*
	心理支援に関する理論と実践	2	2	1・2	講義	*
	臨床心理面接特論	2	2	1・2	講義	*
	臨床心理基礎実習	2	4	1	実習	*
	心理実践実習Ⅰ	2	2	1	実習	*
	心理実践実習Ⅱ	6	12	2	実習	*
臨床心理学領域 選択科目	心理学研究法特論	2	2	1・2	講義	
	心理統計法特論	2	2	1・2	講義	
	人格心理学特論	2	2	1・2	講義	
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2	2	1・2	講義	*
	認知心理学特論	2	2	1・2	講義	
	心理療法特論	2	2	1・2	講義	*
	教育分野に関する理論と支援の展開	2	2	1・2	講義	*
	臨床心理実習A	1	1	1・2	実習	*
	臨床心理実習B	1	1	1・2	実習	*
	社会心理学特論	2	2	1・2	講義	
	社会倫理学特論	2	2	1・2	講義	
	障害児(者)援助特論	2	2	1・2	講義	
	福祉分野に関する理論と支援の展開	2	2	1・2	講義	
	投映法特論	2	2	1・2	講義	*
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2	2	1・2	講義	*
	心の健康教育に関する理論と実践	2	2	1・2	講義	*
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2	2	1・2	講義	*
	心理実践実習Ⅲ	4	4	1	実習	*
心理実践実習Ⅳ	4	4	2	実習	*	
特殊研究	臨床心理学特殊研究ⅠA	4	2	1	演習	IA+IIA、IB+IIB及びIC+IICのいずれかを選択すること
	臨床心理学特殊研究ⅡA	4	2	2	演習	
	臨床心理学特殊研究ⅠB	4	2	1	演習	
	臨床心理学特殊研究ⅡB	4	2	2	演習	
	臨床心理学特殊研究ⅠC	4	2	1	演習	
	臨床心理学特殊研究ⅡC	4	2	2	演習	

修了に必要な単位数は、専攻基礎科目2単位以上、領域必修科目22単位及び特殊研究科目8単位を含み
 選択科目から合計32単位以上を修得すること。
 他領域、専攻、研究科の科目の修得単位は「選択他領域」とする。
 なお、*印科目の履修は臨床心理学領域の学生に限る。

履修規程別表Ⅳ

専修免許状に必要な専門教育科目

専攻	専修免許状	科目	単位	必要単位数
南島文化専攻	中学校教諭専修免許状 (国語) 高等学校教諭専修免許状 (国語)	南島言語文化特殊研究Ⅰ	4	選択科目から 24単位選択 必修
		南島言語文化特殊研究Ⅱ	4	
		日本言語文化特殊研究Ⅰ	4	
		日本言語文化特殊研究Ⅱ	4	
		南島文学特論ⅠA	2	
		南島文学特論ⅠB	2	
		南島文学特論ⅡA	2	
		南島文学特論ⅡB	2	
		南島方言学特論Ⅰ	2	
		南島方言学特論Ⅱ	2	
		日本古典文学特論ⅠA	2	
		日本古典文学特論ⅠB	2	
		日本古典文学特論ⅡA	2	
		日本古典文学特論ⅡB	2	
		日本近現代文学特論ⅠA	2	
		日本近現代文学特論ⅠB	2	
		日本近現代文学特論ⅡA	2	
		日本近現代文学特論ⅡB	2	
		南島芸能特論Ⅰ	2	
		南島芸能特論Ⅱ	2	
	南島言語文化特論	2		
	国語教育学特論Ⅰ	2		
	国語教育学特論Ⅱ	2		
	中学校教諭専修免許状 (社会) 高等学校教諭専修免許状 (地理歴史)	南島民俗文化特殊研究Ⅰ	4	選択科目から 24単位選択 必修
		南島民俗文化特殊研究Ⅱ	4	
		南島先史文化特殊研究Ⅰ	4	
		南島先史文化特殊研究Ⅱ	4	
		南島歴史文化特殊研究Ⅰ	4	
		南島歴史文化特殊研究Ⅱ	4	
		東アジア文化人類学特論ⅠA	2	
		東アジア文化人類学特論ⅠB	2	
		東アジア文化人類学特論Ⅱ	2	
		東アジア文化人類学特論Ⅲ	2	
		南島民俗特論Ⅰ	2	
南島民俗特論Ⅱ		2		
南島民俗宗教特論Ⅰ		2		
南島民俗宗教特論Ⅱ		2		
南島地理学特論Ⅰ		2		
南島地理学特論Ⅱ		2		
民族誌特論		2		
考古学特論Ⅰ		2		
考古学特論Ⅱ		2		
南島史学特論ⅠA		2		
南島史学特論ⅠB		2		
南島史学特論ⅡA		2		
南島史学特論ⅡB		2		
南島先史文化特論Ⅰ		2		
南島先史文化特論Ⅱ	2			
文化財保存特論	2			
アジア先史文化特論	2			
地理教育学特論	2			

専攻	専修免許状	科目	単位	必要単位数
南島文化専攻	中学校教諭専修免許状 (社会) 高等学校教諭専修免許状 (公民)	南島社会文化特殊研究Ⅰ	4	選択科目から 24単位選択 必修
		南島社会文化特殊研究Ⅱ	4	
		南島社会特論Ⅰ	2	
		南島社会特論Ⅱ	2	
		家族社会学特論Ⅰ	2	
		家族社会学特論Ⅱ	2	
		植民地社会特論Ⅰ	2	
		植民地社会特論Ⅱ	2	
		国際社会学特論	2	
		比較社会文化特論Ⅰ	2	
		比較社会文化特論Ⅱ	2	
		現代社会文化特論	2	
		英米言語文化専攻	中学校教諭専修免許状 (英語) 高等学校教諭専修免許状 (英語)	
英米文学特殊研究ⅡA	4			
英米文学特殊研究ⅠB	4			
英米文学特殊研究ⅡB	4			
英米批評特論Ⅰ	2			
英米批評特論Ⅱ	2			
英米演劇特論Ⅰ	2			
英米演劇特論Ⅱ	2			
英米小説特論Ⅰ	2			
英米小説特論Ⅱ	2			
英米詩特論Ⅰ	2			
英米詩特論Ⅱ	2			
英米文学特論	2			
言語教育特殊研究ⅠA	4			
言語教育特殊研究ⅡA	4			
言語教育特殊研究ⅠB	4			
言語教育特殊研究ⅡB	4			
英語教育学特論Ⅰ	2			
英語教育学特論Ⅱ	2			
英語学特論	2			
マルチリンガル教育特論	2			
社会言語学特論	2			
言語教育実習Ⅰ	2			
ヨーロッパ文化特論	2			
英米文化特論	2			
アジア文化特論	2			
多文化間教育特論	2			
言語とメディア	2			
英語論文の書き方Ⅰ	2			
英語論文の書き方Ⅱ	2			

専攻	専修免許状	科目	単位	必要単位数
人間福祉専攻 臨床心理学領域	高等学校教諭専修免許状 (公民)	臨床心理学特殊研究ⅠA	4	選択科目から 24単位選択 必修
		臨床心理学特殊研究ⅡA	4	
		臨床心理学特殊研究ⅠC	4	
		臨床心理学特殊研究ⅡC	4	
		臨床心理学特論Ⅰ	2	
		臨床心理学特論Ⅱ	2	
		心の健康教育に関する理論と実践	2	
		産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2	
		心理的アセスメントに関する理論と実践	2	
		臨床心理査定演習	2	
		心理支援に関する理論と実践	2	
		臨床心理面接特論	2	
		心理学研究法特論	2	
		心理統計法特論	2	
		人格心理学特論	2	
		司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2	
		認知心理学特論	2	
		教育分野に関する理論と支援の展開	2	
		保健医療分野に関する理論と支援の展開	2	
		社会心理学特論	2	
		福祉分野に関する理論と支援の展開	2	
		心理療法特論	2	
		投映法特論	2	
		家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2	

修士論文指導教員届

年 月 日

沖縄国際大学大学院
地域文化研究科長 殿

地域文化研究科
学籍番号
氏 名
専攻
印

修士論文指導教員を下記のとおりお届けします。

記

研究 題 目	
指 導 教 員	印

注. 指導教員の承認を得て、入学年度の所定期日までに研究科長に届けなければならない。

様式2

修士論文指導教員変更届

年 月 日

沖縄国際大学大学院
地域文化研究科長 殿

地域文化研究科
学籍番号
氏 名

専攻

印

修士論文指導教員を下記のとおり変更しますのでお届けします。

記

新	指導教員 印
旧	指導教員 印
理 由	

沖縄国際大学大学院地域文化研究科の学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、沖縄国際大学大学院学則第43条の3項及び地域文化研究科履修規程第12条に基づき、学位論文(以下「論文」という。)の審査及び最終試験の実施に関し、必要な事項を定める。

(論文の提出)

第2条 論文を提出することができる者は、所定の授業科目について32単位以上を修得した者又は修得見込の者とする。ただし、特定課題研究を選択する者については36単位以上とする。

2 論文の審査を受けようとする者は、学位論文審査願(様式第1号)に学位論文作成要領(別表)による論文正本1部、副本2部、計3部及び論文要旨(様式第2号)3部を添えて、1月末日(9月修了予定者については、7月末日)までに指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

(審査方法)

第3条 研究科長は、受理した論文の審査を研究科会に付託する。

2 研究科会は、各論文ごとに審査委員会を設置し、その審査を委嘱する。

3 審査委員会は、演習担当者を含む3人以上の審査委員をもって構成し、指導教員以外の教員を主査とする。

4 研究科会が必要と認めるときは、他の大学院、研究科、研究所等の教員等の協力を得ることができる。

5 修士論文の審査は、その論文が提出された学期末までに終了するものとする。

6 主査は、当該論文の審査及び最終試験を総括する。

7 受理した論文は返却しない。

(最終試験)

第4条 最終試験は、論文の審査終了後、審査委員会が論文を中心として口述又は筆記試験によって行う。

(審査基準)

第5条 審査委員会は、次の審査基準に基づき行うものとする。

(1) 問題意識が明確で、テーマ設定が適切であること。

(2) 調査・実験、文献資料などの検索が十分にできていること。

(3) 分析視点が明確で論理展開が一貫していること。

(4) 分析結果の内容が説得的であること。

(5) 独創性が認められること。

(6) 必要最低枚数を満たし、規則に則った書式であること。

2 審査委員会は、前項に基づき、下記のように判定を行うものとする。

(1) 合格

(2) 一部修正の上、合格

(3) 不合格

(報告)

第6条 審査委員会は、論文の審査及び最終試験の結果を、学位論文審査及び最終試験の結果報告書(様式第3号)により、研究科長に報告する。

2 研究科長は、審査委員会の報告を研究科会に諮り、最終試験の可否を議決するとともにその審議結果を学長に報告する。

(改廃)

第7条 この要項の改廃は、研究科会の議を経て、大学院委員会がこれを行う。

附 則

1 この要項は、平成9年4月1日から施行する。

2 改正、この要項は、平成18年4月1日から施行する。

3 改正、この要項は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第5条(審査基準)については、平成14年度入学者から適用する。

4 改正、この要項は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項については、平成15年度入学者から適用し、それ以外の条文については、平成19年度以前の入学者は、従前の要項とする。

別表

学位論文作成要領

1. 規格は、A 4 版 (21 cm× 29.7cm) とする。
2. 製本には A 4 版のファイルを使用し、横書きの場合は左とじ、縦書きの場合は右とじとする。
(1) 表紙は次の事項を記載する。

(横書きの表紙)	(縦書きの表紙)
<p>論文題目</p> <p>年度</p> <p>沖縄国際大学大学院 地域文化研究科</p> <p>専攻</p> <p>氏名</p>	<p>氏名</p> <p>専攻</p> <p>沖縄国際大学大学院 地域文化研究科</p> <p>論文題目</p> <p>年度</p>

- (2) 表紙の年度は学年度とし、西暦を用いる。
 - (3) 背表紙には論文題名と氏名を記載する。
3. 本文
 - (1) 横書き又は縦書きにする。
 - (2) 用語、総字数及び用紙は、各教育研究領域に委ねる。
 - (3) ページ数を記入し、目次を作成する。
 4. 本文紙面の余白は次のとおりとする。

<p>2.5cm</p> <p>3.0cm</p> <p>(横書本文)</p> <p>2.0cm</p> <p>2.5cm</p>	<p>2.5cm</p> <p>2.0cm</p> <p>(縦書本文)</p> <p>2.5cm</p> <p>3.0cm</p>
---	---

様式第1号

学 位 論 文 審 査 願

年 月 日

沖縄国際大学大学院
地域文化研究科長 殿

研究科名
専攻名
学籍番号
氏 名

印

このたび沖縄国際大学学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項第2条の規定に基づき、下記のとおり学位論文を提出しますので、審査くださるよう関係書類を添えてお願いします。

記

論文題目

指導教員 認 印	
-------------	--

修士論文概要作成要領

修士論文概要は、修士論文作成要領に基づいて作成し、修士論文概要届とともに学務課へ提出すること。提出締切は2月末日。

1. 規格：A 4版

2. 表紙

《横書きの表紙》

地域文化研究科	
修士論文概要	
○	論文課題
○	学籍番号 氏名 提出年月日
指導教員	印

《縦書きの表紙》

地域文化研究科	
修士論文概要	
論文課題	○
学籍番号	○
氏名	
提出年月日	
指導教員	
印	

3. 論文概要の構成

(1). 研究課題

- ①主題
- ②意義

(2). 研究史（文献レビュー）

- ①関連研究の整理
- ②主題の位置づけ

(3). 研究方法

- ①調査対象
- ②データ収集法
- ③データの整理・分析法
- ④調査の見通し

4. 体裁

- (1). 枚数 A 4版 1頁 45字×40行 2,000字～6,000字前後
- (2). 文献表示法 各領域による
- (3). 図表表示法 各領域による

5. 修士論文概要届

修士論文概要届		
	年	月 日
沖縄国際大学大学院 地域文化研究科長 殿		
	研究科名	
	専攻名	
	学籍番号	
	氏名	印
沖縄国際大学大学院地域文化研究科履修規程第12条第2項の規定に基づき、別添のとおり修士論文概要を提出いたします。		

6. 特定課題研究を選択する者について

特定課題研究について（地域文化研究科会申合せ）に基づき、特定課題研究の選択を承認された者についても、この作成要領に基づき作成する。

特定課題研究について（地域文化研究科会申合せ）

沖縄国際大学大学院地域文化研究科では、修士論文に代わる特定課題研究について、次のとおり取扱いを定める。

1. 対象となる学生

優れた職務経歴を有する社会人学生若しくは優れた研究業績を有する学生に限る。

ただし、本学大学院を修了後、他大学院の博士課程への進学を考えている学生等は特定課題研究の提出による修了は原則として認めない。

2. 特定課題研究提出を認める専攻

南島文化専攻、英米言語文化専攻

3. 申請方法

学生は、第2 Semester 修了時（2月末に）指導教員と相談の上、承諾を経て研究科長へ申請する。

※提出方法：所定の期間内に別紙の申請書類及び必要書類を大学院事務室へ提出する。

4. 特定課題研究の指導方法

指導教員は、特定課題研究を選択する学生に対して、修士論文指導と同等の基準で指導にあたり、履修規程に基づき、4単位相当の授業科目の追加履修について、適切な指導を行う。また、指導教員は、特定課題研究の量・質を確保するため、次に定める基準（特定課題研究の内容・量・審査方法）を遵守する。

5. 特定課題研究の量

枚数……指導教員の指示による。

文字数……和文3万字程度。英文1万2千語程度を標準とする。

6. 特定課題研究の内容

実学的な側面を重視し、学生本人の専門分野に関連した身近な素材や収集したデータなどの問題を主題とした研究を中心とする。特定課題研究の内容は、以下のとおりとする。

①文献研究

対象となる研究テーマについて、文献や調査等によって取りまとめられたデータを幅広い視点から考察したもの。

②数量分析

対象となる研究テーマについて、計量分析手法やデータの収集によって取りまとめられたデータを分析結果としてまとめ、その結果が明確に説明されているもの。

③フィールドワーク

対象となる研究テーマについて、「現地調査」等の社会調査活動によって取りまとめられたデータを幅広い視点から考察したもの。

④事例研究

対象となる研究テーマについて、「事例」を幅広い視点から考察し、それらによって得られたデータが分析され、考察がされているもの。

⑤その他、指導教員が認め研究科会で承認されたもの

上記①～④以外の内容でまとめられた論文で、指導教員が認め研究科会で承認されたもの。

7. 特定課題研究の審査方法

「沖縄国際大学大学院地域文化研究科の学位論文及び最終試験に関する取扱要項」の定めに従う。特定課題研究提出者も、第3 Semester の7月に中間発表を行い、特定課題研究提出後は、最終試験を受けなければならない。

附則

1 この申合せは、平成20年4月1日から施行する。

「特定課題研究」選択申請書

【申請者】

所属	研究科		専攻・領域
学籍番号		フリガナ 氏名	
研究テーマ			

【特定課題研究の内容】

種別（※印）	①文献研究 ②数量分析 ③フィールドワーク ④事例研究 ⑤その他
⑤の場合、研究内容を具体的に記載	

【特定課題研究を選択する理由】

【指導教員の所見】

「特定課題研究」選択を認める理由	
------------------	--

指導教員

印

【添付書類】

- ①申請者の履歴・経歴書（任意様式）：優れた職務経歴を有する者の場合。
- ②研究業績書（任意様式）及び論文の写し：優れた研究業績を有する学生の場合。
- ③その他、優れた実績を証明する書類

決裁欄		
月 日	月 日	月 日
研究科長	専攻主任	受付

大学院地域文化論叢編集規程

(目的)

第1条 この規程は、『地域文化論叢』（以下「本誌」という。）の編集に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 本誌は、地域文化に関する研究論文、研究ノート、調査報告、資料、書評、翻訳などを掲載する。
2 前項の研究論文は、電子化し、沖縄国際大学学術リポジトリへ登録し、インターネットを通じて公開する。ただし、著作者が電子化を承諾しない旨を編集委員会に申し出た場合は、その研究論文等の電子化を行わない。

(投稿)

第3条 本誌に投稿できる者は、次の通りとする。

- (1) 沖縄国際大学大学院地域文化研究科（以下「本研究科」という。）に所属する教員
- (2) 本研究科の在籍者及び修了者
- (3) その他、本研究科の科会において適当と認められた者

(編集委員会)

第4条 本誌の編集にあたっては、編集委員会を置く。

2 編集委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 編集委員 南島文化専攻、英米言語文化専攻及び人間福祉専攻の各領域から各1名を

含む計8名

3 委員長は編集委員の互選によって決定する。

4 原稿の掲載順序及び体裁などは編集委員会において決定するものとする。

5 編集委員会は、本誌の編集に関する諸事項について本研究科の科会に報告しなければならない。

(原稿締切日の通知)

第5条 編集委員会は本誌の発行にあたって、2か月以上前までに原稿締切日を通知しなければならない。

(審査)

第6条 投稿された研究論文に関し、編集委員会はその掲載の可否を審査する。

2 編集委員会は、投稿された研究論文ごとに2名以上の審査員を選任する。

3 審査員は、本研究科に所属する教員以外の本学専任教員及び学外者にも委嘱することができる。

4 審査員の氏名は公表しない。

5 編集委員会は、審査員の意見にしたがって、掲載可否の決定を行う。

6 編集委員会は、審査員の意見及び本規程にしたがって、執筆者に訂正や書き換えなどを求めることができる。

7 学外者に審査員を委嘱した場合は、規程にしたがって謝礼を支払う。

(投稿原稿)

第7条 本誌投稿原稿は、未発表のものとする。

(原稿提出)

第8条 投稿者は、編集委員会が通知した締切日までに編集委員会に原稿を提出しなければならない。

(字数制限)

第9条 投稿原稿は、原則として40,000字以内とする。欧文その他言語の場合は、日本語に換算して40,000字程度までとする。但し、図表、写真は字数制限に含まないものとする。

(発行)

第10条 本誌は、原則として研究論文2篇以上によって発行することができる。

(抜刷)

第11条 執筆者に対して100部の抜刷を贈呈し、それ以上の部数を必要とする場合、その経費については執筆者の自己負担とする。

(執筆要領)

第12条 原稿執筆要領は、以下の通りとする。

- (1) 原稿は、原則として横書きとする。
- (2) 原稿は、原則としてワープロ原稿とし、ハードコピーの他にそのフロッピーディスクを添付する。
- (3) 研究論文の構成は、題目・氏名・和文要旨(400字程度)及び外国語要旨・キーワード・本文・注・参考文献の順とする。研究ノート・調査報告は、題目・氏名・本文・注・参考文献の順とする。なお、すべての原稿には題目の英語あるいはその他の外国語訳を添付すること。
- (4) 図・表・写真にはそれぞれキャプションをつけ、本文中の挿入箇所を明示する。

(改正)

第13条 この規程の改正は、本研究科に所属する教員の2分の1以上の賛成によって行う。

附 則

- 1 この規程は、1997年12月19日から施行する。
- 2 改正、この規程は、1999年4月1日から施行する。
- 3 改正、この規程は、2003年6月13日から施行する。
- 4 改正、この規程は、2007年4月1日から施行する。
- 5 改正、この規程は、2010年4月1日から施行する。
- 6 改正、この規程は、2010年7月1日から施行する。

沖縄国際大学心理相談室紀要編集規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大学院学則第4条の2及び沖縄国際大学心理相談室運営規程第3条第1項第2号に基づき、沖縄国際大学心理相談室紀要（以下『紀要』という。）の編集に関する必要な事項を定める。

(回数)

第2条 紀要は、原則として年1回発行する。

(投稿資格)

第3条 紀要に投稿できる者は、沖縄国際大学心理相談室運営規程第4条に定める構成員からの投稿によるものとする。

2 共同研究の場合は、筆頭執筆者が前項に定める構成員であれば、他の者はそれを問わない。

(内容)

第4条 紀要の内容は、原則として沖縄国際大学心理相談室（以下「相談室」という。）及び実習に関わる臨床心理事例研究を主とし、研究論文、その他、研究ノート、調査報告、抄録、資料、短報、書評、翻訳などとする。

(編集委員会)

第5条 紀要を編集するにあたって、次の編集委員を置く。

- (1) 編集委員は、相談室の室長、副室長、庶務をもってあてる
- (2) 編集委員会の委員長は、相談室の室長をもってあてる
- (3) 庶務は、研究員、室員及び相談員から各1名を選出する

(原稿締切日の通知)

第6条 編集委員会は、紀要を発行するにあたって、2か月以上前までに原稿締め切り日を通知しなければならない。

(審査)

第7条 投稿された研究論文のみに関し、その掲載の可否は、次のレフリース制によるものとする。

編集委員会は、論文ごとに2名以上のレフリースを選任する

- (1) レフリースは、学外者にも委嘱できるものとする
- (2) レフリースは、論文の書き換えの指示、掲載可否等に関する意見を編集委員会に提出する
- (3) 編集委員会は、本規程並びにレフリースの意見に従って、掲載の可否を決定する
- (4) 編集委員会は、本規程並びにレフリースの指示と意見に従って、投稿者に修正等を求めることができる
- (5) 学外者のレフリースに対しては、大学院地域文化論叢編集規程第6条第7項に準じ、所定の謝礼を支払う
- (6) レフリース名は公表しない

(編集)

第8条 紀要の編集・発行は、研究論文2編以上によって行なうものとする。

(抜刷)

第9条 投稿者には、原稿1編につき50部の抜き刷りを無料進呈する。それ以上の部数を必要とする場合、その経費については投稿者の自己負担とする。

(学術性・未発表)

第10条 原稿は、学術的なものに限り、他誌に印刷・発表されていないものとする。

(完全原稿)

第11条 投稿者は、編集委員会が通知した締め切り日までに、完全原稿を提出しなければならない。

(枚数)

第12条 原稿は、原則として、本文・和文要旨・注・図表・文献・欧文要旨を含め、20,000字以内とする。

(原稿体裁)

第13条 原稿の体裁は、次の通りとする。

- (1) 原則として、横書(A4で1頁40字×35行)とする
- (2) 欧文の場合は、タイプ・ワープロ・パソコンを使用したものとする
- (3) 原稿の記述は、表題・執筆者名・和文要旨(400字程度)・キーワード(3~5)・本文・注・文献・(1) 欧文表題・ローマ字執筆者名・欧文要旨・欧文キーワードの順序とする
- (4) 文献引用については、本文では著者名と出版年で表示し、原稿の終わりに文献目録をアルファベット順に表示するものとする。
- (5) 図・表・写真等については、キャプションをつけ、縮尺率、図表中の文字の大きさ、本文中の挿入箇所等を明記すること

(掲載順序)

第14条 原稿の掲載順序、表紙等の体裁は、編集委員会で決定するものとする。

(校正)

第15条 校正は原則として執筆者によるものとし、校正者は編集委員会の指示に従って、できるだけ短時日で済まなければならない。校正時の原稿改訂は原則として認めない。

(著作権)

第16条 掲載された論文等の著作権は、沖縄国際大学に帰属する。

(転用)

第17条 紀要に掲載された論文を執筆者が他の出版物に転用する場合、予め文書によって編集委員会に届け出ることとし、編集委員会の承認を得なければならない。

(守秘義務)

第18条 投稿にあたっては、クライアントの了解を得ることが望ましい。個人が特定されないよう配慮すること。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、地域文化研究科会及び大学委員会の意見を聴いた上で、学長が行う。

附 則

1. この規程は、2016年(平成28年)4月1日から施行する。

但し、これ以前に刊行した心理相談室紀要については、この規程により刊行したものとみなす。

地域産業研究科



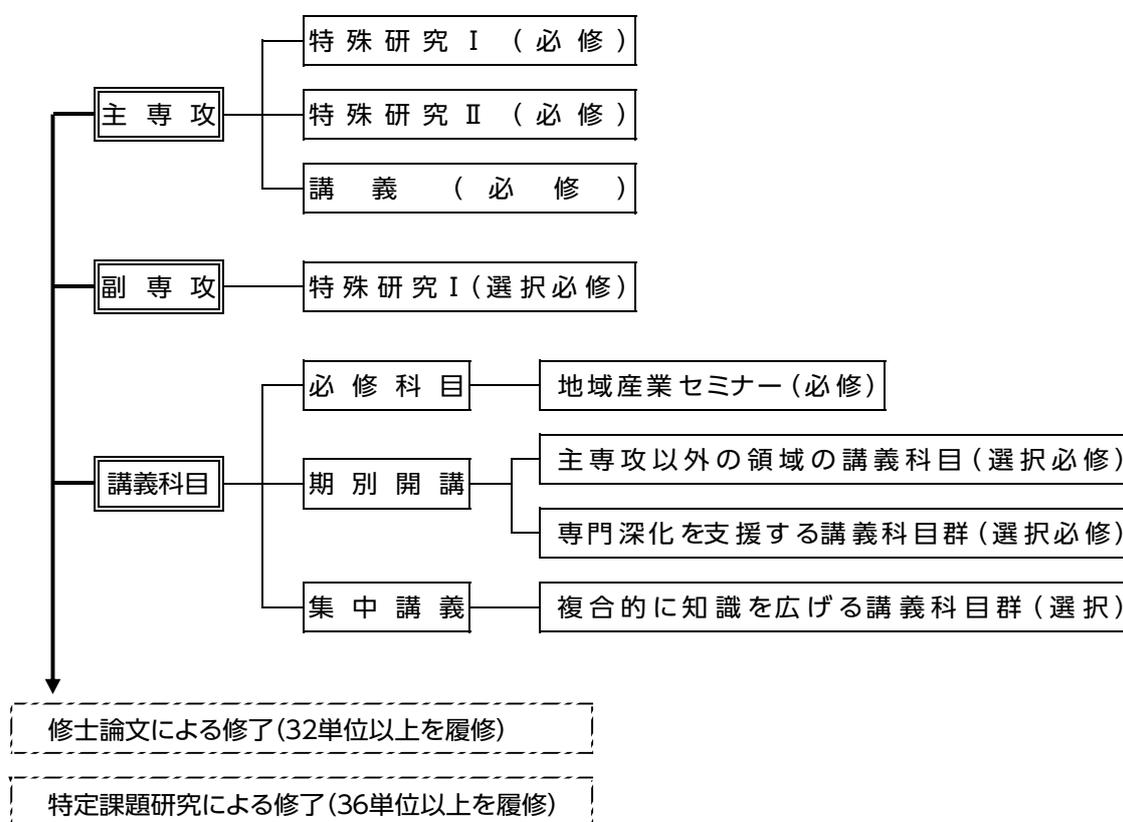
地域産業研究科 科目の履修方法

沖縄国際大学大学院地域産業研究科の修了要件となる、①科目履修の考え方と、②修士論文及び特定課題研究作成・審査のスケジュールについて補足説明します。

なお、補足説明をするに当たり、周知のこととは思いますが、念のため、修士課程の修了要件を確認しておきます。修士課程を修了するためには、所要の単位32単位以上（特定課題研究提出による修了の場合36単位以上）を取得すると同時に修士論文若しくは特定課題研究を作成しなければなりません。単位の取得は、講義形式・演習形式で行いますので、大学卒業者であれば、大凡の見当はつくと思います。しかし、修士論文では、レポートや調査報告書とは異なり、自主的に具体的な研究課題を設定するとともに、設定した研究課題が既存の研究に対してどのような意味を持つのか、また、研究課題をどのような方法を用いて分析するのか、そして、分析の結果、どのようなことが分かり、どのようなことが言えるのか、と言うことをすべて、論理的且つ根拠を持って論述しなければなりません。従って、指導教員と十分な意思疎通を図るとともに、綿密に意見交換を行って下さい。（「特定課題研究」は、申請した学生の職務経歴及び実績に関係する内容のもので、修士論文に準ずると認められる業績のことをいいます。特定課題研究作成の際は、修士論文作成と同様に指導教員と十分な意思疎通を図るとともに、綿密に意見交換を行って下さい。）

I 科目履修の考え方

1 地域産業研究科の科目の構成



2 主専攻

主専攻は、入学試験の際に選択した領域であり、修士論文及び特定課題研究を作成する際の研究領域です。あなたが、修士課程において研究する学術領域ですので、入学後の変更は原則として認められません。また、主専攻に応じて、課程修了時に授与される学位名が『修士(経済学)』または『修士(商学)』となります。履修の面から見ると、主専攻となる領域は、特殊研究Ⅰ・Ⅱ及び講義より構成されており、すべて必修科目です。従って、主専攻に関して3科目12単位の履修が必要となります。

なお、主専攻の特殊研究担当教員が、修士論文及び特定課題研究作成の指導教員となります。

【領域名と修士号の種類】

領域名	主専攻となる特殊研究科目名	修士号の種類
応用計量経済領域	経済情報統計解析	修士(経済学)
沖縄経済領域	沖縄経済	
地域発展領域	地域発展	
産業組織領域	産業組織	
環境経済領域	環境経済	
地域社会経済システム領域	地域社会経済システム	
地域流通領域	マーケティング	修士(商学)
比較経営領域	比較経営	
会計領域	税務会計	

3 副専攻

副専攻は、主専攻となる領域に関する知識を深めつつ複眼的な思考能力の涵養を図ることを目的とするものです。これは、専門性の深化と総合的知見の付与による実務応用能力の向上という理念に立って研究を進めて頂こうと考えているからです。

履修の面から見ると、副専攻としては、主専攻以外の他の領域の特殊研究Ⅰを1つ選択履修することになります。従って、副専攻に関して1科目4単位の履修が必要となります。

なお、副専攻とする特殊研究Ⅰの選択に際しては、あなたの研究目的を踏まえながら指導教員と相談してください。

4 地域産業セミナー(必修科目)

地域産業セミナーは、商学系と経済学系の内容を加味した学際的な講義科目として開設されています。講義は、商学系と経済学系の複数の教員によるオムニバス方式で行われます。1年次の必修科目として設定することにより経済学・経営学・商学・会計学・情報の幅広い知識を学び、これを前提に専門領域における学習をより深化させることができます。また、学生が相互に啓発し、学習、研究を深めていくことをねらいとしています。

5 講義科目（期別開講）

期別開講する講義科目は、各領域に含まれる講義と「専門深化を支援する講義科目群」に含まれる講義科目より構成されます。バランスのとれた専門性と総合性を身につけるため、あなたの研究目的に合わせて、主専攻や副専攻に関連する隣接若しくは周辺学術分野の講義科目を履修して下さい。履修の面から見ると、期別開講する講義科目の中から7科目14単位以上（特定課題研究提出による修了の場合は9科目18単位以上）の履修が必要となります。

6 講義科目（集中講義）

集中講義により開講する講義科目は、県内だけでなく全国的な視野に立った知見を付与することを目的としており、県内では聴講機会の極めて少ない著名な講師陣による関連若しくは隣接学術分野の知識を習得できるよう配慮して設けた講義科目群です。

集中講義による講義科目は1週間単位で開講します。その開講時期は、第1学年及び第2学年の夏期休暇中及び第1学年から第2学年に移行する春期休暇中で、開講時間帯は、昼間（3校時及び4校時）若しくは夜間（6校時及び7校時）です。開講科目数は、原則として毎年3科目を開講することとしています。

履修の面から見ると、課程修了に必要な単位数としては、2科目4単位を上限として認定するだけですが、県内だけでなく全国的な視野に立った知見が得られる数少ない機会ですから、聴講科目数には制限を設けていないので、可能な限り積極的に聴講するよう心掛けて下さい。

7 学年別履修単位数について

課程修了に必要な単位数は32単位以上（特定課題研究提出による修了の場合は36単位以上）です。修士課程の第2学年では、修士論文及び特定課題研究の作成に多くの時間を割く必要がありますので、可能な限り、第1学年で24単位以上履修するよう心掛けて下さい。

8 特定課題研究について

職務経歴及び実績に富む社会人学生は、修士論文に代わる特定課題研究の成果提出をもって修了することができます。特定課題研究とは、申請した社会人学生の職務経歴及び実績に関係する内容のもので、修士論文に準ずると認められる業績のことをいいます。社会人学生がこれまでに積み重ねてきた職務経歴及び実績に関係した実践的な内容をテーマとして取り上げ、ケーススタディをはじめとした実学的な側面を重視した研究を進めることを想定しています。社会人学生の経歴や実績を考慮した内容であることから研究への取り組みが容易であること、また修士論文に比較すると分量的に考慮されていることなどから、特定課題研究を選択する学生には、4単位相当の授業科目の追加履修を課しています。しかし、特定課題研究は、修士論文と比べて研究水準が低いということではなく、修士論文に準ずる業績を提出することが求められます。

特定課題研究による修了を希望する社会人学生は、まず、入学時の4月に特定課題研究による修了の意思を指導教員に申し出ます。翌年2月末までに、指導教員と相談の上で最終決定し、特定課題研究概要を提出して下さい。この段階で特定課題研究による修了が確定することになりますが、修士論文による修了へ変更することも可能です。

また、特定課題研究の審査及び最終試験については修士論文と同様に実施され、特定課題研究による修了を予定する学生も第2年次前期終盤には修士論文と同様に特定課題研究の中間発表を行うこととなります。

II 修士論文及び特定課題研究の作成・審査スケジュール

学年	月	履 修 日 程	備 考	
第 一 学 年	前 期	4月	○入学 ○主専攻領域の確定 ○既存の研究業績の整理 ○研究方法、研究態度、論文の書き方について学習	*特定課題研究を選択する者は入学時に特定課題研究選択の意思を指導教員に申し出ること
		5月		
		6月		
		7月		
	夏 期 休 暇	8月	○参考文献・資料等の収集	
		9月		
	後 期	10月	○研究課題の意義、研究方法、既存の研究業績について概要を整理 ○修士論文概要の提出	*特定課題研究を選択する者は特定課題研究概要を提出すること
		11月		
		12月		
		1月		
2月				
2月				
第 二 学 年	前 期	4月	○既存の研究業績の精査、文献研究と予備調査(事前分析)の実施 ○修士論文中間発表会	
		5月		
		6月		
		7月		
		8月		
	夏 期 休 暇	8月	○データ収集と整理・分析	
		9月		
	後 期	10月	○修士論文及び特定課題研究の作成 ○修士論文及び特定課題研究の提出 ○修士論文及び特定課題研究の審査 ○最終試験(口頭試問) ○修了式	*一部の最終試験を除いて審査委員以外の地産研教員およびM1はオブザーバー参加が可能
		11月		
		12月		
1月				
2月				
3月				

* 特定課題研究については基本的に修士論文作成に準じて行う

地域産業研究科 履修モデル

学年		修士論文作成者	特定課題研究作成者
第一学年	前期	<input type="checkbox"/> 特殊研究Iの登録(4単位) 副専攻の登録(4単位) 講義科目の受講(8単位)	<input type="checkbox"/> 特殊研究Iの登録(4単位) 副専攻の登録(4単位) 講義科目の受講(8単位) ■特定課題研究選択の意思を指導教員に申し出る
	夏期休暇	<input type="checkbox"/> 夏期集中講義の受講(2単位) <input type="checkbox"/> 必修科目の受講(2単位)	<input type="checkbox"/> 夏期集中講義の受講(2単位) <input type="checkbox"/> 必修科目の受講(2単位)
	後期	<input type="checkbox"/> 講義科目の受講(8単位) [2月末] ■修士論文概要の提出	<input type="checkbox"/> 講義科目の受講(8単位) [2月末] ■特定課題研究概要の提出
第二学年	前期	<input type="checkbox"/> 特殊研究IIの登録(4単位) [前期終盤] ■中間発表会	<input type="checkbox"/> 特殊研究IIの登録(4単位) 講義科目の受講(2単位) [前期終盤] ■中間発表会
	夏期休暇	<input type="checkbox"/> 夏期集中講義の受講(2単位)	<input type="checkbox"/> 夏期集中講義の受講(2単位)
	後期	[1月末~3月中旬] ■修士論文の提出 ■最終試験(口頭試問)	[1月末~3月中旬] ■特定課題研究の提出 ■最終試験(口頭試問)
修了要件		修了に必要な単位数は、必修科目2単位、主専攻12単位及び副専攻として主専攻と異なる領域の「特殊研究I」4単位、他領域の講義科目及び各領域共通科目の選択必修講義科目14単位以上、合計32単位以上を修得すること。	修了に必要な単位数は、必修科目2単位、主専攻12単位及び副専攻として主専攻と異なる領域の「特殊研究I」4単位、他領域の講義科目及び各領域共通科目の選択必修講義科目18単位以上、合計36単位以上を修得すること。

地域産業専攻 科目担当教員

領域等	授 業 科 目 名	担 当 者	備 考
各領域共通	地域産業セミナー(集中講義)	複数担当者	オムニバス
応用計量経済	経済情報統計解析特殊研究I	兪 炳 強	
	経済情報統計解析特殊研究II	兪 炳 強	
	経済情報統計解析特論A	兪 炳 強	2020年度閉講
沖 縄 経 済	沖縄経済特殊研究I	前 泊 博 盛	
	沖縄経済特殊研究II	前 泊 博 盛	
	沖縄経済特論	前 泊 博 盛	
地 域 発 展	地域発展特殊研究I	-	
	地域発展特殊研究II	-	
	地域発展特論	-	
産 業 組 織	産業組織特殊研究I	宮 城 和 宏	
	産業組織特殊研究II	宮 城 和 宏	
	産業組織特論	宮 城 和 宏	
環 境 経 済	環境経済特殊研究I	呉 錫 畢	
	環境経済特殊研究II	呉 錫 畢	
	環境経済特論	呉 錫 畢	
地域社会経済システム	地域社会経済システム特殊研究I	村 上 了 太	
	地域社会経済システム特殊研究II	村 上 了 太	
	地域社会経済システム特論	村 上 了 太	
地 域 流 通	マーケティング特殊研究I	原 田 優 也	
	マーケティング特殊研究II	原 田 優 也	
	マーケティング・マネジメント特論	原 田 優 也	
比 較 経 営	比較経営特殊研究I	佐久本 朝 一	
	比較経営特殊研究II	佐久本 朝 一	
	比較経営特論	佐久本 朝 一	
会 計	税務会計特殊研究I	-	
	税務会計特殊研究II	-	
	税務会計特論	-	
専門深化を支援する 講義科目群	経済情報統計解析特論B	友 知 政 樹	
	応用マクロ経済学特論	比 嘉 正 茂	
	地域経済計量分析特論	兪 炳 強	2020年度閉講
	地方財政特論	前 村 昌 健	
	地域資源経済特論	兪 炳 強	2020年度閉講
	簿記特論	-	2020年度閉講
	財務会計特論	鵜 池 幸 雄	2020年度閉講
	地域小売業特論	宮 森 正 樹	
	公企業特論	村 上 了 太	
	商学特論	宮 森 正 樹	
	情報資源管理特論	又 吉 光 邦	
	経営情報システム特論	安 里 肇	
	意思決定特論	-	2020年度閉講
	人的資源管理特論	岩 橋 建 治	
複合的に知識を 広げるための 特別講義科目群	経済学特論(集中講義)	-	2020年度閉講
	ビジネス特論(集中講義)	宮森正樹・原田優也	
	数理経済情報特論(集中講義)	-	2020年度閉講
	インターネット・マーケティング特論(集中講義)	宮森正樹・安里 肇	
	マーケティング・コミュニケーション特論(集中講義)	宮森正樹・原田優也	

地域産業研究科

研究指導計画書



地域産業研究科 地域産業専攻 【応用計量経済領域】 指導教員：兪 炳強

期別	研究指導計画・内容
第一セメスター	<ul style="list-style-type: none"> ①統計解析手法を用いた地域産業経済分野に関する既往の実証研究事例を中心に、文献の収集・精読・要約を行わせ、文献の選択・収集能力の涵養を図る。 ②報告・討論を行わせることにより、該当文献で用いられている分析手法や論理構成に関する理解を深化させ、研究遂行能力の涵養を図る。 ③要約・報告を反復して行わせることにより、説明能力・論理的思考能力の涵養を図る。 ④受講者各自の研究テーマに関連する文献・資料の収集・整理を行わせる。
第二セメスター	<ul style="list-style-type: none"> ①第1セメスターと同一の研究指導項目に基づき演習を運営する。 ②受講者各自の研究テーマに関する具体的な論理構成、分析フレームワークおよび分析手法について、精査と整理を行わせる。 ③修士論文概要（テーマ、内容、構成）の作成・提出を行わせる。
第三セメスター	<ul style="list-style-type: none"> ①受講者各自の修士論文概要に基づき、収集した文献・資料の整理とデータの収集・調査を行わせる。 ②収集・調査したデータに基づき、データ分析に着手させる。 ③分析結果の逐次報告を行わせ、研究課題の解決方法について討論を行わせる。 ④修士論文の中間発表に向けて分析内容の整理方法等を指導する。
第四セメスター	<ul style="list-style-type: none"> ①修士論文の中間発表内容に関し指導する。 ②中間発表時に提示されたコメント等に基づいて、修士論文のテーマ、内容、構成等について再検討させ、必要な修正を行わせる。 ③研究成果を詳細に精査し、所要の指導を行い、修士論文として仕上げさせる。

地域産業研究科 地域産業専攻 【沖縄経済領域】 指導教員：前泊 博盛

期別	研究指導計画・内容
第一セメスター	<p>沖縄経済に関する基本的なデータを整理し、統計分析の手法を習得します。経済統計と実態経済との乖離を調査・分析し、論文執筆の前段階としての調査・統計分析能力の向上を図ります。論文執筆に必要な基本図書、資料の収集を支援します。問題意識を高め、論文ポイントの絞り込みを図ります。</p>
第二セメスター	<p>基本統計の分析手法を整理します。論文執筆に必要な統計データ、経済データの取得、取材、解析手法の向上を図り、論文執筆に必要な基礎力を高めます。論議を通して論文ポイントの深化を図ります。</p>
第三セメスター	<p>統計データを基に、関連する企業、行政、キーパーソンへの取材、調査を進め、論文執筆に必要な個別具体的な事例研究をサポートします。</p>
第四セメスター	<p>中間発表や模擬論文審査を実施し、論文に対する助言、コメントを通して論文の総仕上げをサポートします。論文執筆に必要な作文力、図表など統計資料の効果的な展開方法など筆力の向上を図ります。</p>

地域産業研究科 地域産業専攻 【産業組織領域】 指導教員：宮城 和宏

期別	研究指導計画・内容
第一セメスター	Don E. Waldman and E. J. Jensen, Industrial Organization: Theory and Practice を教材として用い、産業組織論の基礎的な考え方について学習する。産業組織論の基本的な分析道具・手法を修士論文作成に適用できるようになることが目的である。また関連文献も参照することにより、産業組織論全般の知識を深めていけるように指導を行う。なお論文の作成方法の基本についても同時に指導していく。
第二セメスター	産業組織論の中でも、特に修士論文に関連した部分に焦点を当てて文献研究を行う。同時に、各種統計を用いて分析ができるよう計量手法、パソコンを用いた分析等についても指導する。以上の指導を通じて、修士論文にふさわしいテーマを最終確定できるようにする。
第三セメスター	修士論文の課題について学生に毎回、報告してもらい内容について議論を行う。
第四セメスター	修士論文の課題について学生に毎回、報告してもらい内容について議論を行う。論文の完成を目指す。

地域産業研究科 地域産業専攻 【環境経済領域】 指導教員：呉 錫畢

期別	研究指導計画・内容
第一セメスター	まず、論文とは何かについて確認し、環境経済に関する本を読み、基礎的な知識を習得することからスタートする。
第二セメスター	大学院生が最も興味を持つ論文を選び、自ら論文を理解し、どのように書くべきか、他人の論文から学べるものを習得する。また、他人の論文をまとめ、発表する要領を体得する。
第三セメスター	自分のテーマに関する研究論文等を読解し、サーベイする。また、その論文に自分が貢献しうる部分を発見し、夏休み前に調査及び研究テーマを設定する。
第四セメスター	第3セメスターで習得したものを土台に、論文テーマをさらに絞り、その研究に対する部分を深化させ、論文の完成に至るように指導する。

地域産業研究科 地域産業専攻 【地域社会経済システム領域】 指導教員：村上 了太

期別	研究指導計画・内容
第一セメスター	<p>第一セメスターでは、①修士論文の記述、提出などを含めた研究姿勢を確認し、②下記のテーマによるレポートとディスカッションを進める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) ミクロ経済学、企業経済学および経営学の基礎知識の確認 2) 共同体やソーシャルビジネスに関する文献研究 3) 各国の社会的企業に関する文献研究
第二セメスター	<p>第二セメスターでは、修士論文のテーマを設定する。同時に第一セメスターの2)と3)の文献研究を深化させていく。</p>
第三セメスター	<p>第三セメスターでは、修士論文の形式と内容について、個別にレポートをしてもらう。具体的には下記の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) タイトル 2) 章節の構成 3) 論旨の展開
第四セメスター	<p>第四セメスターでは、第三セメスターの内容を充実させるとともに、修士論文が各種の審査に耐えられる形式と内容になるように、完成を目指す。</p>

地域産業研究科 地域産業専攻 【地域流通領域】 指導教員：原田 優也

期別	研究指導計画・内容
第一セメスター	<ol style="list-style-type: none"> ①修士課程に必要な単位の取得、選択科目、履修生の副専攻の選択などについて指導する。 ②修士論文の書き方、研究スケジュールなどを指導する。 ③古典的文献の輪読を行い、基本的概念、理論を教授する。 ④国内外の学術雑誌・論文の紹介、入手方法・読み方について指導。また、外国文献輪読により、知識の深化につとめる。 ⑤経営・マーケティング・消費者行動分野（例、中小企業の経営・マーケティング戦略、観光地マーケティング、ブランドマネジメント、地域ブランド戦略、外食産業マーケティング、国際ビジネス、ロジスティクス、消費者行動と購買意思決定、AIマーケティングなど）の研究テーマによるレポートとディスカッションを進める。
第二セメスター	<ol style="list-style-type: none"> ①第1セメスターに引き続き、古典的文献の輪読を行い、基本的概念、理論を教授する。 ②第1セメスターに引き続き、外国文献の輪読の時間を設け、知識の深化につとめる。 ③修士論文テーマについて大学院ゼミで発表と討論の訓練を行う。
第三セメスター	<ol style="list-style-type: none"> ①学内の修士論文中間報告会にむけた【中間報告書の作成と発表方法】について指導を集中的に行う。 ②中間報告会の反省会を行い、修士論文の修正作業を指導する。 ③第2セメスターに引き続き、自主的分析トレーニングを指導する。
第四セメスター	<ol style="list-style-type: none"> ①学会または学内の紀要で修士論文の発表を行う。テーマによっては、共同発表の形をとる。 ②学外内で発表の反省会を行い、コメントについて修正作業を指導する。 ③修士論文の最終稿の完成を目指し、研究内容、仮説や方法論の問題点について討論を重

地域産業研究科 地域産業専攻 【比較経営領域】 指導教員：佐久本 朝一

期別	研究指導計画・内容
第一 セメ スター	<p>第一年次には、指導教員の指導のもとに修業年限内での主専攻の演習、副専攻、講義科目の登録履修について助言した後で、学位論文作成に向けての研究テーマの絞込みへの助言と授業科目の修得を指導する。</p>
第二 セメ スター	<p>研究テーマの基礎となる文献を提示し、それらを整理し、要約させるとともに、その内容について議論を行い、中間発表に向けて論文構成と目次作成を検討させる。その後、テーマに必要な調査を選定し、指導する。</p>
第三 セメ スター	<p>学位論文の研究テーマについての参考資料の整理と選別について指導した後で、研究テーマの基礎となる文献を提示し、研究テーマの目次を作成させ、整理させるとともに議論を行うことで中間発表へむけて指導する。</p>
第四 セメ スター	<p>中間発表で指摘された事項について再度、その論理的な構成を検討させるとともに、具体的に作成した論文の評価と指導を行う。修士論文作成に向けた校正作業を開始する。</p>

沖縄国際大学大学院地域産業研究科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本学大学院学則第12条第3項に基づき、沖縄国際大学大学院地域産業研究科会(以下「科会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(構成員)

第2条 科会は、次の各号に掲げる教員をもって構成する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科の科目を担当する専任教員
- 2 研究科に研究科長を置き、研究科長は、当該研究科担当の教授の中から選ばれた者をもって充てる。
- 3 研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 各専攻に専攻主任を置くことができる。
- 5 専攻主任は当該専攻の公務を掌る。
- 6 専攻主任の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(審議事項)

第3条 科会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、審議し意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、科会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 科会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長(以下この項において「学長等」という。)が掌る教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(会議)

第4条 科会は、研究科長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 研究科長に事故があるとき又は欠けたときは、研究科長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(会議の成立及び賛否)

第5条 科会は、構成員の2分の1以上をもって成立する。

- 2 科会の審議は、出席構成員の過半数の賛成を要し、賛否同数の場合は、議長がこれを判断する。但し、人事及び学位授与に関しては、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、3分の2以上の賛成を要する。

(意見聴取)

第6条 科会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、科会の意見を聴いた上で学長が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、科会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正 この規程は、平成27年9月1日から施行する。

沖縄国際大学大学院地域産業研究科履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄国際大学大学院学則第35条に基づき、授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定める。

(教育目的)

第2条 地域産業研究科では、精深かつ科学的、体系的な知識を授けることにより、地域産業振興の原動力となり得る高度の専門知識を有する人材を育成し、地域経済社会の発展に資することを目的とする。

(専攻)

第3条 地域産業研究科（以下「研究科」という。）に次の専攻を置く。
地域産業研究科 地域産業専攻

(授業科目及び単位数)

第4条 研究科における授業科目及び単位数を別表Ⅰに掲げる。

(指導教員)

第5条 学生の研究及び論文の指導（以下「研究指導」という。）のため指導教員を置く。

2 指導教員は、学生の研究を指導し、併せて学生の授業科目の履修等に適切な助言を行う。

3 指導教員には、別表Ⅰに掲げる各領域の特殊研究を担当する教員をもって充てる。

4 指導教員は、学生の研究内容に基づき必要があると認めるときは、研究科会に所属する教員の中から、補佐的に学生の研究を指導する教員を任命することができる。

5 指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、学生からの申請により、研究科会の議を経て変更を認めることがある。（様式1）

(教育方法の特例)

第6条 研究科における授業及び研究指導は、科会が教育上特に必要と認める場合に限り、別に指定する特定の時間又は時期に行うことができる。

(履修方法)

第7条 学生は、修士論文を選択する者にとっては、次項に定める主専攻（演習と講義）12単位及び副専攻（演習）4単位と、別表Ⅰに掲げる各領域共通の必修科目（講義）2単位及び選択必修科目（講義）中から14単位、合計32単位を、特定の課題についての研究の成果（以下「特定課題研究」という）を選択する者にとっては、次項に定める主専攻（演習と講義）12単位及び副専攻（演習）4単位と、別表Ⅰに掲げる各領域共通の必修科目（講義）2単位及び選択必修科目（講義）中から18単位、合計36単位を履修しなければならない。

2 学生は、別表Ⅰに掲げる領域の中から入学試験で選択した領域を主専攻として選択し、同時に、他の領域の中から1つの特殊研究Ⅰを副専攻として選択しなければならない。ただし、修士論文及び特定課題研究の作成は、主専攻に基づき行う。

3 学生は、主専攻とする領域の特殊研究担当教員と相談した上、副専攻とする他の領域の特殊研究Ⅰを選択しなければならない。

4 別表Ⅰに掲げる各領域共通の選択必修科目（講義）のうち、修士論文を選択する者にとっては、7科目（14単位）以上を、特定課題研究を選択する者にとっては、9科目（18単位）以上を履修しなければならない。集中講義科目については、履修科目数に上限は設けないが、2科目（4単位）を上限として課程修了に必要な単位数として認める。

5 学生は、前項に定める専門領域以外に他領域および他研究科に属する選択科目（講義）を履修することができる。ただし、他研究科に属する選択科目（講義）の履修は4単位を上限とする。

(科目履修手続)

第8条 学生は、主専攻及び副専攻の選択を、入学初年度の登録時に行わなければならない。

2 主専攻とする領域及び副専攻とする特殊研究Ⅰの変更は原則として認めない。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第9条 指導教員が必要と認めるときは、学則第37条の定めるところにより、他大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項により、履修した授業科目については、科会の議を経て10単位を超えない範囲で修得した単位を認めることができる。

(単位の認定)

第10条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告書により担当教員が行う。

2 病気その他やむを得ない理由により、試験を受けることができなかつた者については、追試験を行うことができる。

3 追試験の時期は別に定める。

4 試験を受けて不合格になつた者についての再試験は行わない。

(成績の評価)

第11条 試験又は研究報告書等の成績の評価は、60点以上を合格、60点未満を不合格とし、次の基準に従って表示する。

秀 90点以上

優 80点以上90点未満

良 70点以上80点未満

可 60点以上70点未満

不可 60点未満

(修士論文又は特定課題研究の提出)

第12条 学生は、第1年次後期中に指導教員(特殊研究担当者)と論文のテーマについて調整し、12月中旬までにその題目を各指導教員に提出しなければならない。

2 学生は、第1年次後期末(2月末日)に修士論文概要又は特定課題研究概要を研究科長に提出しなければならない。

3 修士論文概要又は特定課題研究概要が認定された学生は、第2年次の前期終盤に中間発表をしなければならない。

4 修了予定者は、その学年度の1月末日までに修士論文又は特定課題研究を提出しなければならない。ただし、9月修了予定者については、7月末日までとする。

5 修士論文又は特定課題研究を提出した学生は、論文審査及び最終試験を受けなければならない。

(修了要件)

第13条 研究科の修了要件は標準2年以上在学し、第7条第1項に定める単位を履修し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。なお、適当と認められた場合は、特定課題研究の審査を修士論文の審査に代えることができる。

(教職課程)

第14条 教育職員免許取得希望者のため、教職課程を置く。

2 本研究科において取得できる免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	教育職員免許状の種類	免許教科
地域産業研究科	地域産業専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
		高等学校教諭専修免許状	商業
		高等学校教諭専修免許状	情報

3 免許状を取得のためには、次の二つの条件を充たさなければならない。

(1) 修士の学位を有すること。又は大学院に在学し、32単位以上を修得すること。

(2) 学部で、社会(中学)、公民(高校)、商業(高校)、情報(高校)、一種免許状を取得済であること。

- 4 修得すべき科目、単位等は、別表Ⅱのとおりとする。
- 5 学部で社会、公民、商業、情報の一種免許状を未取得の学生は、学部開設の「教職課程」の授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。その場合の身分は、学部の科目等履修生として、となる。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、科会の議を経て、大学院委員会がこれを行う。

(雑則)

第16条 この規程が定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

2～13 省略

14 改正、この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第12条は令和元年度以前入学者にも適用する。

履修規程別表 I

地域産業専攻 授業科目及び単位数

領域	区分	授業科目名	単位	週時間	年次	演・講	備考
応用計量経済	必修	経済情報統計解析特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
		経済情報統計解析特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
		経済情報統計解析特論A	4	2	1・2	講義	
沖縄経済	必修	沖縄経済特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
		沖縄経済特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
		沖縄経済特論	4	2	1・2	講義	
地域発展	必修	地域発展特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
		地域発展特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
		地域発展特論	4	2	1・2	講義	
産業組織	必修	産業組織特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
		産業組織特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
		産業組織特論	4	2	1・2	講義	
環境経済	必修	環境経済特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
		環境経済特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
		環境経済特論	4	2	1・2	講義	
地域社会経済システム	必修	地域社会経済システム特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
		地域社会経済システム特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
		地域社会経済システム特論	4	2	1・2	講義	
地域流通	必修	マーケティング特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
		マーケティング特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
		マーケティング・マネジメント特論	4	2	1・2	講義	
比較経営	必修	比較経営特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
		比較経営特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
		比較経営特論	4	2	1・2	講義	
会計	必修	税務会計特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
		税務会計特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
		税務会計特論	4	2	1・2	講義	
各領域共通	必修	地域産業セミナー	2	集中講義	1・2	講義	
		経済情報統計解析特論B	2	2	1・2	講義	
		応用マクロ経済学特論	2	2	1・2	講義	
		地域経済計量分析特論	2	2	1・2	講義	
		地方財政特論	2	2	1・2	講義	
		地域資源経済特論	2	2	1・2	講義	
		簿記特論	2	2	1・2	講義	
		財務会計特論	2	2	1・2	講義	
		地域小売業特論	2	2	1・2	講義	
		公企業特論	2	2	1・2	講義	
		商学特論	2	2	1・2	講義	
		情報資源管理特論	2	2	1・2	講義	
		経営情報システム特論	2	2	1・2	講義	
		意思決定特論	2	2	1・2	講義	
人的資源管理特論	2	2	1・2	講義			
選択必修	必修	経済学特論	2	集中講義	1・2	講義	*特別科目群課程修了単位としては、4単位を上限とする。
		ビジネス特論	2	集中講義	1・2	講義	
		数理経済情報特論	2	集中講義	1・2	講義	
		インターネット・マーケティング特論	2	集中講義	1・2	講義	
		マーケティング・コミュニケーション特論	2	集中講義	1・2	講義	
修了に必要な単位数		<p><修士論文を選択するもの> 必修科目2単位 主専攻12単位 副専攻として主専攻と異なる領域の「特殊研究Ⅰ」4単位 他領域の講義科目及び各領域共通の選択必修講義科目14単位以上 合計32単位以上</p> <p><特定課題研究を選択するもの> 必修科目2単位 主専攻12単位 副専攻として主専攻と異なる領域の「特殊研究Ⅰ」4単位 他領域の講義科目及び各領域共通の選択必修講義科目18単位以上 合計36単位以上</p>					

履修規程別表Ⅱ

専修免許状に必要な専門教育科目

専攻	専修免許状	科目	単位	必要単位数
地域	中学校教諭専修免許状 (社会)	沖縄経済特殊研究Ⅰ	4	選択科目から24単位 選択必修
		沖縄経済特殊研究Ⅱ	4	
	高等学校教諭専修免許状 (公民)	沖縄経済特論	4	
		産業組織特殊研究Ⅰ	4	
		産業組織特殊研究Ⅱ	4	
		産業組織特論	4	
		環境経済特殊研究Ⅰ	4	
		環境経済特殊研究Ⅱ	4	
		環境経済特論	4	
		地域社会経済システム特殊研究Ⅰ	4	
		地域社会経済システム特殊研究Ⅱ	4	
		地域社会経済システム特論	4	
		応用マクロ経済学特論	2	
		地域経済計量分析特論	2	
		地方財政特論	2	
地域資源経済特論	2			
産業	高等学校教諭専修免許状 (商業)	比較経営特殊研究Ⅰ	4	選択科目から24単位 選択必修
		比較経営特殊研究Ⅱ	4	
		比較経営特論	4	
		マーケティング特殊研究Ⅰ	4	
		マーケティング特殊研究Ⅱ	4	
		マーケティング・マネジメント特論	4	
		財務会計特論	2	
		地域小売業特論	2	
		公企業特論	2	
		商学特論	2	
		人的資源管理特論	2	
ビジネス特論	2			
専攻	高等学校教諭専修免許状 (情報)	経済情報統計解析特殊研究Ⅰ	4	選択科目から24単位 選択必修
		経済情報統計解析特殊研究Ⅱ	4	
		経済情報統計解析特論A	4	
		経済情報統計解析特論B	2	
		情報資源管理特論	2	
		経営情報システム特論	2	
		意思決定特論	2	
		数理経済情報特論	2	
		インターネット・マーケティング特論	2	
		マーケティング・コミュニケーション特論	2	

様式 1

修士論文指導教員変更申請書

平成 年 月 日

沖縄国際大学大学院
地域産業研究科長 殿

地域産業研究科 地域産業専攻

学籍番号

氏 名

印

修士論文指導教員を変更したいので、沖縄国際大学大学院地域産業研究科履修規程第5条第5項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

変更後の指導教員氏名	
変更前の指導教員氏名	
理 由	

本件申請について、地域産業研究科会において審議した結果、理由止むを得ざるものと認め、上記申請どおり指導教員の変更を認める。

平成 年 月 日

沖縄国際大学大学院
地域産業研究科長

印

沖縄国際大学大学院地域産業研究科の学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、沖縄国際大学大学院学則第43条の3項及び地域産業研究科履修規程第12条に基づき、学位論文(以下「論文」という。)の審査及び最終試験の実施に関し、必要な事項を定める。

(論文の提出)

第2条 論文を提出することができる者は、所定の授業科目について32単位以上を修得した者又は修得見込の者とする。ただし、特定課題研究を選択する者については36単位以上とする。

2 論文の審査を受けようとする者は、学位論文審査願(様式第1号)に学位論文作成要領(別表)による論文正本1部、副本2部、計3部及び論文要旨(様式第2号)3部を添えて、1月末日(9月修了予定者については、7月末日)までに指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

(審査方法)

第3条 研究科長は、受理した論文の審査を研究科会に付託する。

2 研究科会は、各論文ごとに審査委員会を設置し、その審査を委嘱する。

3 審査委員会は、主専攻の特殊研究担当教員を含む3人以上の研究科会に所属する教員をもって構成し、主専攻の特殊研究を担当する教員を主査とする。

4 主査以外の審査委員は、主査が任命する。

5 研究科会が必要と認めるときは、他の大学院、研究科、研究所等の教員等の協力を得ることができる。

6 修士論文の審査は、その論文が提出された学期末までに終了するものとする。

7 主査は、当該論文の審査及び最終試験を総括する。

8 受理した論文は返却しない。

(最終試験)

第4条 最終試験は、論文の審査終了後、審査委員会が論文を中心として口述又は筆記試験によって行う。

口述試験には、審査委員以外の地域産業研究科教員および地域産業研究科第一年次の学生はオブザーバーとして参加できるものとする。

(審査基準)

第5条 審査委員会は、次の審査基準に基づき行うものとする。

(1) 主題論点の的確性

(2) 内容の独創性

(3) 内容・表現の明確性

(4) 方法・概念の妥当性

(5) 文献展望の充実性

(6) 地域産業社会への貢献度

2 審査委員会は、前項に基づき、下記のように判定を行うものとする。

(1) 合格

(2) 一部修正の上、合格

(3) 一部再執筆の上、合格

(4) 不合格

(報告)

第6条 審査委員会は、論文の審査及び最終試験の結果を、学位論文審査及び最終試験の結果報告書(様式第3号)により、研究科長に報告する。

2 研究科長は、審査委員会の報告を研究科会に諮り、最終試験の可否を議決するとともにその審議結果を学長に報告する。

(改廃)

第7条 この要項の改廃は、研究科会の議を経て、大学院委員会がこれを行う。

附 則

1 この要項は、平成10年4月1日から施行する。

2～4 省略

5 改正、この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4条については平成27年度入学者から適用する。

様式第1号

学位論文審査願

年 月 日

沖縄国際大学大学院
地域産業研究科長 殿

研究科名 地域産業研究科
専攻名 地域産業専攻
学籍番号
氏名 印

このたび沖縄国際大学学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項第2条の規定に基づき、下記のとおり学位論文を提出しますので、審査くださるよう関係書類を添えてお願いします。

記

論文題目

指導教員	
認 印	

別表

学位論文作成要領

- 規格は、A 4版 (21 cm× 29.7cm) とする。
- 製本には A 4版のファイルを使用し、横書きの場合は左とじ、縦書きの場合は右とじとする。
 - 表紙は次の事項を記載する。

(横書きの表紙)		(縦書きの表紙)	
○	論文題目 年度 沖繩国際大学大学院 地域産業研究科 地域産業専攻	論文題目 年度 沖繩国際大学大学院 地域産業研究科 地域産業専攻	○
○	氏名	氏名 地域産業専攻	○

- 表紙の年度は学年度とし、西暦を用いる。
 - 背表紙には論文題名と氏名を記載する。
- 本文
 - 横書き又は縦書きにする。
 - 用語、総字数及び用紙は、各教育研究領域に委ねる。
 - ページ数を記入し、目次を作成する。
- 本文紙面の余白は次のとおりとする。

(横書本文)	(縦書本文)
2.5cm 3.0cm 2.0cm 2.5cm	2.5cm 2.0cm 3.0cm 2.5cm

地域産業研究科修士論文概要及び特定課題研究概要作成要領

修士論文概要及び特定課題研究概要は下記の諸事項に基づいて作成し、第1年次の2月末日までに学務課へ提出すること。

1. 規格：A 4版
2. 表紙

地域産業研究科 修士論文概要	
題名	
学籍番号	
氏名	
提出年月日	
指導教員	印

地域産業研究科 特定課題研究概要	
題名	
学籍番号	
氏名	
提出年月日	
指導教員	印

3. 修士論文概要及び特定課題研究概要の構成

- (1). 研究課題
 - ①主題
 - ②意義
- (2). 研究史（文献レビュー）
 - ①関連研究の整理
 - ②主題の位置づけ
- (3). 研究方法
 - ①調査対象
 - ②データ収集法
 - ③データの整理・分析法
 - ④調査の見通し

4. 体裁

- (1). 枚数 A 4版 1頁 45字×40行 2,000字～6,000字前後
- (2). 文献表示法 各領域による
- (3). 図表表示法 各領域による

5. 修士論文概要届及び特定課題研究概要届

修士論文概要届	
年 月 日	
沖縄国際大学大学院 地域産業研究科長 殿	
研究科名 地域産業研究科 専攻名 地域産業専攻 学籍番号 氏名 印	
沖縄国際大学大学院地域産業研究科履修規程第12条第2項の規定に基づき、別添のとおり修士論文概要を提出いたします。	

特定課題研究概要届	
年 月 日	
沖縄国際大学大学院 地域産業研究科長 殿	
研究科名 地域産業研究科 専攻名 地域産業専攻 学籍番号 氏名 印	
沖縄国際大学大学院地域産業研究科履修規程第12条第2項の規定に基づき、別添のとおり特定課題研究概要を提出いたします。	
【特定課題研究を選択する理由】	

※特定課題研究概要届を提出する学生は職務経歴書及び実績に関する文書（任意書式）を添付すること。

沖縄国際大学大学院地域産業研究科紀要編集規程

(目的)

第1条 この規程は、沖縄国際大学大学院地域産業研究科（以下「研究科」という。）が紀要の編集に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び体裁)

第2条 紀要の名称は、「沖縄国際大学大学院地域産業研究科紀要『地域産業論叢』第〇集」（以下「紀要」という。）とする。

2 紀要の体裁は、A4判、10.5ポイント横組み、1頁＝40字×35行＝1400字、総頁数は約200頁とする。ただし、総頁数は予算の範囲内とする。

(構成)

第3条 投稿原稿は、研究科の設置目的に則したテーマで日本語あるいは英語で書かれた未公開論文、研究ノート、書評、翻訳とする。

(投稿)

第4条 投稿者は、原則として沖縄国際大学専任教員（以下「教員」という。）在籍者、及び研究科の修了者とする。

2 第1執筆者（若しくは執筆代表者）が教員である場合は、在籍者、修了者及び教員以外との共同執筆論文の投稿を認める。

(編集委員会)

第5条 紀要の発行に際して必要となる企画・編集及び投稿原稿の募集・受理を行うため、研究科に編集委員会を設置する。

2 研究科の中から2名の委員を選出し、氏名を公表する。

3 任期は2年とし、毎年、委員長を互選する。

4 編集委員会は、年度始めに企画原案を作成し、研究科会に諮り承認を得ることとする。

5 編集委員会は、投稿原稿1本ごとに、研究科教員若しくは学外の研究者であって研究科教員と同等以上の能力を有する者（以下「学外者」という。）の中から査読者1名を選び、論文の執筆者名を秘して審査を依頼する。査読者の氏名は公表しない。

6 編集委員会は、査読者の審査報告書に基づいて、毎年、10月末日までに投稿原稿の掲載の可否を決定する。ただし、可否の決定に際しては、総投稿原稿頁数を考慮する場合がある。

7 編集委員会は、紀要の発行に際し必要な事項を沖縄国際大学研究支援課に指示する。

(原稿提出)

第6条 投稿者は、編集委員会が通知した締切りまでに編集委員会に原稿を提出しなければならない。原則として、毎年7月末日とする。

(審査)

第7条 査読者による審査は、毎年、8月～9月とし、9月末日までに編集委員会に審査結果を報告する。

2 査読者は、次の審査基準に基づき行うものとする。

(1) 主題論点の的確性

(2) 内容の独創性

(3) 内容・表現の明確性

(4) 方法・概念の妥当性

(5) 文献展望の充実性

(6) 地域産業社会への貢献度

3 査読者は、前第2項に基づき、A、B、C、Dの4段階で評価を下すものとする。

(1) 査読者の評価がAの場合は、無条件で受理する。

(2) 査読者の評価がBの場合は、条件付で受理する。

(3) 査読者の評価がCの場合は、書き直しの上で再審査する。

(4) 査読者の評価がDの場合は、却下する。

4 編集委員会の判定結果が、前項第2号若しくは、第3号となった投稿原稿については、毎年、12月下旬を期限として、修正、書き直し、及び再審査を行う。

5 学外者に審査を委嘱した場合は、謝礼を支払う。

(著作権)

第8条 掲載された論文等の著作権は、沖縄国際大学に帰属する。

(沖縄国際大学学術成果リポジトリ登録)

第9条 掲載された原稿は、電子化し沖縄国際大学学術成果リポジトリへ登録しインターネットを通じて公開する。

2 電子化する原稿の範囲は著作者の判断に委ねる。

(転用)

第10条 紀要に掲載された論文を執筆者が他の出版物に転用する場合には、予め文書によって編集委員会に届け出ることとし、研究科会の了承を得なければならない。

(執筆要領)

第11条 提出原稿の形式は、ワープロ A4判、横書き、1頁40字×35行とする。採用後、投稿者は改めて、採用された論文、研究ノート、書評、翻訳を打ち出した原稿及び電子媒体で提出する。投稿原稿は、本文・注・図表・文献リストを含め、日本語の場合は、20,000字以内（A4で40字×35行×14.5枚）、英語の場合は、6,000語以内（A4でダブル・スペース）とする。

2 図表は、本文での挿入箇所を明示して原稿の終わりに入れる。図表については、和文、英文ともに、刷り上りの場合の大きさを想定し、それらを合計したものについて、1頁当たり日本語2,250字として、原稿枚数に換算し、上記の枚数限度に含める。

3 文献引用については、本文では著者名と出版年で表示し、原稿の終わりに文献目録をアルファベット順に表示するものとする。

4 投稿原稿の表紙に投稿者の氏名、住所、所属機関、職名を記入し、原稿自体には氏名など一切記入してはならない。

5 和文の原稿においては、英文題名及びローマ字表記の氏名を、英文の原稿においては、和文題名及び日本語表記の氏名を、必ず併記する。

6 投稿原稿には、キーワード5項目、原稿のコピー2部、論文要旨3部（日本文の場合：約1,600字、英文の場合約600語）を付けて提出する。

(校正)

第12条 採用原稿の執筆者校正は、初校のみとし、校正時の原稿改訂は原則として認めない。

(抜き刷り)

第13条 原稿料は支払わない。ただし、50部の抜き刷りを無料進呈する。

(原稿返却等)

第14条 投稿原稿などは一切返却しない。

2 投稿者は、投稿原稿の不採用が決定される前に当該原稿を他の場所で公刊してはならない。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、本研究科に所属する教員の2分1以上の賛成によって行う。

附 則

1 この規程は、平成13年7月18日から施行する。

2 改正、この規程は、平成14年4月5日から施行する。

3 改正、この規程は、平成19年4月1日から施行する。

4 改正、この規程は、平成22年4月1日から施行する。

5 改正、この規程は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄国際大学大学院地域産業研究科紀要投稿規程

- 第1条** 投稿者は原則として沖縄国際大学大学院地域産業研究科（以下「研究科」という。）の在学者、修了者（以下「修了者」という）及び沖縄国際大学専任教員（以下「教員」という。）とする。
- 第2条** 第1執筆者（若しくは執筆代表者）が教員である場合は、在学者、修了者及び教員以外との共同執筆論文の投稿を認める。
- 第3条** 投稿原稿は研究科の設置目的に則したテーマで日本語あるいは英語で書かれた未公開のものとする。
- 第4条** 掲載された論文等の著作権は、沖縄国際大学に帰属する。
- 第5条** 掲載された原稿は、電子化し沖縄国際大学学術成果リポジトリへ登録しインターネットを通じて公開する。
- 2 電子化する原稿の範囲は著作者の判断に委ねる。
- 第6条** 紀要に掲載された論文を執筆者が他の出版物に転用する場合には、予め文書によって研究科会の上の了承を得なければならない。
- 第7条** 提出原稿の形式は、ワープロ印刷で、A4版、横書き、1ページ40字×35行とする。採用後、投稿者は改めて、採用された論文・書評等の打ち出し原稿及び電子媒体で提出する。投稿原稿は、本文・注・図表・文献リストを含め、日本語の場合は20,000字以内（A4で40行×35字×14.5枚）、英語の場合は、6,000語以内（A4でダブル・スペース）とする。
- 第8条** 図表は本文での挿入箇所を明示して原稿の終わりに入れる。図表については、和文、英文ともに、刷上りの場合の大きさを想定し、それらを合計したものについて、1ページあたり日本語2,250字として、原稿枚数に換算し、上記の枚数限度に含める。
- 第9条** 文献引用については、本文では（著者名と出版年）で表示し、原稿の終わりに文献目録をアルファベット順に表示するものとする。
- 第10条** 投稿原稿の表紙に投稿者の氏名、住所、所属機関、肩書きを記入し、原稿自体には氏名など一切記入してはならない。
- 第11条** 和文の原稿においては、英文題名及びローマ字表記の氏名を、英文の原稿においては、和文題名及び日本語表記の氏名を、必ず併記する。
- 第12条** 投稿原稿には、キーワード5項目、原稿のコピー2部、論文要旨3部（日本文の場合：約1,600字、英文の場合約600語）を付けて提出する。
- 第13条** 投稿原稿の採否は、編集委員会が委嘱する1名の査読者の審査に基づき、編集委員会が決定する。
- 第14条** 投稿者は投稿原稿の不採用が決定される前に当該原稿を他の場所で公開してはならない。
- 第15条** 採用原稿の執筆者校訂は初校のみとし、校訂時の原稿改訂は原則として認めない。
- 第16条** 原稿料は支払わない。ただし、50部の抜き刷りを無料で送付する。
- 第17条** 投稿原稿などは一切返却しない。
- 第18条** 投稿先は沖縄国際大学研究支援課とする。
- 第19条** この規程の改廃は、本研究科会がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、平成13年7月18日から施行する。
- 2～3 改正、この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 4 改正、この規程は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄国際大学大学院地域産業研究科紀要執筆要領

1 言語

原稿は和文または英文のいずれかとする。

2 原稿の書式

- ・原稿は縦書き横書きとする。
- ・和文原稿では、新仮名遣いと常用漢字を用い、平易な口語体で記すこと。句読点として「、。」を用いること。
- ・英文原稿は、上記に準ずるものとする。

3 分量

- ・和文原稿では、学術論文については、20000 字程度（ただし図表を含む）以内とする。研究ノート及び書評等については 12000 字程度（ただし図表を含む）以内とする。
- ・規定ページ数を超える場合には、別途費用を請求する場合がある。
- ・英文原稿は、上記に準ずるものとする。

4 最終提出原稿の体裁

学術論文の最終提出原稿は、以下の体裁によるものとし、研究ノート及び書評等については、以下に準ずるものとする。

- ・原稿の一枚目には、原稿のタイトル、著者氏名、所属をいずれも日本語と英語で併記し、また、著者連絡先、住所、電話番号、ファックス番号、電子メール・アドレスを記す。
- ・原稿の二枚目には、原稿のタイトル、要約並びにキーワードを記述する。要約は原稿全体の内容をレビューしたもので、日本語 200 字、英語 100 ワード程度とする。また、キーワードは原稿全体の内容の特徴を表す用語のことで、日本語、英語とも、その数は 5 つ程度とする。
- ・原稿の本文は三枚目から開始し、それを 1 ページとして、以下通し番号を付す。本文後の謝辞、注、参考文献、付録、図表をこの順に続ける。各項目の書き出しにあたっては用紙を改めること。
- ・原稿本文は、序論（はじめに、など）、本論、結論（結び、など）の順に記述する。本論については、章、節、項の区別を明確にし、それぞれ「1」、「1.3」、「1.3.2」のように番号をつける。
- ・人名は、原則として原語で表記する。ただし、広く知られているもの、また印字が困難なものについては、この限りではない。（平 22. 4. 1 本項改正）

5 図・表（写真も含む）

- ・図・表には、それぞれについて「図-1」、「表-1」のように通し番号をつけ、また表題をつける。
- ・図・表は、本文中に挿入希望箇所を明記し、図・表は 1 ページに 1 個ずつ、挿入指定のあるページ番号を付けて描き、原稿の最後にまとめる。大きさの指定がある場合にはそれを明記する。
- ・図・表の作成に使用した資料・文献は必ず明記する。
- ・図・表は実際に印刷される大きさに配慮した内容・記述にする。

6 注

注を使用する場合は、一連番号を参考箇所右肩に小さく（1）（2）と書き、本文末尾に注釈文をまとめる。

7 参考文献

- ・参考文献を適切に引用し、本研究の位置づけを明確にする。参考文献の引用は例にならひ、著者の姓、発表年を書く。

例：鈴木（1986・j, í __,

伊藤（1986a・j, É, æ, ê, Í __,

- ・ @・@・@__ が証明されている（鈴木・伊藤、1985）。

Tanaka et al. (1983・j,・í C __.

- ・本文中で参照した文献は、本文末尾に参考文献表にまとめる。参考文献表は、著者のアルファベット順、年代順に記す。同一著者の同一年代の文献は、引用順に a、b、c __ を付して並べる。

例：鈴木一郎（1986a）「都市と情報」、『都市情報』1,pp14～23

鈴木一郎（1986b）『情報論』都市書房、240 p。

Winston,P. (1981) "Urban Planning and mation",Urban Information Science, 6,pp116～125

Yamada,S.et al. (1986) Intelligent Building,Academic Press,New York,445p.

山本太郎（1985）「都市情報に関する研究」、『都市情報』2,pp32～40。

山本太郎・鈴木一郎（1985）『都市情報学』都市書房、270p。

8 その他

疑義のある場合は、通常広く認められている書式を使用する。

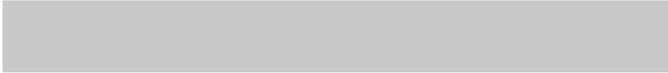
9 要領の改正

この要領の改正は、編集委員会の提案により、研究科会の議を経て、編集委員長が行う。

附 則

- 1 この紀要執筆要領は、平成 13 年 7 月 18 日から施行する。
- 2 この紀要執筆要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

法学研究科



法律学専攻 科目の履修方法

1 修了要件

本研究科の修了要件は標準 2 年在学し、法学研究科所定の科目を 32 単位以上（特定課題研究提出による修了の場合は 36 単位以上）履修し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文若しくは特定課題研究の審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 領域別履修

学生は入学試験の際に選択した研究領域に沿って、各領域の必修科目である特殊研究Ⅰ及び特殊研究Ⅱを中心にその領域の選択科目（講義）を 8 単位以上履修しなければならない。さらに総合的な学習を図る目的から他領域、他研究科の選択科目（講義）を履修することができる。ただし、他研究科に属する選択科目（講義）の履修は 8 単位を上限とする。

3 セメスター制

本研究科はセメスター制を採用している。この制度は 1 学年度を前期と後期に分けて 2 学期制にしたものであり、学期単位で単位履修が可能である（1 科目 2 単位）。登録は各学期の初めに行う。ただし、特殊研究Ⅰと特殊研究Ⅱは通年演習科目であることから、履修期間は通年（前期と後期）となる（1 科目 4 単位）。

4 集中講義

標準 2 年で修了できるように、夏期休暇中も 2 科目（1 科目 2 単位）以上の集中講義が 6 校時以降（夜間）に計画されている。

5 修士論文及び特定課題研究

学生は専門領域内の特殊研究Ⅰ及び特殊研究Ⅱを履修するとともに、指導教授を第 1 セメスターの終わり頃までに決定し、修士論文作成の準備をしなければならない。そして第 2 セメスターの中頃（12 月）には論文テーマを指導教授に提出し、同セメスターの終わり頃（2 月末）には修士論文の概要を研究科長に提出しなければならない（特定課題研究提出による修了を希望する学生は、論文概要提出時に指導教員を経て研究科長へ申請し承認を得なければならない）。第 4 セメスターの初め（10 月）には中間発表を行い、第 4 セメスターの終わり頃（1 月）には修士論文若しくは特定課題研究を提出しなければならない。

6 専修免許に必要な教職専門科目

専修免許を希望する学生は、どの科目を履修してもよい。

専攻	免許の種類	必要単位数	履修科目
法律学専攻	中学校教諭専修免許（社会） 高等学校教諭専修免許（公民）	24	専攻専門教育科目

7 履修モデル

学年		修士論文作成者	特定課題研究作成者
第一学年	前期	<input type="checkbox"/> 特殊研究Iの登録(4単位) 講義科目の受講(10単位)	<input type="checkbox"/> 特殊研究Iの登録(4単位) 講義科目の受講(10単位)
	夏期休暇	<input type="checkbox"/> 夏期集中講義の受講(4単位)	<input type="checkbox"/> 夏期集中講義の受講(4単位)
	後期	<input type="checkbox"/> 講義科目の受講(10単位) [2月末] <input type="checkbox"/> 修士論文概要の提出と承認	<input type="checkbox"/> 講義科目の受講(10単位) [2月末] <input type="checkbox"/> 修士論文概要の提出と承認 <input type="checkbox"/> 特定課題研究選択の研究科長による承認
第二学年	前期	<input type="checkbox"/> 特殊研究IIの登録(4単位)	<input type="checkbox"/> 特殊研究IIの登録(4単位) 講義科目の受講(2単位)
	夏期休暇		<input type="checkbox"/> 夏期集中講義の受講(2単位)
	後期	[10月中旬] <input type="checkbox"/> 修士論文中間発表会 [1月末~2月中旬] <input type="checkbox"/> 修士論文の提出 <input type="checkbox"/> 修士論文最終試験(面接試験)	[10月中旬] <input type="checkbox"/> 修士論文中間発表会 [1月末~2月中旬] <input type="checkbox"/> 特定課題研究の提出 <input type="checkbox"/> 特定課題研究最終試験(面接試験)
修了要件		選択必修科目8単位、選択科目24単位以上、 合計32単位以上を修得すること。	選択必修科目8単位、選択科目28単位以上、 合計36単位以上を修得すること。

法律学専攻 科目担当教員

領域	授 業 科 目	担 当 者	備 考
公法・基礎法	公法特殊研究Ⅰ	井 端 正 幸	
	公法特殊研究Ⅱ	井 端 正 幸	
	公法特殊研究Ⅰ	前 津 榮 健	
	公法特殊研究Ⅱ	前 津 榮 健	
	基礎法学特殊研究Ⅰ	-	2020年度閉講
	基礎法学特殊研究Ⅱ	-	2020年度閉講
	国際法特殊研究Ⅰ	比屋定 泰 治	
	国際法特殊研究Ⅱ	比屋定 泰 治	
	税法特殊研究Ⅰ	末 崎 衛	
	税法特殊研究Ⅱ	末 崎 衛	
	憲法特論Ⅰ	井 端 正 幸	
	憲法特論Ⅱ	井 端 正 幸	
	行政法特論Ⅰ	前 津 榮 健	
	行政法特論Ⅱ	前 津 榮 健	
	法哲学特論Ⅰ	西 迫 大 祐	
	法哲学特論Ⅱ	西 迫 大 祐	
	国際法特論Ⅰ	比屋定 泰 治	
	国際法特論Ⅱ	比屋定 泰 治	
	税法特論Ⅰ	末 崎 衛	
	税法特論Ⅱ	末 崎 衛	
民・刑事法	刑事法特殊研究Ⅰ	中 野 正 剛	
	刑事法特殊研究Ⅱ	中 野 正 剛	
	刑事法特殊研究Ⅰ	小 西 由 浩	
	刑事法特殊研究Ⅱ	小 西 由 浩	
	国際私法特殊研究Ⅰ	熊 谷 久 世	
	国際私法特殊研究Ⅱ	熊 谷 久 世	
	民事法特殊研究Ⅰ	田 中 稔	
	民事法特殊研究Ⅱ	田 中 稔	
	労働法特殊研究Ⅰ	井 村 真 己	
	労働法特殊研究Ⅱ	井 村 真 己	
	刑法特論Ⅰ	中 野 正 剛	
	刑法特論Ⅱ	中 野 正 剛	
	刑事政策特論Ⅰ	小 西 由 浩	
	刑事政策特論Ⅱ	小 西 由 浩	
	国際私法特論Ⅰ	-	2020年度閉講
	国際私法特論Ⅱ	-	2020年度閉講
	商法特論Ⅰ	伊 達 竜太郎	
	商法特論Ⅱ	伊 達 竜太郎	
	民法特論Ⅰ	田 中 稔	
	民法特論Ⅱ	田 中 稔	
	民事訴訟法特論Ⅰ	-	2020年度閉講
	民事訴訟法特論Ⅱ	-	2020年度閉講
	家族法特論Ⅰ	熊 谷 久 世	
	家族法特論Ⅱ	熊 谷 久 世	
労働法特論Ⅰ	井 村 真 己		
労働法特論Ⅱ	井 村 真 己		
各領域共通	法律学特論Ⅰ(国際法)	-	2020年度閉講
	法律学特論Ⅱ(商法)	-	2020年度閉講
	法律学特論Ⅲ(総合法律学)	-	2020年度閉講
	法律学特論Ⅳ(インターンシップ)	井 端 正 幸	
	法律学特論Ⅴ(税法Ⅰ) 集中講義	加 藤 義 幸	学外講師
	法律学特論Ⅵ(税法Ⅱ) 集中講義	加 藤 義 幸	学外講師
	法律学特論Ⅶ(税法Ⅲ) 集中講義	伊 川 正 樹	学外講師
	法律学特論Ⅷ(税法Ⅳ) 集中講義	-	2020年度閉講
	法律学特論Ⅸ(現代法律学)	オムニバス	2020年度閉講

法学研究科

研究指導計画書



法学研究科 法律学専攻 【公法・基礎法領域】 指導教員：井端 正幸

期別	研究指導計画・内容
第一セメスター	まず憲法学の方法を概観し、今後の研究の方法や課題等を検討する。次に、受講生の問題意識に応じて、各人が興味もしくは関心があるテーマを選定し、以後、順を追って報告および質疑応答を行う。
第二セメスター	第1セメスターで行ってきたことを継続・発展させ、さまざまなテーマについて検討することを通じて、修士論文で取り上げるテーマを絞り込むことを目標にする。
第三セメスター	修士論文のテーマを確定し、その内容をより明確にするために、論文の構成の検討、参考文献の読解と整理、などを繰り返し行ってもらう。 夏期休暇前に第一次草稿（字数・枚数は問わない）を提出することが望ましい。
第四セメスター	第一次草稿の検討をふまえて、後期に行われる修士論文中間発表の際には第二次草稿をまとめていることが望ましい。 この第二次草稿をさらに繰り返し検討した後に、修士論文を完成させることを目標にする。

法学研究科 法律学専攻 【公法・基礎法領域】 指導教員：前津 榮健

期別	研究指導計画・内容
第一セメスター	前期初めに、行政法学の体系、課題及び研究方法の基礎を受講生に習得させ、指導教員の指導と助言の下に、論文作成に至る過程を記した「研究計画書」を記載・提出させる。次に、研究テーマに関する分野の研究状況を紹介し、資料収集の方法、論文作成のための基礎的技法を指導する。
第二セメスター	受講生には、資料収集に努めてもらうと同時に、研究テーマに関する論点を整理させ、講義において、その成果や文献の要約等を報告させる。
第三セメスター	修士論文の中間発表に向けた原稿作成を指導する。指導に当たっては、研究テーマの設定と論文の内容・形式等が適切かチェックする。
第四セメスター	ゼミ生全員で修士論文を輪読・検討し、論文の完成をめざし指導する。

法学研究科 法律学専攻 【公法・基礎法領域】 指導教員：末崎 衛

期別	研究指導計画・内容
第一 セメ スタ ー	租税判例百選などから裁判例を選択し、各受講生に報告をしてもらい質疑応答を行う。各種文献・資料等の探し方や読み方といった事柄にも注意を配りつつ進め、各自で研究を進めるための基本的な知識・技術などを身につけてもらうことを目標とする。
第二 セメ スタ ー	修士論文で取り上げるテーマを絞り込むべく、各受講生に関心のあるテーマについて検討をしてもらう。併せて、修士論文を「書くこと」の練習も兼ねて、紀要（沖縄法学論叢）に判例研究を掲載することを目標とする。
第三 セメ スタ ー	修士論文のテーマを確定し、その内容をより明確にするために、参考文献の読解と整理を繰り返し行ってもらおう。併行して、論文の構成についても検討を重ねてもらおう。第4セメスタの冒頭の段階で、少なくとも論文の中で中心となる題材（裁判例の検討など）についての草稿を書いていることが望ましい。
第四 セメ スタ ー	第3セメスタでの検討（草稿も含む）を踏まえて、引き続き各自で検討を進めてもらい、特殊研究での輪読・質疑応答なども経つつ、修士論文を完成させることを目標とする。

法学研究科 法律学専攻 【公法・基礎法領域】 指導教員：比屋定泰治

期別	研究指導計画・内容
第一 セメ スタ ー	国際法の分野は非常に多岐にわたるので、「国際法で論文を書く」と決めてから、さらに具体的なテーマの選定過程で迷うことになる。テーマ次第で論文の書きやすさや仕上がりが大きく左右されるので、慎重に決めなければならない。そのため、学界の状況を把握しつつ、様々な分野の論文・資料等を読み込み、できるだけ早期にテーマを確定できるよう努めさせ、そのための適切な指導をおこなう。
第二 セメ スタ ー	以下の諸点が着実に達成できるように指導する（第3、第4セメスタも同様）。 ・12月の論文テーマ提出に向けて、いくつかの候補テーマを選定する。 ・それぞれについて、先行業績および入手可能な資料等の質・量を調査し、テーマの妥当性を検証する。 ・論文テーマが確定したら、あとはひたすら関連業績・資料を収集し、分析・整理する。
第三 セメ スタ ー	・論文テーマに迷いが生じない限り、ひたすら関連業績・資料を収集し、分析・整理する。 ・討論等を通じて、論文の展開～結論がある程度まで構想できたら、執筆に着手する。 ・中間発表のための準備をおこなう。
第四 セメ スタ ー	・中間発表で明らかになった課題等があれば修正をはかりつつ、本格的な執筆にとりかかる。 ・その後も、関連業績・資料はつねに収集を継続し、分析・整理も続ける。 ・修士論文の提出、最終試験のための準備をおこなう。

法学研究科 法律学専攻 【民・刑事法領域】 指導教員：小西 由浩

期別	研究指導計画・内容
第一セメスター	修士論文のテーマ選定： ①修士論文で取り扱おうとする領域・問題についての知識の整理 ②当該領域における先行的な研究業績の概観 ③問題点の発見とその展望を吟味する等の作業を行う。
第二セメスター	修士論文のテーマ確定： ①テーマに沿った文献の収集と整理 ②資料の読み込みと研究動向の概観 ③論文テーマの刑事学的な意義付け、および④修士論文テーマとしての妥当性・新規性の検討
第三セメスター	修士論文の骨子作成： ①論文構成の概略作成 ②論文の章ごとの論点の確定 ③問題の設定と結論の整合性・妥当性の再検討
第四セメスター	修士論文の作成： ①論文の構成全体の再吟味 ②記述内容の点検 ③論文の修正点・補足についての指導 ④論文の形式の再点検

法学研究科 法律学専攻 【民・刑事法領域】 指導教員：中野 正剛

期別	研究指導計画・内容
第一セメスター	修士論文作成の準備期間にあたる。皆さんはおそらく大きな論文を書くのは今回が初めてであろう。本セメスターは、修士論文完成に向けた大事な助走期間である。とくに、受講生が30歳を超える年配者であるほどあてはまる。なぜなら、学部卒業後間もない20代の人と比べると年齢や体力面から急場の踏ん張りがほとんど期待できなくなるからである。しかし、助走を丁寧にかつ忍耐強く行えば必ずよい結果がもたらされる。本セメスターでは、こうした趣旨に鑑み、主に刑事法の研究にとり基本となる文献および先行業績の収集と精読により論文の書き方を学習・研究し、研究テーマを模索設定する。
第二セメスター	設定した研究テーマの意義の正確な認識、先行研究業績の収集とそれらの概要のとりまとめ、整理を通して、修士論文の概要をまとめて文章化することが主な目的になる。この頃になると、自分の独自の考え方が芽生え、独善に陥りやすくなる時期にあたる。法学の研究では、なるべく新奇な結論と論理とをむやみにかざさないことが重要。フランス商法学者であられた山本桂一教授の言葉である。この点が、自然科学の研究と異なる。法の解釈学は、人々の法意識に根ざすものでなくてはならないので、新奇性は排除されなくてはならない。通説のマスターと基礎的データの地味な積み重ねに専心すべきである。
第三セメスター	研究テーマに関する基本的視座を設定し、修士論文中間報告会で発表できるだけの準備を行う。いよいよ修士論文作成の本格的作業に入る。第2セメスターまでに獲得した知見に基づき、問題領域に対する、自分なりの切り口を見極める時期に入った。ここでは、これまでに学習してきた通説の切り口とはやや異なる切り口の発見が求められる。第三者の批判的意見にも謙虚に耳を傾けることが必要。そこで、本研究科では他の法領域にある人も相集い、修士論文中間報告会が開かれている。たとえば、罪刑法定主義に対し、租税法の分野では租税法律主義なる法原則が支配している。同じような概念を、他の法領域の人も研究していることが多いので、自分以外の法領域を学ぶ人の意見を聞くこともこの時期に当たる人には重要である。
第四セメスター	修士論文中間発表での批判と助言を真摯に受け止め、修士論文の執筆ととりまとめに専念する。この時期に当たる人には、もっぱら焦らず急ぐ気持ちを持ち続けることが重要。かつて、作家開高健の述べたように「悠々と急げ」という趣旨である。あらずじでもよいので、とにかく一定の結論を原稿化してみる。つぎに、その結論に至る論理のプロセスをていねいに活字化するのである。なお、自分の論理が独善でないことを示すため、注記を丹念に施すこと。法学系研究論文の真価は打ち出された結論の妥当性と、結論に至る論理展開の説得力とによって決まる。この時期にはあまり新しい文献に飛びついたりせず、これまでの蓄積に自信を持って事を処すこと。

法学研究科 法律学専攻 【民・刑事法領域】 指導教員：田中 稔

期別	研究指導計画・内容
第一セメスター	修士論文の前提となる大きな問題の枠組を把握する能力を身につけさせる。 基本的な文献探索の方法を修得させる
第二セメスター	修士論文のテーマの決定を支援する。 テーマに即したより具体的な文献収集を指導する。
第三セメスター	修士論文の作成を支援する。完成までのスケジュールを指導し、草稿段階の問題点を指摘して、より充実した議論を可能にする。
第四セメスター	修士論文の完成を支援する。進捗状況に応じて、テーマの部分的修正・追加的文献の紹介等を行う。

法学研究科 法律学専攻 【民・刑事法領域】 指導教員：熊谷 久世

期別	研究指導計画・内容
第一セメスター	修士論文のテーマ選定： ①修士論文で扱おうとする領域・問題についての知識の整理 ②当該領域における先行的な研究業績の概観 ③問題点の発見とその展望を吟味する等の作業をおこなう。
第二セメスター	修士論文のテーマ確定： ①テーマに沿った文献の修習と整理 ②資料の読み込みと研究動向の概観 ③論文テーマの国際私法学的な意義付け ④修士論文テーマとしての妥当性・新規性の検討
第三セメスター	修士論文の骨子作成： ①論文構成の概略作成 ②論文の章ごとの論点の確定 ③問題の設定と結論の整合性・妥当性の再検討
第四セメスター	修士論文の作成： ①論文の構成全体の再吟味 ②記述内容の点検 ③論文の修正点・補足についての指導 ④論文の形式の再点検

法学研究科 法律学専攻 【民・刑事法領域】 指導教員：井村 真己

期別	研究指導計画・内容
第一 セメ スタ ー	労働法に関する現状について俯瞰し、各人の問題意識に応じたテーマの選定を行い、テーマに即した報告及び質疑応答を行う。
第二 セメ スタ ー	第一セメスターで行ってきた報告・質疑応答を継続し、各人の問題意識を深化させ、修士論文で取り上げるテーマについて絞り込むことを目標とする。
第三 セメ スタ ー	前年度末に作成した修士論文概要をベースとして、その内容をより明確にするために論文の校正の検討や参考文献の収集と整理及び読解について適宜行ってもらう。10月の中間発表に向けて、修士論文の構成について確定し、一通り記述した草稿を完成させることが望ましい。
第四 セメ スタ ー	修士論文の完成に向けて、作成した草稿の進捗状況に応じて、論点の取捨選択に関する指導、参考文献の紹介等を行う。

沖縄国際大学大学院法学研究科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本学大学院学則第12条第3項に基づき、沖縄国際大学大学院法学研究科会（以下「科会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(構成員)

第2条 科会は、次の各号に掲げる教員をもって構成する。

- (1) 研究科長
 - (2) 研究科の科目を担当する専任教員
- 2 研究科に研究科長を置き、研究科長は、当該研究科担当の教授の中から選ばれた者をもって充てる。
 - 3 研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 各専攻に専攻主任を置くことができる。
 - 5 専攻主任は当該専攻の公務を掌る。
 - 6 専攻主任の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(審議事項)

第3条 科会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、審議し意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、科会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 科会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）が掌る教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(会議)

第4条 科会は、研究科長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 研究科長に事故があるとき又は欠けたときは、研究科長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(会議の成立及び賛否)

第5条 科会は、構成員の2分の1以上をもって成立する。

- 2 科会の審議は、出席構成員の過半数の賛成を要し、賛否同数の場合は、議長がこれを判断する。ただし、人事及び学位授与に関しては、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、3分の2以上の賛成を要する。

(意見聴取)

第6条 科会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、科会の意見を聴いた上で学長が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、科会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正 この規程は、平成27年9月1日から施行する。

沖縄国際大学大学院法学研究科履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄国際大学大学院学則第35条に基づき、授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定める。

(教育目的)

第2条 法学研究科では、幅広い視野に立ち、法律学の各分野における研究能力を高めることによって、法律研究者を養成するとともに、高度専門職業人としての資質を磨き、地域社会や広く国際社会に貢献しうる人材を育成することを目的とする。

(専攻)

第3条 法学研究科（以下「研究科」という。）に次の専攻を置く。
法律学専攻

(授業科目及び単位数)

第4条 研究科における授業科目及び単位数は、履修規程別表Ⅰ及び履修規程別表Ⅱに掲げるとおりとする。

(指導教員)

第5条 学生の研究及び論文の指導（以下「研究指導」という。）のため指導教員を置く。

2 指導教員は、特殊研究を担当する専任の教授をもって充てる。ただし、指導教員は、学生の研究内容につき必要があると認めたときは、研究科会（以下「科会」という。）に所属する教員の中から、補佐的に学生の研究を指導する教員を充てることができる。

3 指導教員は、学生の研究を指導し、併せて学生の授業科目の履修等に適切な助言を行う。

4 指導教員の変更は、原則として認められない。ただし、特別の事情が生じた場合に限り、科会の議を経て変更を認めることがある。（別紙 様式）

(教育方法の特例)

第6条 研究科における授業及び研究指導は、科会が教育上特に必要と認める場合に限り、別に指定する特定の時間又は時期に行うことができる。

(履修方法)

第7条 学生は、入学初年度の登録時に、所属する専攻課程内で設定された研究領域から修士論文作成及び特定の課題についての研究の成果（以下「特定課題研究」という）に必要な領域を選択しなければならない。

2 学生は、修士論文を選択する者にとっては、専門領域における必修科目（演習）8単位と選択科目（講義）24単位、合計32単位を、特定課題研究を選択する者にとっては専門領域における必修科目（演習）8単位と選択科目（講義）28単位、合計36単位を履修しなければならない。

(履修手続)

第8条 学生は、入学時の第1 Semesterで登録するとき、入学試験で選択した専門領域及び領域関連科目を踏まえて、その領域の特殊研究担当教員と相談した上、特殊研究Ⅰを履修する。

2 学生は、修士論文及び特定課題研究作成のための専門領域に属する選択科目（講義）を8単位以上履修しなければならない。

3 学生は、前項に定める専門領域以外に他領域および他研究科に属する選択科目（講義）を履修することができる。ただし、他研究科に属する選択科目（講義）の履修は8単位を上限とする。

4 第2 Semester以降の履修は、第1 Semesterの場合に準ずる。専門領域及び特殊研究の変更は原則として認められない。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第9条 指導教員が必要と認めたときは、学則第37条の定めるところにより、他大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項により、履修した授業科目については、科会の議を経て10単位を超えない範囲で修得した単位を認めることができる。

(単位の認定)

第10条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告書により担当教員が行う。

- 2 病気その他やむを得ない理由により、試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことができる。
- 3 追試験の時期は別に定める。
- 4 試験を受けて不合格になった者についての再試験は行わない。

(成績の評価)

第11条 試験又は研究報告書の成績の評価は、60点以上を合格、60点未満を不合格とし、次の基準に従って表示する。

- 秀 90点以上
- 優 80点以上 90点未満
- 良 70点以上 80点未満
- 可 60点以上 70点未満
- 不可 60点未満

(修士論文又は特定課題研究の提出)

第12条 学生は、第2セメスターのはじめに演習担当教員と論文のテーマについて調整し、12月中旬までにその題目を各指導教員に提出しなければならない。

- 2 学生は、第2セメスターの終わり（2月末日）に修士論文の概要を研究科長に提出しなければならない。
- 3 論文概要が認定された学生は、第3セメスターの終わりに（7月）中間発表をしなければならない。
- 4 3月修了予定者は、そのセメスターの1月末日までに修士論文を提出しなければならない。ただし、9月修了予定者は7月末日までとする。
- 5 修士論文を提出した学生は、論文審査及び最終試験を受けなければならない。
- 6 特定課題研究を選択する者であっても、本条第1項から第5項のとおりとする。

(修了要件)

第13条 研究科の修了要件は標準2年以上在学し、第7条第2項に定める単位を履修し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。なお、適当と認められた場合は、特定課題研究の審査を修士論文の審査に代えることができる。

(教職課程)

第14条 教育職員免許取得希望者のため、教職課程を置く。

研究科名	専攻名	教育職員免許状の種類	免許教科
法学研究科	法律学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民

- 2 本研究科において取得できる免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。
- 3 専修免許状を取得するためには、次の二つの条件を充たさなければならない。
 - (1) 修士の学位を有すること。又は大学院に在学し、32単位以上を修得すること。
 - (2) 学部で、社会（中学・高校）、公民（高校）一種免許状を取得済みであること。
- 4 修得すべき科目、単位等は、履修規程別表Ⅱのとおりとする。
- 5 一種免許状を未取得の学生は、学部開設の「教職課程」の授業科目を学部の科目等履修生として履修し、所定の単位を修得しなければならない。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、科会の議を経て、大学院委員会がこれを行う。

(雑則)

第16条 この規程が定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2～15 省略
- 16 改正、この規程は、令和2年4月1日から施行する。

履修規程別表 I

法律学専攻 授業科目及び単位数

領域	授業科目名	単位	週時間	年次	演・講	備考	
公法・基礎法領域	選択必修	公法特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
		公法特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
		税法特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
		税法特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
		基礎法特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
		基礎法特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
		国際法特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
		国際法特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
	選択	憲法特論Ⅰ	2	2	1・2	講義	
		憲法特論Ⅱ	2	2	1・2	講義	
		行政法特論Ⅰ	2	2	1・2	講義	
		行政法特論Ⅱ	2	2	1・2	講義	
		税法特論Ⅰ	2	2	1・2	講義	
		税法特論Ⅱ	2	2	1・2	講義	
		法哲学特論Ⅰ	2	2	1・2	講義	
		法哲学特論Ⅱ	2	2	1・2	講義	
		国際法特論Ⅰ	2	2	1・2	講義	
国際法特論Ⅱ		2	2	1・2	講義		
民・刑事法領域	選択必修	刑事法特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
		刑事法特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
		国際私法特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
		国際私法特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
		民事法特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
		民事法特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
		労働法特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
		労働法特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
	選択	刑法特論Ⅰ	2	2	1・2	講義	
		刑法特論Ⅱ	2	2	1・2	講義	
		刑事政策特論Ⅰ	2	2	1・2	講義	
		刑事政策特論Ⅱ	2	2	1・2	講義	
		国際私法特論Ⅰ	2	2	1・2	講義	
		国際私法特論Ⅱ	2	2	1・2	講義	
		民事訴訟法特論Ⅰ	2	2	1・2	講義	
		民事訴訟法特論Ⅱ	2	2	1・2	講義	
		商法特論Ⅰ	2	2	1・2	講義	
商法特論Ⅱ		2	2	1・2	講義		
民法特論Ⅰ	2	2	1・2	講義			
民法特論Ⅱ	2	2	1・2	講義			
家族法特論Ⅰ	2	2	1・2	講義			
家族法特論Ⅱ	2	2	1・2	講義			
労働法特論Ⅰ	2	2	1・2	講義			
労働法特論Ⅱ	2	2	1・2	講義			
共通領域	選択	法律学特論Ⅰ（国際法）	2	2	1・2	講義	
		法律学特論Ⅱ（商法）	2	2	1・2	講義	
		法律学特論Ⅲ（総合法律学）	2	2	1・2	講義	
		法律学特論Ⅳ（インターシップ）	2	2	1・2	実習	
		法律学特論Ⅴ（税法Ⅰ）	2	2	1・2	講義	
		法律学特論Ⅵ（税法Ⅱ）	2	2	1・2	講義	
		法律学特論Ⅶ（税法Ⅲ）	2	2	1・2	講義	
		法律学特論Ⅷ（税法Ⅳ）	2	2	1・2	講義	
		法律学特論Ⅸ（現代法律学）	2	2	1・2	講義	

修了に必要な単位数

<修士論文を選択するもの>

必修科目8単位、選択科目24単位以上、合計32単位以上修得すること。

<特定課題研究を選択するもの>

必修科目8単位、選択科目28単位以上、合計36単位以上修得すること。

履修規程別表Ⅱ

専修免許状に必要な専門教育科目

専攻	専修免許状	科目	単位	必要単位数
法 律 学 専 攻	中学校教諭専修免許状 (社会) 高等学校教諭専修免許状 (公民)	公法特殊研究Ⅰ	4	選択科目から24単位 選択必修
		公法特殊研究Ⅱ	4	
		税法特殊研究Ⅰ	4	
		税法特殊研究Ⅱ	4	
		憲法特論Ⅰ	2	
		憲法特論Ⅱ	2	
		行政法特論Ⅰ	2	
		行政法特論Ⅱ	2	
		税法特論Ⅰ	2	
		税法特論Ⅱ	2	
		刑事法特殊研究Ⅰ	4	
		刑事法特殊研究Ⅱ	4	
		刑法特論Ⅰ	2	
		刑法特論Ⅱ	2	
		刑事政策特論Ⅰ	2	
		刑事政策特論Ⅱ	2	
		国際私法特殊研究Ⅰ	4	
		国際私法特殊研究Ⅱ	4	
		国際私法特論Ⅰ	2	
		国際私法特論Ⅱ	2	
		民事訴訟法特論Ⅰ	2	
		民事訴訟法特論Ⅱ	2	
		民事法特殊研究Ⅰ	4	
		民事法特殊研究Ⅱ	4	
		商法特論Ⅰ	2	
		商法特論Ⅱ	2	
		民法特論Ⅰ	2	
		民法特論Ⅱ	2	
		家族法特論Ⅰ	2	
		家族法特論Ⅱ	2	
		労働法特殊研究Ⅰ	4	
		労働法特殊研究Ⅱ	4	
		労働法特論Ⅰ	2	
		労働法特論Ⅱ	2	
		国際法特殊研究Ⅰ	4	
		国際法特殊研究Ⅱ	4	
		国際法特論Ⅰ	2	
		国際法特論Ⅱ	2	
		法律学特論Ⅰ(国際法)	2	
		法律学特論Ⅱ(商法)	2	
法律学特論Ⅲ(総合法律学)	2			
法律学特論Ⅳ(インターシップ ^o)	2			
法律学特論Ⅴ(税法Ⅰ)	2			
法律学特論Ⅵ(税法Ⅱ)	2			
法律学特論Ⅶ(税法Ⅲ)	2			
法律学特論Ⅷ(税法Ⅳ)	2			
法律学特論Ⅸ(現代法律学)	2			

沖縄国際大学大学院法学研究科の学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、沖縄国際大学大学院学則第43条の3項及び法学研究科履修規程第12条に基づき、学位論文(以下「論文」という。)の審査及び最終試験の実施に関し、必要な事項を定める。

(論文の提出)

第2条 論文を提出することができる者は、所定の授業科目について32単位以上を修得した者又は修得見込の者とする。ただし、特定課題研究を選択する者については36単位以上とする。

2 論文の審査を受けようとする者は、学位論文審査願(様式第1号)に学位論文作成要領(別表)による論文正本1部、副本2部、計3部及び論文要旨(様式第2号)3部を添えて、1月末日(9月修了予定者については、7月末日)までに指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

(審査方法)

第3条 研究科長は、受理した論文の審査を研究科会に付託する。

2 研究科会は、各論文ごとに審査委員会を設置し、その審査を委嘱する。

3 審査委員会は、演習担当者を含む3人以上の審査委員をもって構成し、指導教員を主査とする。ただし、そのうちの1人については、他の領域から選出する。

4 研究科会が必要と認めるときは、他の大学院、研究科、研究所等の教員等の協力を得ることができる。

5 修士論文の審査は、その論文が提出された学期末までに終了するものとする。

6 主査は、当該論文の審査及び最終試験を総括する。

7 受理した論文は返却しない。

(最終試験)

第4条 最終試験は、論文の審査終了後、審査委員会が論文を中心として口述又は筆記試験によって行う。

(審査基準)

第5条 審査委員会は、次の審査基準に基づき行うものとする。

(1) 該当研究科領域における修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか。

(2) 研究テーマの設定が申請された学位に対して妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。

(3) 論文の記述(本文、図、表、引用、文献表など)が十分かつ適切であり、結論に至るまで首尾一貫した論理構成になっているか。

(4) 関連情報の調査・収集能力、及び関連情報の読解能力の二つの観点において、現行法制度・政策を正確に把握する能力が形成されているか。

(5) 現行法制度・政策の問題点の的確な整理、その問題点に関する状況の把握、及びその問題点の解決に向けた現実的な提言の提示の三つの観点において、実践的問題解決能力が身に付いているか。

2 審査委員会は、前項に基づき、下記のように判定を行うものとする。

(1) 合格

(2) 一部修正の上、合格

(3) 不合格

(報告)

第6条 審査委員会は、論文の審査及び最終試験の結果を、学位論文審査及び最終試験の結果報告書(様式第3号)により、研究科長に報告する。

2 研究科長は、審査委員会の報告を研究科会に諮り、最終試験の可否を議決するとともにその審議結果を学長に報告する。

(改廃)

第7条 この要項の改廃は、研究科会の議を経て、大学院委員会がこれを行う。

附 則

1 この要項は、平成15年4月1日から施行する。

2 改正、この要項は、平成18年4月1日から施行する。

3 改正、この要項は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第5条(審査基準)については、平成15年度入学者から適用する。

4 改正、この要項は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成19年度以前の入学者は、従前の要項とする。

様式第1号

学位論文審査願

年 月 日

沖縄国際大学大学院
法学研究科長 殿

研究科名 法学研究科
専攻名 法律学専攻
学籍番号
氏名

印

このたび沖縄国際大学学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項第2条の規定に基づき、下記のとおり学位論文を提出しますので、審査くださるよう関係書類を添えてお願いします。

記

論文題目

指導教員	
認 印	

別表

学位論文作成要領

1. 規格は、A 4 版 (21 cm× 29.7cm) とする。
2. 製本には A 4 版のファイルを使用し、横書きの場合は左とじ、縦書きの場合は右とじとする。
 - (1) 表紙は次の事項を記載する。

(横書きの表紙)		(縦書きの表紙)	
○	論文題目 年度 沖繩国際大学大学院 法学研究科 法律学専攻	論文題目 年度 沖繩国際大学大学院 法学研究科 法律学専攻	○
○	氏名	氏名	○

- (2) 表紙の年度は学年度とし、西暦を用いる。
 - (3) 背表紙には論文題名と氏名を記載する。
3. 本文
 - (1) 横書き又は縦書きにする。
 - (2) 用語、総字数及び用紙は、各教育研究領域に委ねる。
 - (3) ページ数を記入し、目次を作成する。
 4. 本文紙面の余白は次のとおりとする。

(横書本文)	(縦書本文)
2.5cm 3.0cm 2.0cm 2.5cm	2.5cm 2.0cm 3.0cm 2.5cm

法学研究科修士論文概要作成要領

修士論文概要は、修士論文作成要領に基づいて作成し、修士論文概要届とともに学務課へ提出すること。提出締切は2月末日。

1. 規格：A 4版

2. 表紙

《横書きの表紙》

法学研究科 修士論文概要	
○	論文題目
○	学籍番号 氏名 提出年月日
指導教員	印

《縦書きの表紙》

法学研究科 修士論文概要	○
論文題目	
学籍番号 氏名 提出年月日	○
指導教員	
印	

3. 論文概要の構成

- (1). 研究課題
 - ①主題
 - ②意義
- (2). 研究史（文献レビュー）
 - ①関連研究の整理
 - ②主題の位置づけ
- (3). 研究方法
 - ①調査対象
 - ②データ収集法
 - ③データの整理・分析法
 - ④調査の見通し

4. 体裁

- (1). 枚数 A 4版 1頁 45字×40行 2,000字～6,000字前後
- (2). 文献表示法 各領域による
- (3). 図表表示法 各領域による

5. 修士論文概要届

修士論文概要届	
	年 月 日
沖縄国際大学大学院 法学研究科長 殿	
研究科名	法学研究科
専攻名	法律学専攻
学籍番号	
氏名	印
沖縄国際大学大学院法学研究科履修規程第12条第2項の規定に基づき、別添のとおり修士論文概要を提出いたします。	

特定課題研究申請書

【申請者】

所 属	法学研究科	法律学専攻	領域
学籍番号		フリガナ 氏 名	
研究テーマ			

【特定課題研究の内容】

種別（※印）	①文献研究	②調査研究	③その他
--------	-------	-------	------

【特定課題研究を選択する理由】

--

【指導教員の所見】

「特定課題研究」選択を認める理由	
------------------	--

指導教員

印

【添付書類】

- ①申請者の履歴・経歴書（任意様式）：優れた職務経歴を有する者の場合。
- ②研究業績書（任意様式）及び論文の写し：優れた研究業績を有する学生の場合。
- ③その他、優れた実績を証明する書類

決裁欄		
月 日	月 日	月 日
研究科長	専攻主任	受付

特定課題研究について（法学研究科会申合せ）

沖縄国際大学大学院法学研究科では、修士論文に代わる特定課題の研究成果（以下「特定課題研究」という）について、次の通り、取扱いを定める。

1. 対象となる学生

優れた職務経歴を有する社会人学生若しくは優れた研究業績を有する学生に限る。但し、国税審議会に試験科目の一部免除等の認定を求める税理士志望の学生若しくは本学大学院を修了後、他大学院の博士課程への進学を考えている学生等は、特定課題研究の提出による修了を原則として認めない。

2. 申請方法

学生は、修士論文概要提出時（2月末）に指導教員と相談の上、承諾を経て「特定課題研究申請書」を研究科長へ申請する。

*申請方法：所定の期間内に別紙の申請書類及び必要書類を大学院事務室へ提出する。

3. 特定課題研究の指導方法

指導教員は、特定課題研究を選択する学生に対して、修士論文指導と同等の基準で指導に当たり、履修規定に基づき、4単位相当の授業科目の追加履修について、適切な指導を行う。指導教員は、特定課題研究の質・量を確保するため、次に定める基準（特定課題研究の内容・量・審査方法）を遵守する。

4. 特定課題研究の内容

実学的な側面を重視し、学生本人の専門分野に関連した身近な素材や収集したデータなどの問題を主題とした研究を中心とする。特定課題研究の内容は、以下の通りとする。

(1) 文献研究

対象となる研究テーマについて、文献や調査等によって取りまとめられたデータを幅広い視点から考察したもの。

(2) 調査研究

対象となる研究テーマについて、事例・判例の調査等によって得られたデータが分析され幅広い視点から考察したもの。

(3) その他、指導教員が認め研究科会で承認されたもの

上記、(1)、(2) 以外の内容のもので修士論文の水準に準ずるものと、指導教員が認め、研究科会で承認されたもの。

5. 特定課題研究の量

枚数・文字数：指導教員の指示による。（和文3万字程度）

6. 特定課題研究の審査方法及び最終試験

「沖縄国際大学大学院法学研究科の学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項」の定めによる。特定課題研究による修了予定学生も、中間発表を行い、最終試験を受けなければならない。

7. 申合せの改正等について

この申合せは研究科会の審議を経て改正する。また特定課題研究に関連する事項でこの申合せで取り扱えない事項については、研究科会の審議を経て決定する。

附 則

1. この申合せは、平成20年4月1日から施行する。

大学院沖縄法学論叢編集規程

(目的)

第1条 この規程は、『沖縄法学論叢』（以下「本誌」という。）の編集に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 本誌は、法学に関する研究論文、研究ノート、調査報告、資料、書評、翻訳などを掲載する。
2 前項の研究論文は、電子化し、沖縄国際大学学術リポジトリへ登録し、インターネットを通じて公開する。ただし、著作者が電子化を承諾しない旨を編集委員会に申し出た場合は、その研究論文等の電子化を行わない。

(投稿)

第3条 本誌に投稿できる者は、次のとおりとする。

- (1) 沖縄国際大学大学院法学研究科（以下「本研究科」という。）に所属する教員
- (2) 本研究科を修了した者
- (3) その他、本研究科の科会において適当と認められた者

(編集委員会)

第4条 本誌の発行に際して必要となる企画・編集及び投稿原稿の募集・受理を行うため、本研究科に編集委員会を設置する。

- 2 本研究科の中から2名の委員を選出する。
- 3 任期は2年とし、毎年、委員長を互選する。
- 4 原稿の掲載順序及び体裁などは編集委員会において決定するものとする。
- 5 編集委員会は、本誌の編集に関する諸事項について本研究科の科会に報告しなければならない。

(原稿締切日の通知)

第5条 編集委員会は本誌の発行にあたって、2か月以上前までに原稿締切日を通知しなければならない。

(審査)

第6条 投稿された研究論文に関し、編集委員会はその掲載の可否を審査する。

- 2 編集委員会は、投稿された研究論文ごとに2名以上の審査員を選任する。
- 3 審査員は、本研究科に所属する教員以外の本学専任教員及び学外者にも委嘱することができる。
- 4 審査員の氏名は公表しない。
- 5 編集委員会は、審査員の意見にしたがって、掲載可否の決定を行う。
- 6 編集委員会は、審査員の意見及び本規程にしたがって、執筆者に訂正や書き換えなどを求めることができる。
- 7 学外者に審査員を委嘱した場合は、規程にしたがって謝礼を支払う。

(投稿原稿)

第7条 本誌投稿原稿は、未発表のものとする。

(原稿提出)

第8条 投稿者は、編集委員会が通知した締切日までに編集委員会に原稿を提出しなければならない。

(著作権)

第9条 掲載された論文等の著作権は、沖縄国際大学に帰属する。

(転用)

第10条 本誌に掲載された論文を執筆者が他の出版物に転用する場合は、予め文書によって編集委員

会に届け出ることとし、研究科会の承認を得なければならない。

(字数制限)

第 11 条 投稿原稿は、原則として 40,000 字以内とする。欧文その他言語の場合は、日本語に換算して 40,000 字程度までとする。但し、図表、写真は字数制限に含まないものとする。

(発行)

第 12 条 本誌は、原則として研究論文 2 篇以上によって発行することができる。

(抜刷)

第 13 条 執筆者に対して 100 部の抜刷を贈呈し、それ以上の部数を必要とする場合、その経費については執筆者の自己負担とする。

(執筆要領)

第 14 条 原稿執筆要領は、以下の通りとする。

- (1) 原稿は、原則として横書きとする。
- (2) 原稿は、原則としてワープロ原稿とし、ハードコピーの他にそのフロッピーディスクを添付する。
- (3) 研究論文の構成は、題目・氏名・和文要旨（400 字程度）及び外国語要旨・キーワード・本文・注・参考文献の順とする。研究ノート・調査報告は、題目・氏名・本文・注・参考文献の順とする。なお、すべての原稿には題目の英語あるいはその他の外国語訳を添付すること。
- (4) 図・表・写真にはそれぞれキャプションをつけ、本文中の挿入箇所を明示する。

(原稿返却等)

第 15 条 投稿原稿などは一切返却しない。

2 投稿者は、投稿原稿の不採用が決定される前に当該原稿を他の場所で公刊してはならない。

(改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、本研究科に所属する教員の 2 分の 1 以上の賛成によって行う。

附 則

- 1 この規程は、2003 年 6 月 20 日から施行する。
- 2 改正、この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

諸規程

沖縄国際大学大学院学則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 沖縄国際大学大学院（以下「本大学院」という。）は、本学学則第3条の2第2項に基づき、大学院に関する必要な事項について定める。

(目的)

第2条 本大学院は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力並びに高度の能力を養うとともに、広く国際的な人材を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第3条 前条の目的を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行う。

3 自己点検及び評価に関する規定は、別に定める。

(研究科及び専攻)

第4条 本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

地域文化研究科 南島文化専攻
英米言語文化専攻
人間福祉専攻
地域産業研究科 地域産業専攻
法 学 研 究 科 法律学専攻

(附属教育研究施設)

第4条の2 本大学院に心理相談室を置く。

2 心理相談室に関する規定は、別に定める。

(収容定員)

第5条 本大学院の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻	課程	入学定員	収容定員
地域文化研究科 南島文化専攻 英米言語文化専攻 人間福祉専攻	修士課程	10人	20人
	修士課程	3人	6人
	修士課程	10人	20人
地域産業研究科 地域産業専攻	修士課程	10人	20人
法 学 研 究 科 法律学専攻	修士課程	8人	16人

第2章 教員組織等

(教員組織)

第6条 本大学院は、その教育研究上の目的を達成するために、学位の分野に応じ、必要な教員を置く。

2 本大学院における研究の指導は、原則として本学専任教授が行い、授業は、教授、准教授又は講師が連携して担当する。ただし、必要ある場合は、兼任教員が担当することができる。

3 本大学院に客員教授を置くことができる。客員教授に関する規定は、別に定める。

(職員)

第7条 本大学院に事務処理のために職員を配置するものとする。

第3章 運営組織

(大学院委員会)

第8条 本大学院に、大学院委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成等)

第9条 委員会の構成は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 各学部長
- (4) 教務部長
- (5) 第11条の定めにより、研究科会の教授の中から選出された者 2名

2 委員会の運営に関する規定は、別に定める。

(委員会の審議事項)

第10条 委員会は、学長が別に定める教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり、審議し意見を述べるものとする。

(研究科会)

第11条 本大学院に研究科会（以下「科会」という。）を置き、本研究科の科目を担当する専任の教授、准教授及び講師をもって構成する。

(科会の審議事項)

第12条 科会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、審議し意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、科会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 科会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）が掌る教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 科会の運営に関する規定は、別に定める。

第4章 学年、学期、休業日及び授業期間

(学年等の準用)

第13条 本大学院の学年、学期、休業日及び授業期間については、本学学則（以下「学則」という。）第15条、第16条、第17条及び第18条の規定を準用する。

第5章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第14条 本大学院の修業年限は、標準を2年とする。

(長期履修生)

第14条の2 前条の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する学生（「長期履修生」という。）がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に規定するもののほか、長期履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(在学年限)

第15条 本大学院における在学年限は、4年を超えることができない。

第6章 入学、休学、復学、転学、留学、退学及び除籍等

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年始めとする。

(入学資格)

第17条 本大学院に入学できる者は、学校教育法及び学校教育法施行規則に基づき、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - (4) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者及び修了見込みの者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本大学院において認められた者
 - (7) その他、本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者
- (入学資格審査)

第 17 条の 2 前条第 5 号、第 6 号及び第 7 号で本大学院の入学資格審査を志願する者は、所定の書類に入学資格審査料を添えて、指定の期日までに手続をしなければならない。

(入学志願)

第 18 条 本大学院に志願する者は、入学願書及び所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに手続をしなければならない。

(入学者の選抜)

第 19 条 入学志願者に対しては、選抜試験を行い、当該科会の議を経て、学長が合格者を決定する。

2 前項の選抜は、学力検査、出身大学の調査書、健康診断書等を総合して行うものとする。

3 前項の選抜の方法、時期、内容等については、その都度定める。

(入学手続及び入学許可)

第 20 条 合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人連署の誓約書、身上調書等を提出するとともに、第 46 条に定める入学金及び諸学費を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対して入学を許可する。

(再入学)

第 21 条 学長は、第 28 条に規定する退学者又は、第 29 条に規定する除籍者が再入学を願い出たときは、当該科会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第 22 条 学長は、他の大学院の学生で転入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、当該科会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

2 転入学を希望する者は、現に在学する大学院の許可書を願書に添付するものとする。

(休学)

第 23 条 病気その他止むを得ない理由により 3 か月以上修学することができない者は、休学願に医師の診断書、その他の理由を添えて学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、病気その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者については、当該科会の議を経て、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 24 条 休学期間は、当該学期又は、学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由があるときは、休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、引続き 2 年を超えることはできない。

3 休学期間は、第 15 条に規定する在学年限には算入しない。

(復学)

第 25 条 休学者が復学を希望するときは、復学願を提出し、当該科会の議を経て、学長の許可を得て復学することができる。

2 病気により休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付するものとする。

(転学)

第 26 条 他の大学院に転学しようとする者は、転学願を提出し、当該科会の議を経て、学長が許可することができる。

(留学)

第 27 条 外国の大学院への留学を希望する者は、留学願を提出し、当該科会の議を経、学長の許可を得て留学をすることができる。

2 許可を受けて留学した者は、外国の大学院の在学期間 1 年に限り、本学における在学期間に算入することができる。

3 留学に関する規定は、別に定める。

(退学)

第 28 条 本大学院を退学しようとする者は、保証人連署の上、学生証を添えて、当該科会の議を経、学長の許可を得て退学をすることができる。

(除籍)

第 29 条 次の各号の一に該当する者は、当該科会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第 15 条による在学年限を超えた者
- (2) 第 24 条第 2 項に規定する休学期間を超えて、なお修学できない者
- (3) 病気その他の理由により、成業の見込がないと認められる者
- (4) 所定の学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (5) 休学及び休学延長の許可を得ない者
- (6) 長期間にわたり行方不明の者

第 7 章 教育課程及び履修方法等

(教育方法)

第 30 条 本大学院の教育は、授業科目の授業、演習及び修士論文の作成等に対する研究指導によって行うものとする。

(授業科目及び単位数)

第 31 条 本大学院研究科における授業科目及び単位数は、別表 I から別表 V のとおりとする。

(教育課程の編成方針)

第 32 条 本大学院は、研究科、専攻及び領域の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、各研究科、専攻及び領域毎に体系的な教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たり、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(教育内容の改善のための組織的な研修等)

第 33 条 本大学院は、教育の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を行うものとする。

(単位の計算基準)

第 34 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の各号の基準によって単位数を計算する。

- (1) 講義・演習については、毎週 1 時間 15 週の教室内の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験・実習等の授業については、毎週 2 時間 15 週の実験又は、実習をもって 1 単位とする。
- (3) 講義、演習、実験、実習、又は実技のうち、2 以上の方法の併用により行う場合の単位計算については、毎週 1 時間 5 週の講義又は演習と毎週 2 時間 10 週の実験又は実習等の合計をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、修士論文、学外学習、個別課題、学修等の授業科目及び公の資格試験等による認定を受けた者については、これらの学修の成果を評価して適切な単位を授与することができる。

(履修方法)

第 35 条 本大学院の授業科目の履修方法等については、別に定める。

(教育方法の特例)

第 36 条 本大学院においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は、時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第 37 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項により、履修した授業科目については、当該科会の議を経て 10 単位を超えない範囲で修得した単位を認めることができる。

3 第 1 項の履修期間は、在学期間に含まれるものとする。

4 他の大学院で履修できる授業科目の種類、単位数及び履修方法等については、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 38 条 本大学院において、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院（他の大学院を含む。以下同じ。）において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準〔昭和 49 年文部省令第 28 号〕第 15 条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。）を入学後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、当該科会の議を経て、10 単位を超えない範囲で認めることができる。

(他の大学院等における研究指導)

第 39 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

第 8 章 課程の修了要件

(単位の認定)

第 40 条 履修科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により担当教員が行うものとする。

2 試験又は研究報告等の成績により合格した者は、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第 41 条 成績の評価は、秀、優、良、可、不可とし、秀、優、良、可を合格とする。

(成績評価基準の明示等)

第 41 条の 2 本大学院は、学生に対して、授業、研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業、研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、各研究科ごとに「学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項」を別に定め、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(課程の修了要件)

第 42 条 本大学院の修了要件は、大学院に 2 年以上在学し、講義 24 単位以上、演習 8 単位、合計 32 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項において、当該修士課程の目的に応じ適当と認められたときは、特定の課題についての研究成果（以下、「特定課題研究という」）の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(修士論文又は特定課題研究の審査及び最終試験)

第 43 条 修士論文又は特定課題研究及び最終試験の合否は、当該科会が選出した審査委員の報告に基

づいて当該科会の議を経て、学長が決定する。

- 2 最終試験は、所定の単位を取得し、かつ修士論文又は特定課題研究を提出した者について口述又は筆記試験によって行う。
- 3 修士論文又は特定課題研究の評価基準についての詳細は、各研究科の学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項に別途定める。

(学位の授与)

第 44 条 学長は、本大学院の課程を修了した者に対して、修士の学位を授与する。

- 2 学位に関する規定は、別に定める。

第 9 章 教育職員免許状及び資格等

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

第 45 条 本大学院において、中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本大学院において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	教員免許状の種類	免許科目
地域文化研究科	南島文化専攻	中学校教諭専修免許状	国語
		中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	国語
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史
		高等学校教諭専修免許状	公民
	英米言語文化専攻	中学校教諭専修免許状	英語
		高等学校教諭専修免許状	英語
	人間福祉専攻 臨床心理学領域	高等学校教諭専修免許状	公民
地域産業研究科	地域産業専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
		高等学校教諭専修免許状	商業
		高等学校教諭専修免許状	情報
法学研究科	法律学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民

(臨床心理士)

第 45 条の 2 臨床心理士の受験資格を得ようとする者は、臨床心理学領域の科目の中から、(財)日本臨床心理士資格認定協会が指定する科目を履修しなければならない。

- 2 前項の科目及びその単位数は、「臨床心理士資格関係科目別表第 I」のとおりとする。

(公認心理師)

第 45 条の 3 公認心理師の受験資格を得ようとする者は、公認心理師法及び同施行規則で定められた科目を履修しなければならない。

- 2 前項の科目数は、「公認心理師資格関係科目別表第 I」のとおりとする。

第 10 章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学金及び授業料等)

第 46 条 本大学院の入学検定料、入学資格審査料、入学金、授業料及び施設設備資金の額は、表 1 のとおりとする。ただし、本学卒業生の入学金は、半額とする。なお、長期履修生の授業料及び施設設備資金については、表 2 のとおりとする。

表 1

種 別	金 額
入学検定料	30,000円
入学資格審査料	30,000円
入学金	120,000円
授業料(年額)	370,000円
施設設備資金(年額)	100,000円

表 2

		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
2.5年	授業料	185,000	185,000	185,000	185,000	30,800			
	施設設備資金	50,000	50,000	50,000	50,000	8,300			
3年	授業料	185,000	185,000	185,000	185,000	30,800	30,800		
	施設設備資金	50,000	50,000	50,000	50,000	8,300	8,300		
3.5年	授業料	185,000	185,000	185,000	185,000	30,800	30,800	30,800	
	施設設備資金	50,000	50,000	50,000	50,000	8,300	8,300	8,300	
4年	授業料	185,000	185,000	185,000	185,000	30,800	30,800	30,800	30,800
	施設設備資金	50,000	50,000	50,000	50,000	8,300	8,300	8,300	8,300

- 2 前項の納期及び学費の納入方法等については、本大学学則第 55 条及び第 56 条を準用する。
- 3 研究生の入学検定料、入学金、授業料及び施設設備資金については、第 1 項に規定する金額の半額とする。

第 11 章 特別聴講学生、特別研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等

(特別聴講学生)

第 47 条 学長は、特定の授業科目を履修しようとする他の大学院の学生（以下「特別聴講学生」という。）があるときは、当該大学院との協議に基づき、その履修を認めることができる。

(特別研究学生)

第 48 条 学長は、研究指導を受けようとする他の大学院の学生（以下「特別研究学生」という。）があるときは、当該大学院との協議に基づき、その受入れを認めることができる。

(科目等履修生)

第 49 条 学長は、本大学院の学生以外の者で、本大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該科会の議を経て、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

- 2 科目等履修生の受講科目の単位数は、1 年を通じて 12 単位以内とする。
- 3 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受け、合格した者には、成績証明書及び単位修得証明書の交付ができる。
- 4 大学院科目等履修生に関する規定は、別に定める。

(研究生)

第 50 条 学長は、特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、当該科会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

- 2 大学院研究生に関する規定は別に定める。

(委託研究生)

第 51 条 学長は、官公庁、外国政府、地方自治体等の機関から特定の授業科目の履修及び研究指導の委託があったときは、本大学院学生の教育研究に支障のない範囲において、当該科会の議を経て、委託研究生として入学を許可することができる。

- 2 委託研究生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。
- 3 前項の試験を受け合格した者には、成績を記載した証明書を交付することができる。ただし、単位は与えない。

(外国人特別学生)

第 52 条 学長は、外国人で本大学院において教育を受けることを目的で入国し、入学を志願する者があるときは、選考の上、当該科会の議を経て、入学を許可することができる。

第 12 章 賞 罰

(表彰)

第 53 条 学生として表彰に値する行為があった者は、科会の議を経て、学長がこれを表彰する。

2 表彰の選考基準及び懲戒については、本学学則第 65 条及び第 66 条を準用する。

第 13 章 奨学制度

(奨学制度)

第 54 条 本大学院の学生に対して、研究を奨励するために奨学制度を設ける。

2 奨学制度に関する規定は、別に定める。

第 14 章 施設及び設備等

(施設、設備等の整備及び利用)

第 55 条 本大学院には、その教育研究において必要な施設、設備、図書及び学術雑誌を備える。

2 本大学院は、相互の教育、研究上支障を生じない限りにおいて、本学学部、本学付置の研究所等の施設及び設備並びに図書、学術雑誌を共用することができる。

3 学生は、研究のため、本学の諸施設及び諸設備を利用することができる。

4 学生は、本学の福利厚生諸施設等を利用することができる。

第 15 章 雑 則

(準用規定)

第 56 条 この学則に定めるもののほか、本大学院の学生に関し、必要な事項は、本学学則及びその他の学部諸規程を準用する。

2 前項において、この学則に準用する場合は、「学部」を「研究科」と、「学部長」を「研究科長」と、「教授会」を「科会」とそれぞれ読み替えるものとする。

第 16 章 改 廃

(改廃)

第 57 条 大学院学則の改廃は、学長が大学院委員会の意見を聴いた上で、理事会で行う。

附 則

1 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

2～24 (省略)

25 改正、この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 I (第 31 条関係) 地域文化研究科南島文化専攻 専門教育科目

区分		授業科目の名称	単位	週時間	年次	演・講	備考
専門教育科目	選択 必修	南島言語文化特殊研究 I	4		1	演習	選択必修科目 8 単位
		南島言語文化特殊研究 II	4		2	演習	
		日本言語文化特殊研究 I	4		1	演習	
		日本言語文化特殊研究 II	4		2	演習	
		南島民俗文化特殊研究 I	4		1	演習	
		南島民俗文化特殊研究 II	4		2	演習	
		南島先史文化特殊研究 I	4		1	演習	
		南島先史文化特殊研究 II	4		2	演習	

区分		授業科目の名称	単位	週時間	年次	演・講	備考
		南島歴史文化特殊研究Ⅰ	4		1	演習	
		南島歴史文化特殊研究Ⅱ	4		2	演習	
		南島社会文化特殊研究Ⅰ	4		1	演習	
		南島社会文化特殊研究Ⅱ	4		2	演習	
	選択	南島文学特論ⅠA	2		1・2	講義	選択科目24単位以上
		南島文学特論ⅠB	2		1・2	講義	
		南島文学特論ⅡA	2		1・2	講義	
		南島文学特論ⅡB	2		1・2	講義	
		南島方言学特論Ⅰ	2		1・2	講義	
		南島方言学特論Ⅱ	2		1・2	講義	
		日本古典文学特論ⅠA	2		1・2	講義	
		日本古典文学特論ⅠB	2		1・2	講義	
		日本古典文学特論ⅡA	2		1・2	講義	
		日本古典文学特論ⅡB	2		1・2	講義	
		日本近現代文学特論ⅠA	2		1・2	講義	
		日本近現代文学特論ⅠB	2		1・2	講義	
		日本近現代文学特論ⅡA	2		1・2	講義	
		日本近現代文学特論ⅡB	2		1・2	講義	
		南島芸能特論Ⅰ	2		1・2	講義	
		南島芸能特論Ⅱ	2		1・2	講義	
		南島言語文化特論	2		1・2	講義	
		国語教育学特論Ⅰ	2		1・2	講義	
		国語教育学特論Ⅱ	2		1・2	講義	
		東アジア文化人類学特論ⅠA	2		1・2	講義	
		東アジア文化人類学特論ⅠB	2		1・2	講義	
		東アジア文化人類学特論Ⅱ	2		1・2	講義	
		東アジア文化人類学特論Ⅲ	2		1・2	講義	
		南島民俗特論Ⅰ	2		1・2	講義	
		南島民俗特論Ⅱ	2		1・2	講義	
		南島民俗宗教特論Ⅰ	2		1・2	講義	
		南島民俗宗教特論Ⅱ	2		1・2	講義	
		南島地理学特論Ⅰ	2		1・2	講義	
		南島地理学特論Ⅱ	2		1・2	講義	
		民族誌特論	2		1・2	講義	
		地理教育学特論	2		1・2	講義	
		考古学特論Ⅰ	2		1・2	講義	
		考古学特論Ⅱ	2		1・2	講義	
		南島史学特論ⅠA	2		1・2	講義	
		南島史学特論ⅠB	2		1・2	講義	
		南島史学特論ⅡA	2		1・2	講義	
		南島史学特論ⅡB	2		1・2	講義	
		南島先史文化特論Ⅰ	2		1・2	講義	
		南島先史文化特論Ⅱ	2		1・2	講義	
		文化財保存特論	2		1・2	講義	
		アジア先史文化特論	2		1・2	講義	
		南島社会特論Ⅰ	2		1・2	講義	
		南島社会特論Ⅱ	2		1・2	講義	
		家族社会学特論Ⅰ	2		1・2	講義	
		家族社会学特論Ⅱ	2		1・2	講義	
		植民地社会特論Ⅰ	2		1・2	講義	
		植民地社会特論Ⅱ	2		1・2	講義	
		社会学研究法特論	2		1・2	講義	
		社会統計学特論	2		1・2	講義	
		社会心理学特論Ⅰ	2		1・2	講義	
		社会心理学特論Ⅱ	2		1・2	講義	
		国際社会学特論	2		1・2	講義	
		比較社会文化特論Ⅰ	2		1・2	講義	
		比較社会文化特論Ⅱ	2		1・2	講義	
		現代社会文化特論	2		1・2	講義	

修了に必要な単位数は、選択必修科目8単位、選択科目24単位以上、合計32単位以上を修得すること。

別表Ⅱ（第31条関係）地域文化研究科英米言語文化専攻 専門教育科目

区分		授業科目の名称	単位	週時間	年次	演・講	備考
専門教育科目	選択必修	英米文学特殊研究ⅠA	4		1	演習	
		英米文学特殊研究ⅡA	4		2	演習	
		英米文学特殊研究ⅠB	4		1	演習	
		英米文学特殊研究ⅡB	4		2	演習	
		言語教育特殊研究ⅠA	4		1	演習	
		言語教育特殊研究ⅡA	4		2	演習	
		言語教育特殊研究ⅠB	4		1	演習	
		言語教育特殊研究ⅡB	4		2	演習	
		言語教育特殊研究ⅠC	4		1	演習	
		言語教育特殊研究ⅡC	4		2	演習	
		言語教育特殊研究ⅠD	4		1	演習	
		言語教育特殊研究ⅡD	4		2	演習	
	選択	英米批評特論Ⅰ	2		1・2	講義	
		英米批評特論Ⅱ	2		1・2	講義	
		英米演劇特論Ⅰ	2		1・2	講義	
		英米演劇特論Ⅱ	2		1・2	講義	
		英米小説特論Ⅰ	2		1・2	講義	
		英米小説特論Ⅱ	2		1・2	講義	
		英米詩特論Ⅰ	2		1・2	講義	
		英米詩特論Ⅱ	2		1・2	講義	
		英米文学特論	2		1・2	講義	
		英語学特論	2		1・2	講義	
社会言語学特論		2		1・2	講義		
英語教育学特論Ⅰ		2		1・2	講義		
英語教育学特論Ⅱ		2		1・2	講義		
日本語教育学特論Ⅰ		2		1・2	講義		
日本語教育学特論Ⅱ		2		1・2	講義		
日本語学特論		2		1・2	講義		
マルチリンガル教育特論		2		1・2	講義		
言語教育実習Ⅰ		2		1・2	実習		
言語教育実習Ⅱ		2		1・2	実習		
ヨーロッパ文化特論		2		1・2	講義		
英米文化特論	2		1・2	講義			
アジア文化特論	2		1・2	講義			
多文化間教育特論	2		1・2	講義			
言語とメディア	2		1・2	講義			
英語論文の書き方Ⅰ	2		1・2	講義			
英語論文の書き方Ⅱ	2		1・2	講義			
日本語論文の書き方Ⅰ	2		1・2	講義			
日本語論文の書き方Ⅱ	2		1・2	講義			

修了に必要な単位数は、選択必修科目8単位以上、選択科目20単位以上、合計32単位以上を修得すること。

別表Ⅲ（第31条関係）地域文化研究科人間福祉専攻 専門教育科目

区分		授業科目の名称	単位	週時間	年次	演・講	備考	
専門教育科目	必修	人間福祉特論	2		1	講義		
	選択科目	保健医療分野に関する理論と支援の展開	2		1	講義		
		人間福祉特殊研究ⅠA	4		1	演習		
		人間福祉特殊研究ⅡA	4		2	演習		
		人間福祉特殊研究ⅠB	4		1	演習		
		人間福祉特殊研究ⅡB	4		2	演習		
		人間福祉特殊研究ⅠC	4		1	演習		
		人間福祉特殊研究ⅡC	4		2	演習		
		人間福祉特殊研究ⅠD	4		1	演習		
		人間福祉特殊研究ⅡD	4		2	演習		
		人間福祉特殊研究ⅠE	4		1	演習		
		人間福祉特殊研究ⅡE	4		2	演習		
		臨床心理学特殊研究ⅠA	4		1	演習		
		臨床心理学特殊研究ⅡA	4		2	演習		
		臨床心理学特殊研究ⅠB	4		1	演習		
		臨床心理学特殊研究ⅡB	4		2	演習		
		臨床心理学特殊研究ⅠC	4		1	演習		
		臨床心理学特殊研究ⅡC	4		2	演習		
		選択	社会福祉原理特論	4		1	講義	
			ホスピスケア特論	2		1・2	講義	
			社会福祉制度特論	2		1・2	講義	
	保健医療政策特論		4		1	講義		
	老年健康科学特論		4		1・2	講義		
	児童福祉特論		2		1・2	講義		
	老年社会科学特論		2		1・2	講義		
	高齢者福祉特論		2		1・2	講義		
	地域ケア特論		2		1・2	講義		
	地域福祉計画特論		2		1・2	講義		
	障害者福祉特論		2		1・2	講義		
	臨床心理学特論Ⅰ		2		1	講義		
	臨床心理学特論Ⅱ		2		1	講義		
	臨床心理基礎実習		2		1	実習		
	心理実践実習Ⅰ		2		1	実習		
	心理実践実習Ⅱ		6		2	実習		
	心理的アセスメントに関する理論と実践		2		1・2	演習		
臨床心理査定演習	2			1・2	演習			
心理支援に関する理論と実践	2			1・2	講義			
臨床心理面接特論	2			1・2	講義			
認知心理学特論	2			1・2	講義			
心理療法特論	2			1・2	講義			
心理学研究法特論	2			1・2	講義			
心理統計法特論	2			1・2	講義			
人格心理学特論	2			1・2	講義			
司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2			1・2	講義			
教育分野に関する理論と支援の展開	2			1・2	講義			
臨床心理実習A	1			1・2	実習			
臨床心理実習B	1			1・2	実習			
社会心理学特論	2			1・2	講義			
社会倫理学特論	2		1・2	講義				
障害児(者)援助特論	2		1・2	講義				
福祉分野に関する理論と支援の展開	2		1・2	講義				
投映法特論	2		1・2	講義				
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2		1・2	講義				
心の健康教育に関する理論と実践	2		1・2	講義				
産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2		1・2	講義				
心理実践実習Ⅲ	4		1	実習				
心理実践実習Ⅳ	4		2	実習				

修了に必要な単位数は、選択必修科目10単位以上、選択科目22単位以上、合計32単位以上を修得すること。

別表Ⅳ（第31条関係）地域産業研究科地域産業専攻 専門教育科目

区分	授業科目名	単位	週時間	年次	演・講	備考	
専門教育科目	必修	地域産業セミナー	2		1・2	講義	
	選択科目	経済情報統計解析特殊研究Ⅰ	4		1	演習	
		経済情報統計解析特殊研究Ⅱ	4		2	演習	
		経済情報統計解析特論A	4		1・2	講義	
		沖縄経済特殊研究Ⅰ	4		1	演習	
		沖縄経済特殊研究Ⅱ	4		2	演習	
		沖縄経済特論	4		1・2	講義	
		地域発展特殊研究Ⅰ	4		1	演習	
		地域発展特殊研究Ⅱ	4		2	演習	
		地域発展特論	4		1・2	講義	
		産業組織特殊研究Ⅰ	4		1	演習	
		産業組織特殊研究Ⅱ	4		2	演習	
		産業組織特論	4		1・2	講義	
		環境経済特殊研究Ⅰ	4		1	演習	
		環境経済特殊研究Ⅱ	4		2	演習	
		環境経済特論	4		1・2	講義	
		地域社会経済システム特殊研究Ⅰ	4		1	演習	
		地域社会経済システム特殊研究Ⅱ	4		2	演習	
		地域社会経済システム特論	4		1・2	講義	
		マーケティング特殊研究Ⅰ	4		1	演習	
		マーケティング特殊研究Ⅱ	4		2	演習	
		マーケティング・マネジメント特論	4		1・2	講義	
		比較経営特殊研究Ⅰ	4		1	演習	
		比較経営特殊研究Ⅱ	4		2	演習	
		比較経営特論	4		1・2	講義	
		税務会計特殊研究Ⅰ	4		1	演習	
		税務会計特殊研究Ⅱ	4		2	演習	
		税務会計特論	4		1・2	講義	
		選択必修	経済情報統計解析特論B	2		1・2	講義
	応用マクロ経済学特論		2		1・2	講義	
	地域経済計量分析特論		2		1・2	講義	
	地方財政特論		2		1・2	講義	
	地域資源経済特論		2		1・2	講義	
簿記特論	2			1・2	講義		
財務会計特論	2			1・2	講義		
地域小売業特論	2			1・2	講義		
公企業特論	2			1・2	講義		
商学特論	2			1・2	講義		
情報資源管理特論	2			1・2	講義		
経営情報システム特論	2			1・2	講義		
意思決定特論	2			1・2	講義		
人的資源管理特論	2			1・2	講義		
経済学特論	2			1・2	講義	*特別科目群課程 修了単位として は、4単位を上限 とする。	
ビジネス特論	2			1・2	講義		
数理経済情報特論	2			1・2	講義		
インターネット・マーケティング特論	2		1・2	講義			
マーケティング・コミュニケーション特論	2		1・2	講義			
修了に必要な単位数は、必修科目2単位、選択必修科目主専攻12単位及び副専攻として「特殊研究I」4単位、選択必修講義科目及び選択科目14単位以上、合計32単位以上を修得すること。							

別表V (第31条関係) 法学研究科法律学専攻 専門教育科目

区分	授業科目名	単位	週時間	年次	演・講	備考	
専門教育科目	選択必修	公法特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
		公法特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
		税法特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
		税法特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
		基礎法特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
		基礎法特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
		国際法特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
		国際法特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
		刑事法特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
		刑事法特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
		国際私法特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
		国際私法特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
		民法特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
		民法特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
		労働法特殊研究Ⅰ	4	2	1	演習	
		労働法特殊研究Ⅱ	4	2	2	演習	
選択	憲法特論Ⅰ	2	2	1・2	講義		
	憲法特論Ⅱ	2	2	1・2	講義		
	行政法特論Ⅰ	2	2	1・2	講義		
	行政法特論Ⅱ	2	2	1・2	講義		
	税法特論Ⅰ	2	2	1・2	講義		
	税法特論Ⅱ	2	2	1・2	講義		
	法哲学特論Ⅰ	2	2	1・2	講義		
	法哲学特論Ⅱ	2	2	1・2	講義		
	国際法特論Ⅰ	2	2	1・2	講義		
	国際法特論Ⅱ	2	2	1・2	講義		
	刑法特論Ⅰ	2	2	1・2	講義		
	刑法特論Ⅱ	2	2	1・2	講義		
	刑事政策特論Ⅰ	2	2	1・2	講義		
	刑事政策特論Ⅱ	2	2	1・2	講義		
	国際私法特論Ⅰ	2	2	1・2	講義		
	国際私法特論Ⅱ	2	2	1・2	講義		
	民事訴訟法特論Ⅰ	2	2	1・2	講義		
	民事訴訟法特論Ⅱ	2	2	1・2	講義		
	商法特論Ⅰ	2	2	1・2	講義		
	商法特論Ⅱ	2	2	1・2	講義		
	民法特論Ⅰ	2	2	1・2	講義		
	民法特論Ⅱ	2	2	1・2	講義		
	家族法特論Ⅰ	2	2	1・2	講義		
	家族法特論Ⅱ	2	2	1・2	講義		
	労働法特論Ⅰ	2	2	1・2	講義		
	労働法特論Ⅱ	2	2	1・2	講義		
	法律学特論Ⅰ(国際法)	2	2	1・2	講義		
	法律学特論Ⅱ(商法)	2	2	1・2	講義		
	法律学特論Ⅲ(総合法律学)	2	2	1・2	講義		
	法律学特論Ⅳ(インターンシップ)	2	2	1・2	実習		
	法律学特論Ⅴ(税法Ⅰ)	2	2	1・2	講義		
	法律学特論Ⅵ(税法Ⅱ)	2	2	1・2	講義		
法律学特論Ⅶ(税法Ⅲ)	2	2	1・2	講義			
法律学特論Ⅷ(税法Ⅳ)	2	2	1・2	講義			
法律学特論Ⅸ(現代法律学)	2	2	1・2	講義			
修了に必要な単位数は、選択必修科目8単位、選択科目24単位以上、合計32単位以上を修得すること。							

臨床心理士資格関係科目別表第 I (第 45 条の 2 関係)

	臨床心理士資格審査規定附則 第2項で定める指定科目		本学における授業科目		備考
	科目名	単位	科目名	単位	
必修科目	臨床心理学特論	4	臨床心理学特論I	2	
			臨床心理学特論II	2	
	臨床心理面接特論	4	心理支援に関する理論と実践	2	「臨床心理面接特論I」に相当
			臨床心理面接特論	2	「臨床心理面接特論II」(発展的問題)に相当
	臨床心理査定演習	4	心理アセスメントに関する理論と実践	2	「臨床心理査定演習I」に相当
			臨床心理査定演習	2	「臨床心理査定演習II」(投映法の実施・解釈・所見)に相当
	臨床心理基礎実習	2	臨床心理基礎実習	2	
	臨床心理実習	2	心理実践実習II	6	「臨床心理実習I」に相当
			臨床心理実習A	1	2科目履修して、「臨床心理実習II」(グループスーパービジョン・事例検討実習)に相当
			臨床心理実習B	1	
A群	心理学研究法特論	2	心理学研究法特論	2	
	心理統計法特論	2	心理統計法特論	2	
	臨床心理学研究法特論	2			
B群	人格心理学特論	2	人格心理学特論	2	
	発達心理学特論	2			
	学習心理学特論	2			
	認知心理学特論	2	認知心理学特論	2	
	比較行動学特論	2			
	教育心理学特論	2			
C群	社会心理学特論	2	社会心理学特論	2	
	人間関係学特論	2			
	社会病理学特論	2			
	家族心理学特論	2			
	犯罪心理学特論	2	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2	
	臨床心理関連行政論	2			
D群	精神医学特論	2			
	心身医学特論	2			
	神経生理学特論	2	保健医療分野に関する理論と支援の展開	2	
	老年心理学特論	2			
	障害児(者)心理学特論	2	福祉分野に関する理論と支援の展開	2	
	精神薬理学特論	2			
E群	投映法特論	2	投映法特論	2	
	心理療法特論	2	心理療法特論	2	
	学校臨床心理学特論	2	教育分野に関する理論と支援の展開	2	
	グループ・アプローチ特論	2	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2	
	臨床心理地域援助特論	2			
必修科目から9科目22単位、選択必修科目群(A、B、C、D、E)からそれぞれ2単位以上、計10単位以上、合計32単位以上を修得していること。					

公認心理師資格関係科目別表第 I (第 45 条の 3 関係)

No.	公認心理師法第7条第1号に規定される 大学院における必要な科目	本学における授業科目	備考
	科目名	科目名	
①	保健医療分野に関する理論と支援の展開	保健医療分野に関する理論と支援の展開	
②	福祉分野に関する理論と支援の展開	福祉分野に関する理論と支援の展開	
③	教育分野に関する理論と支援の展開	教育分野に関する理論と支援の展開	
④	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	
⑤	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	
⑥	心理的アセスメントに関する理論と実践	心理的アセスメントに関する理論と実践	
⑦	心理支援に関する理論と実践	心理支援に関する理論と実践	
⑧	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	
⑨	心の健康教育に関する理論と実践	心の健康教育に関する理論と実践	
⑩	心理実践実習	心理実践実習I	心理実践実習の時間は、450 時間以上。 また、実習において担当ケース（心理に関する支援を要する者等を対象とした心理的支援等）に関する実習時間は計 270 時間以上（うち、学外施設における当該実習時間は 90 時間以上）。
		心理実践実習II	
		心理実践実習III	
		心理実践実習IV	
<p>「大学で必要な科目を修めて卒業し、かつ、大学院で必要な科目を修めてその課程を修了した者等」の資格で受験するためには①～⑩の科目を履修している必要があり、該当する本学授業科目はすべて修得していること（対応科目が複数ある場合はその全てを修得する必要がある）。</p>			

大学院委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、大学院学則第9条第2項に基づき大学院委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関する事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、大学院学則第9条に定める次の各号に掲げる大学院委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 各学部長
- (4) 教務部長
- (5) 大学院学則第11条の定めにより、研究科会の教授の中から選出された者2名

(任期)

第3条 前条第5号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(審議事項)

第4条 委員会は、学長が別に定める教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり、審議し意見を述べるものとする。

(会議の招集及び議長)

第5条 委員会は、学長が招集し、その議長となる。

2 学長に事故あるとき、又は欠けたときは、委員会において選出された者が招集し、その議長となる。

(定足数)

第6条 委員会は、構成員の過半数をもって成立する。

2 委任は、定足数に加える。

(賛否)

第7条 審議は、出席委員の過半数によるものとし、賛否同数の場合は、議長の判断による。

(会議の開催日)

第8条 毎月第3水曜日を定例日とする。ただし、特別の事情があるときは、学長は開催日の日時を変更することができる。

2 学長は、必要があるときは、臨時に会議を開くことができる。

(意見聴取)

第9条 議長は、必要があると認めるときは、関係の教職員を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(会議の通知)

第10条 議長は、会議開催の2日前までに会議の日時、場所及び議案を委員に通知しなければならない。ただし、定例会議及び緊急の場合は、この限りでない。

(欠席届出)

第11条 委員が正当な事由により会議に出席できないときは、あらかじめその旨を申し出て議長に承認を得なければならない。

2 前項の申し出は、文書を以って会議の前日までに行うものとする。ただし、緊急かつ止むを得ない場合は、この限りでない。

(委任)

第12条 欠席を認められた委員は、審議を委員会に委任するものとする。

2 前項の委任は、所定用紙を以って会議の前日までに行うものとする。ただし、緊急かつ止むを得ない場合はこの限りでない。

(委任事由の公開)

第13条 委員が委任の申し出があったときは議長は、開会を宣する直前に、委任の事由及び承認を与えた理由を公開しなければならない。

(代理出席)

第14条 委員の代理出席は認めない。ただし、研究科長に事故あるとき、又は研究科長が学長の職務を代理代行するときは、専攻主任が出席して討議に参加し、かつ投票権を行使できるものとする。

(議長への議案提出)

第 15 条 委員会の議案は、教務部長がその案を具して議長に提出しなければならない。

(委員会の委託)

第 16 条 委員会の議案のうち調査、企画を要すると認められたものについては各種委員会を設置して、その立案を委託することができる。

(議事録の記載事項)

第 17 条 議事録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 日時、場所
- (2) 出席者氏名
- (3) 議事の結果及び諸報告
- (4) その他、議長が必要と認めた事項

(議事録の確定)

第 18 条 議事録は、各会議の終了直前に承認を得て確定する。

2 議事録は、原則として各会議の終了後、議長のあらかじめ指名する委員 1 名がこれに署名又は捺印する。

(事務局)

第 19 条 委員会に関する事務は、教務部教学課で処理する。

(学長への報告)

第 20 条 委員会の議事録は、すみやかに文書をもって学長に通知しなければならない。

(改廃)

第 21 条 この規程の改廃は、学長が委員会の意見を聴いて行う。

附 則

1 この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

沖縄国際大学学位規程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条、沖縄国際大学(以下「本学」という。)学則第 7 条第 2 項及び沖縄国際大学大学院(以下「本大学院」という。)学則第 42 条第 2 項に基づき、本学が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

第 2 章 学士の学位

(学士)

第 3 条 本学の課程を修了した者には、本学学則第 7 条の定めるところにより学士の学位を授与する。

2 学士の卒業証書・学位記は、修了した学部に対応して次のように記載するものとする。

法学部	法律学科	学士(法学)
	地域行政学科	学士(法学)
経済学部	経済学科	学士(経済学)
	地域環境政策学科	学士(地域環境政策)
産業情報学部	企業システム学科	学士(経営学)
	産業情報学科	学士(産業情報)
総合文化学部	日本文化学科	学士(日本文化)
	英米言語文化学科	学士(英米言語文化)
	社会文化学科	学士(社会文化)
	人間福祉学科	
	社会福祉専攻	学士(社会福祉学)
	心理カウンセリング専攻	学士(心理学)

第3章 修士の学位

(修士)

第4条 本大学院の課程を修了した者には、本大学院学則第42条の定めるところにより修士の学位を授与する。

2 修士の学位記は、修了した研究科に対応して次のように記載するものとする。

地域文化研究科	南島文化専攻	修士（文学又は社会学）
	英米言語文化専攻	修士（文学又は言語教育学）
	人間福祉専攻	修士（社会福祉学又は臨床心理学）
地域産業研究科	地域産業専攻	修士（経済学又は商学）
法学研究科	法律学専攻	修士（法学）

3 学位論文の提出及び審査等については、別に定める。

(学位記の授与)

第5条 学長は、研究科長の報告に基づき、学位授与の可否を決定し、所定の学位記を授与する。

第4章 学位の取消

(学位の取り消し)

第6条 修士及び学士の学位を授与された者が、不正の方法等により学位の授与を受けた事実が判明したときは、修士は科会、学士は学部教授会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させる。

第5章 学位の名称

(学位の名称使用)

第7条 修士又は学士の学位を授与された者が、修士又は学士の学位の名称を用いるときは、沖縄国際大学と付記するものとする。

第6章 学位記の様式

(学位記の様式)

第8条 学位記の様式は、学士にあつては、別記様式第1、修士にあつては、別記様式第2のとおりとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学協議会において行う。

附 則

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

2～7 省略

8 改正、この規程は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、第4条（地域文化研究科英米言語文化専攻）については、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前の入学者については、従前の規程による。

沖縄国際大学大学院長期履修生に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、沖縄国際大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第14条の2の規定により履修する学生（以下「長期履修生」という。）に関し、必要な事項を定める。

(資格)

第2条 長期履修生となることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 企業等の常勤の職員又は自ら事業を行っている者
- (2) 出産・育児・介護等を行う必要がある者
- (3) その他長期履修することが必要と認められる者

(長期履修生の期間)

第3条 長期履修生の期間は、標準修業年限を含めて4年以内とする。

(申請手続)

第4条 長期履修生となることを希望する者は、次に掲げる書類を添えて、学長に申請するものとする。

- (1) 長期履修生申請書（別紙様式第1号）
- (2) 在職証明書又は就業が確認できる書類
- (3) その他本学が必要と認める書類

2 前項の申請書類の提出期限は、次のとおりとする。

- (1) 入学予定者は、入学手続案内で定める時期
- (2) 在学生は、第1学年在籍時の3月の学長が定める時期

(許可)

第5条 前条の申請があった場合には、研究科会の議を経て、学長が許可する。

(履修期間短縮の申請手続)

第6条 長期履修生が、履修期間の短縮を希望する場合は、長期履修期間短縮申請書（別紙様式第2号）に指導教員の意見を添えて、学長に申請するものとする。

(履修期間短縮の許可)

第7条 前条の申請に対しては、研究科会の議を経て、学長が許可する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、学長が科会及び大学院委員会の意見を聴いて行う。

附 則

- 1 この規程は、平成18年6月28日から施行する。
- 2 改正、この規程は、平成27年9月1日から執行する。

(出願資格)

第2条 再入学を出願できる者は、本大学院学則第28条及び第29条に該当する者とする。

2 再入学時において、除籍、退学の日から6か月未満の者は、出願することができない。

(再入学の時期)

第3条 再入学の時期は、年度の初めとする。

(出願手続)

第4条 再入学を志願する者は、本学が指定する期間内に、再入学検定料を納入の上、次の各号の書類を教務部学務課に提出しなければならない。

- (1) 再入学願（別紙様式第1号）
- (2) 志願理由書（別紙様式第2号）
- (3) 健康診断書
- (4) 退学前の成績証明書

(選考方法)

第5条 再入学の選考は、書類審査及び面接により行い、当該研究科会の議を経て学長が許可する。

(再入学後の学籍)

第6条 再入学を許可された者は、退学又は除籍時に所属した専攻の第1学年又は第2学年に再入学できるものとし、当該研究科会で審査し決定する。

(修業年限及び在学年限)

第7条 再入学者の修業年限及び在学年限は、4年を上限とし、科会の議を経て、これを定める。

(単位の認定)

第8条 再入学者が退学及び除籍前の専攻において修得した単位は、特殊研究Ⅰ及び講義科目についてのみ、本大学院学則第38条に規定する単位に算入することができる。

(学費等)

第9条 再入学を許可された者の授業料及び施設設備資金の額は、その年度の新入生の学費（入学金を除く）と同額とし、別に再入学金を納入しなければならない。

(再入学の制限)

第10条 この規程に基づき再入学を許可された者が退学若しくは除籍となった場合、以後再入学を願い出することはできない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、学長が科会及び大学院委員会の意見を聴いて行う。

附 則

- 1 この規程は、平成18年6月28日から施行する。
- 2～5 省略
- 6 改正、この規程は令和2年1月27日から施行する。

沖縄国際大学大学院再入学に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、沖縄国際大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第21条に基づき、本大学院を退学又は除籍した者の再入学に関して必要な事項を定めることを目的とする。

大学院科目等履修生に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、沖縄国際大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第49条に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(出願資格)

第2条 科目等履修生として出願できる者は、沖縄国際大学大学院学則第17条に規定する者とする。

(許可の時期)

第3条 科目等履修生として許可する時期は、学年の初め又は学期の始めとする。

(出願手続)

第4条 科目等履修生として志願する者は、本学が指定する期間内に、入学検定料を納入の上、次の各号の書類を教務部学務課に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生出願書
- (2) 出身大学の卒業証明書
- (3) 出身大学の成績証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 写真3葉
- (6) 外国人登録済証又はパスポートの写し(外国人のみ)

(受講の許可)

第5条 前条の志願者については、当該研究科会の議を経て学長が許可する。

(科目等履修料)

第6条 前条において受講を許可された者は、別に定める履修料を納入しなければならない。

(納入金の返還)

第7条 既に納入した検定料及び履修料はいかなる理由があっても返還しない。

(授業科目及び単位数)

第8条 科目等履修生が履修できる授業科目は、特殊研究科目を除いた授業科目とし、取得できる単位は1年を通じて12単位以内とする。

(単位の授与)

第9条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受け、合格した者には所定の単位を与える。

(証明書の発行)

第10条 科目等履修生には、本人の申請により、成績証明書及び単位修得証明書を交付する。

(規程の準用)

第11条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生の取扱いについて必要な事項は、大学院学則その他の学内諸規程を準用する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、学長が科会及び大学院委員会の意見を聴いて行う。

附 則

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2～3 省略
- 4 改正、この規程は令和2年1月27日から施行する。

科目等履修生に関する規程 ※学部

(目的)

第1条 この規程は、沖縄国際大学(以下「本学」という。)学則第58条第3項の規定に基づき、科目等履修生に関する必要な事項を定めることを目

的とする。

(科目等履修生の種類)

第2条 本学に次の2種類の科目等履修生を置く。

(1) 免許及び資格の取得に必要な授業科目を履修する課程等履修生

(2) 通常の授業科目を履修する一般科目等履修生

(出願資格)

第3条 課程等履修生として出願できる者は、原則として本学の卒業生に限る。

2 一般科目等履修生として出願できる者は、本学学則第40条に規定する入学資格を有する者に限る。

(出願手続)

第4条 課程等履修生として入学を志願する者は、本学が指定する期間内に、入学検定料を納入の上、次の各号の書類を教務部教務課に提出しなければならない。

- (1) 課程等履修生願書(本学所定様式)
- (2) 健康診断書(出願3か月以内に医療施設で受診したもの)
- (3) 写真3葉(出願3か月以内に撮影した縦3.5cm横3cmのサイズのもの)
- (4) 卒業証明書及び成績証明書

2 一般科目等履修生として入学を志願する者は、本学が指定する期間内に、入学検定料を納入の上、次の各号の書類を教務部教務課に提出しなければならない。

- (1) 一般科目等履修生願書(本学所定様式)
- (2) 健康診断書(出願3か月以内に医療施設で受診したもの)
- (3) 写真3葉(出願3か月以内に撮影した縦3.5cm横3cmのサイズのもの)
- (4) 最終学歴の卒業証明書(卒業見込証明書を含む)及び成績証明書

(入学の許可)

第5条 科目等履修生の入学は、授業科目を開講している当該教授会の議を経て、学長が許可する。

2 入学は学期の始めとし、入学許可された者の履修期間は、前期に許可された者については、入学年度の1学年度以内、後期に許可された者については、入学年度の後期のみとする。

(入学検定料および科目等履修料)

第6条 科目等履修生として入学を許可された者は、本学が指定する期間内に、課程等履修生と一般科目等履修生ごとに定められた履修料を納入しなければならない。

2 本学の卒業生でない課程等履修生は、一般科目等履修生と同額の入学検定料と履修料を納入しなければならない。

3 本学の卒業生で通常の授業科目を履修する者は、一般科目等履修生と同額の入学検定料と履修料を納入しなければならない。

4 それぞれの入学検定料と履修料は、学費等納入規程の定める額とする。

5 本学大学院に在籍している学生の入学検定料は免除し、履修料は学費等納入規程の定める額とする。

6 いったん納入した入学検定料と履修料は、理由

のいかんにかかわらず返還しない。

(科目等履修生証)

第7条 科目等履修料等を納入した者には、科目等履修生証を交付する。

(履修できる授業科目及び単位数)

第8条 科目等履修生が履修できる授業科目は当該教授会が決定する。

2 課程等履修生が履修できる授業科目は、特定の免許または資格に必要なすべての授業科目とする。

3 一般科目等履修生が履修できる授業科目は、原則として実習、演習、実技を除いた授業科目とする。

4 科目等履修生が取得できる単位数は、1学年度につき、本学が開講する授業科目は30単位以内とする。

(履修科目の単位の授与)

第9条 科目等履修生は、本学学則第27条に定める試験を受けることができる。

2 試験に合格した者には、授業科目所定の単位を与える。

(証明書の発行)

第10条 科目等履修生には、本人の求めにより、単位修得証明書等を発行することができる。

(施設の利用)

第11条 科目等履修生は、本学の図書館その他必要な施設を利用することができる。

(履修の辞退)

第12条 科目等履修生が履修を辞退するときは、履修辞退届けを速やかに教務部教務課に提出しなければならない。

(資格の取消)

第13条 科目等履修生が、履修期間中に、本学学則や規則等に違反して学生の本分に反する行為をしたり、病気その他の事由により履修の継続が不可能となつたときは、科目等履修生の資格を取り消すことがある。

(準用)

第14条 科目等履修生に関し、この規程に定めのないことについては、正規の学生に関する規定を準用する。

(事務所管)

第15条 科目等履修生に関する事務は、教務部教務課が行う。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、教授会の議を経て大学協議会がこれを行う。

附 則

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

2～4 省略

5 改正、この規程は、平成15年4月1日から施行する。

大学院研究生に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、沖縄国際大学大学院（以下「本

大学院」という。）学則第50条に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 研究生とは、原則として本大学院修士課程を修了した者で、本大学院において研究を志願する者のうち入学を許可された者をいう。

(義務)

第3条 研究生は、指導教員の指導の下に特定のテーマについて研究を深めるものとする。

(出願手続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、次の必要書類に大学院学則第46条に定める入学検定料の半額を納入の上、指定の期日までに教務部学務課に提出しなければならない。

(1) 研究生出願書

(2) 最終学歴証明書及び成績証明書

(3) 健康診断書

(4) 写真3葉

(入学許可)

第5条 研究生の入学は、当該研究科会の議を経て学長が許可する。

(期間)

第6条 研究生の期間は、1年とする。但し、研究期間の延長を希望する者は、当該研究科会の議を経て、学長が許可する。

(単位の認定)

第7条 研究生は、担当教員の許可を得て大学院の授業を受けることができるが、単位の認定は行わない。

(施設の利用)

第8条 研究生は、大学院学生に認められた大学の施設を利用することができる。

(研究成果の報告)

第9条 研究生は、指導教員の指導を受け、研究期間が終了する2ヶ月前にその研究成果を当該研究科会に提出し、審査を受けなければならない。

(入学金及び授業料等)

第10条 研究生の入学金、授業料及び施設設備資金の額は、大学院学則第46条に定める額の半額とする。

(身分の取消)

第11条 研究生が本大学院学則またはその他の規則に違反し、研究生の本分に反する行為をしたときは、研究生の身分を取消すことがある。

(修了証書の授与)

第12条 学長は、研究生が当該研究科の成績審査に合格したときは、修了証書を授与する。

(規程の準用)

第13条 この規程に定めるもののほか、大学院研究生の取扱いについて必要な事項は、大学院学則その他の学内諸規程を準用する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、研究科会の議を経て大学院委員会で行う。

附 則

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2～4 省略
- 5 改正、この規程は、令和2年1月27日から施行する。

沖縄県4大学の人文社会科学系 大学院間の単位互換に関する協定

沖縄大学、沖縄国際大学、名桜大学および琉球大学は、相互の大学院規則に定めるところにより、大学院の学生を相互に派遣し、他大学院の授業科目を履修し単位を修得することを認めるに当たり、次の事項について合意に達したので、ここに協定を締結する。

(目的)

第1条 この制度は、沖縄大学（現代沖縄研究科）、沖縄国際大学（地域文化研究科・地域産業研究科・法学研究科）、名桜大学（国際文化研究科）および琉球大学（人文社会科学系研究科前期課程）（以下「協定大学」という）の大学院間の相互の交流を促進し、学生の教育の充実・向上を図ることを目的とする。

(学生の実入)

第2条 協定大学に在学する学生が研究上の必要により、他の協定大学の大学院の授業科目の履修および単位の修得を希望するときは、当該科目を開設する協定大学の学長は希望する学生を受け入れることができる。

(学生の実身および呼称)

第3条 学生の実身および呼称は、学生を受け入れる大学（以下「実入大学」という）の定めるところによる。

(履修期間)

第4条 履修期間は、実入大学が指定した期間とする。

(授業料の徴収)

第5条 授業料は相互に不徴収とする。

(単位数および授業科目の範囲)

第6条 本協定により履修できる単位数は、10単位を上限とする。履修できる授業科目の範囲については別に定める。

(実入学生数)

第7条 受け入れる学生数は別に定める。

(学生の実入手続)

第8条 学生の実入手続については別に定める

(成績の評価)

第9条 成績の評価については、実入大学の学生の場合と同一の基準・方法による。

(単位の取扱い)

第10条 履修した科目および単位の取扱いは、学生が所属する大学の定めるところによる。

(大学の施設の利用)

第11条 履修上必要な施設・設備（附属図書館、食堂等）の利用については、協定大学で可能な限り便宜を提供するものとする。

(連絡会議の設置)

第12条 本協定を円滑に実施するために、協定大学

を代表する者より成る連絡会議を置く。

(覚書および実施要領)

第13条 連絡会議は、本協定による単位互換を円滑に実施するために、覚書を定める。

(協定の有効期間)

第14条 本協定の有効期間は2年とする。但し、有効期間満了6か月前までに、協定大学のいずれかの大学が失効を申し出ない限り、さらに2年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協定の改正)

第15条 本協定内容の改正については、協定大学が協議の上行うものとする。

附 則

1 本協定は、平成19年10月1日から施行する。

2 本協定の有効期間は、第14条の規定にかかわらず、平成19年10月1日施行から最初の期間は、平成21年3月31日までとする。

沖縄国際大学大学院における 厳正な学位論文審査等に係る 行動指針について (大学院委員会申合せ)

沖縄国際大学大学院（以下、本学という）の学位論文審査において、教員の職務の執行の公正さに対して疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、本学の業務に対する信頼を保持することを目的に、教員が遵守しなければならない倫理に係る行動指針について定める。

1. 教員は、その職務に係る倫理を保持しなければならない。
2. 教員は、法令及び法人の諸規程を遵守し、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
3. 教員は、一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等、不当な差別的取扱いをしてはならない。
4. 教員は、職務上知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。
5. 教員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。
6. 教員は、法令及び本法人の諸規定により与えられた職務の遂行に当たっては、当該職権の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等による疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
7. 教員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。
8. 教員は、勤務時間外においても、自らの行動が本学の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

上記の申合せに反する行為があった場合は、本学の

諸規程により取り扱うものとする。

附 則

1. この申合せは、平成 20 年 7 月 30 日から適用する。

大学院研究奨励奨学金規程

(目的)

第 1 条 この規程は、大学院学則第 5 4 条第 2 項の規程に基づき沖縄国際大学大学院に在学する学生に対し、奨学金を給付することによって大学院に期待される高度な学習活動及び研究活動を奨励し、期限内に充実した研究成果をあげさせることを目的とする。

(奨学金の対象者)

第 2 条 奨学金の対象者は、学業、人物ともに優れ、原則として標準修業年限内に修了見込みの者とする。

(奨学金の額)

第 3 条 奨学金の額は、授業料の半額に相当する金額とする。ただし、財源の範囲内でこれを変更することができる。

(募集の時期)

第 4 条 奨学生の募集は、原則として毎学年度の始めにこれを行う。

(出願書類)

第 5 条 奨学生志願者は、次の書類を学生部長を経て学長に提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書
- (2) 奨学生推薦調書
- (3) その他本学が必要と認める書類

(奨学生の決定)

第 6 条 奨学生の採用は、研究科会の選考を経て学長がこれを決定する。

2 学長は、前項により決定した奨学生を理事会に報告するとともに学内に公示し、かつ本人に通知しなければならない。

3 奨学生の決定通知を受けた者は、所定の誓約書を学長に提出しなければならない。

(給付期間)

第 7 条 奨学金の給付期間は、1 年とする。ただし、継続して志願し給付を受けることができる。その場合は通算して 2 年を越えることはできない。

(奨学金の財源)

第 8 条 奨学金は、本学の奨学基金規程第 5 条に定めるところにより、奨学基金の果実をもってその財源とする。

(奨学生の数)

第 9 条 奨学生の数は、財源の範囲内でこれを決定する。

(奨学生の異動届)

第 10 条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、その該当する事項を連帯保証人連署のうえ、学生部長を経て学長に届け出なければならない。

- (1) 休学、退学するとき。
- (2) 停学、その他処分を受けたとき。

(3) 本人または連帯保証人の氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき。

(身分の取消)

第 11 条 学長は、奨学生が次の各号の一に該当するときは、研究科会の意見を聞いて奨学生の身分を取消することがある。

- (1) 学業成績または性行が不良となったとき。
- (2) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (3) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないと認められたとき。
- (4) 休学または除籍、退学、懲戒処分を受けたとき。
- (5) 傷病などにより、成業の見込みがないとき。
- (6) 願書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(奨学金の返還)

第 12 条 奨学生が第 1 1 条の規定によりその身分を失ったときは、当該年度に支給された奨学金の全額またはその一部を返還させることができる。

(事務)

第 13 条 この規程に関する事務は、学生部学生課が行う。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て理事会が行う。

附 則

1 この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

2～5 省略

6 改正、この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

長濱眞徳博士記念大学院奨学金規程

(制定の趣旨及び目的)

第 1 条 この規程は、長濱眞徳博士記念大学院奨学金(以下「奨学金」という。)に必要な事項を定める。

2 この奨学金は、寄付者の意志を尊重して沖縄国際大学(以下「本学」という。)大学院に在学する学業、人物ともに優秀な学生に対し、奨学金を給付することによって大学院に期待される高度な学習活動及び研究活動を奨励し、充実した研究成果をあげさせることを目的とする。

(奨学金の設定)

第 2 条 奨学金は、長濱眞徳博士記念奨学基金の原資をもってこれにあてる。

(奨学金の管理運用)

第 3 条 奨学金の管理運用は、理事長がこれを行う。

2 長濱眞徳博士記念奨学基金の原資相当経費は大学予算から運用することができる。

(奨学生の数)

第 4 条 奨学生の数は、各研究科 1 名とする。

(奨学金の額及び給付回数)

第 5 条 奨学金の給付額は、1 人年額 1 0 0, 0 0 0 円也とする。

2 奨学金の給付回数は、1 回限りとする。

(奨学生の決定)

第6条 奨学生の採用は、当該研究科会の選考を経て学長がこれを決定する。

(規程の準用)

第7条 奨学生の募集、選考、決定等に係る諸手続、その他この規程に定めのない事項については、本学大学院研究奨励奨学金規程を準用する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て理事会がこれを行う。

2 この規程は、奨学金の原資が無くなったときをもって廃止する。

(事務主管)

第9条 この奨学金に関する事務は、学生部学生課がこれを行う。

附 則

1 この規程は、平成14年6月26日から施行する。

2 改正、この規程は、平成27年9月1日から施行する。

波平勇夫大学院博士課程奨学金規程

(制定の趣旨及び目的)

第1条 この規程は、波平勇夫大学院博士課程奨学金(以下「奨学金」という。)に必要な事項を定める。

2 この奨学金は、寄付者の意志を尊重して沖縄国際大学(以下「本学」という。)大学院修士課程修了見込者及び大学院研究生で、大学院博士後期課程に進学が決定している学生に対し給付する。そのことによって博士課程に期待される高度な学習活動及び研究活動を奨励し、充実した研究成果をあげさせることを目的とする。

(奨学金の原資)

第2条 奨学金は、波平勇夫名誉教授による寄付金をもってこれにあてる。

(奨学金の管理運用)

第3条 奨学金の管理運用は、理事長がこれを行う。

(奨学生の数)

第4条 奨学生の数は、年間1人とする。

(奨学金の額、期間)

第5条 奨学金の給付額は、1人年額100,000円也とする。

2 奨学金の給付期間は、1年限りとする。

(募集要項)

第6条 本規程に定めるほか、募集時期及び応募書類等については、別途募集要項に定める。

(奨学生の決定、採用)

第7条 奨学生候補の推薦は、研究科会がこれを行う。

2 研究科会において推薦された候補者の決定は、大学院員会の議を経て学長がこれを行う。

(規程の準用)

第8条 奨学生の選考・決定等に係る諸手続、その他この規程に定めのない事項については、大学院研究奨励奨学金規程を準用する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て理事会がこれを行う。

2 この規程は、奨学金の原資が無くなったときをもって廃止する。

(事務主管)

第10条 この奨学金に関する事務は、学生部学生課がこれを行う。

附 則

1 この規程は、平成19年11月28日から施行する。

2 改正、この規程は、平成27年9月1日から施行する。

山城将美大学院奨学金規程

(制定の趣旨、目的)

第1条 この規程は、山城将美大学院奨学金(以下「奨学金」という。)に必要な事項を定める。

2 この奨学金は、寄付者である故人のご遺志を尊重して沖縄国際大学(以下「本学」という。)大学院法学研究科に在学し、税理士を志望する将来有望な学生に対し、奨学金を給付することによって大学院に期待される高度な学習活動及び研究活動を奨励し、充実した研究成果をあげさせることを目的とする。

(奨学金の設定)

第2条 奨学金は、山城将美名誉教授による寄付金をもってこれにあてる。

(奨学金の管理運用)

第3条 奨学金の管理運用は、理事長がこれを行う。

(奨学生の数)

第4条 奨学生の数は、年間1人とする。

(奨学金の額、期間)

第5条 奨学金の給付額は、1人年額100,000円也とする。

2 奨学金の給付期間は、1年限りとする。

(奨学生の決定)

第6条 奨学生の採用は、法学研究科会の選考を経て学長がこれを決定する。

(規程の準用)

第7条 奨学生の募集、選考、決定等に係る諸手続、その他この規程に定めのない事項については、大学院研究奨励奨学金規程を準用する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て理事会がこれを行う。

2 この規程は、奨学金の原資が無くなったときをもって廃止する。

(事務主管)

第9条 この奨学金に関する事務は、学生部学生課がこれを行う。

附 則

1 この規程は、平成20年8月20日から施行する。

2 改正、この規程は平成27年9月1日から施行する。

沖縄国際大学後援会奨学金規程

(制定の趣旨、目的)

第1条 この規程は、後援会奨学金（以下「奨学金」という。）に必要な事項を定める。

2 この奨学金は、寄付者の意志を尊重して沖縄国際大学の学部及び大学院に在学する学業、人物ともに優秀であり、家計支持者の事情、被災等で家計が急変し修学が困難な学生に対し学資の一部を給付することを目的とする。

(奨学金の設定)

第2条 奨学金は、後援会の寄付金をもってこれに充てる。

(奨学金の管理運用)

第3条 奨学金の管理運用は、理事長がこれを行う。

(奨学生の数)

第4条 奨学生数は、奨学金の範囲内でこれを決定する。

(奨学金の額)

第5条 奨学金の給付額は、在籍年次年額授業料の半額相当額とする。

(奨学生の決定)

第6条 奨学生の採用は、厚生補導委員会の選考を経て学長がこれを決定する。

(規程の準用)

第7条 奨学生の募集、選考、決定等に係る諸手続、その他この規程に定めのない事項については、奨学金規程を準用する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て理事会がこれを行う。

(事務主管)

第9条 この奨学金に関する事務は、学生部学生課がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、平成14年12月18日から施行する。
- 2 省略
- 3 改正、この規程は、平成21年7月22日から施行する。

学費等納入規程

(目的)

第1条 沖縄国際大学大学院学則第46条第2項及び沖縄国際大学学則第56条第4項に基づき、学費等納入規程を定める。

2 沖縄国際大学大学院及び沖縄国際大学の学費等の納入は、この規程による。

(学費等)

第2条 この規程による学費等は、別表1及び別表2のとおりとする。

(学費の納入方法等)

第3条 別表1及び別表2に掲げる学費（入学金を除く）については半額ずつ2回に分けて納めることができる。

2 納入期限は、前期分が毎年3月31日、後期分が毎年9月30日までとする。ただし、納入期限日が金融機関の休日に当たった場合は、前日までとする。

3 本学に合格した新入生（大学院学生含む）、転入生及び編入生の学費は、別に定める所定の期日までに納入しなければならない。

4 大学院学則第46条第2項及び学則第55条第2項に定めるところにより、所定の期日までに本人の申請に基づき、入学金を除く学費を返還することがある。ただし、推薦入学試験又は後期日程試験で合格した者は除くものとする。

(修了・卒業延期者の学費)

第4条 修了又は卒業延期となった者の学費は、大学院にあっては2年次在学時及び学部において4年次在学時の学費と同額とする。

2 9月修了者又は卒業者の学費は、年額の半額とする。

3 修了に必要な単位を取得し、学位論文審査のみを残して在学する場合の学費は、年額の半額とする。

(再入学者の学費等)

第5条 再入学を許可された者の学費は、大学院、学部ともその年度の新入生の学費（入学金を除く）と同額とし、別に再入学金を納入しなければならない。

(編入生、転入生の学費)

第6条 編入生、転入生の学費は、大学院、学部ともその年度の新入生の学費と同額とする。ただし、本学卒業生の入学金については、既納額との差額がある場合は、差額を納入しなければならない。

(転籍者の学費)

第7条 第一部、第二部間の転籍を許可された者の学費は、許可された当該部の学年次の学費を納めるものとする。

(停学者の学費)

第8条 学則第66条による停学者の学費は徴収する。
(学籍料)

第9条 休学を許可された者は、学籍料として、1年間休学の場合は当該授業料年額の6分の1、半年間休学の場合は年額の12分の1を所定期日までに納入しなければならない。

2 休学に関する規程第3条第1項第1号に該当する者は、学籍料として、当該授業料年額の24分の1を所定期日までに納入しなければならない。

3 学費を納めた者が休学する場合は、当該年度の学籍料は、免除する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長が大学協議会の意見を聴いた上で、理事会で行う。

附 則

1～38 省略

39 改正、この規程は、平成27年9月1日から施行する。

別表1 省略

大学院学費等

別表 2

(単位:円)

種別	項目		金額	備考
学費	入学金		大学院学則第46条第1項のとおり	大学院学則の附則のとおり
	授業料			
	施設設備資金			
研究生学費	入学金		大学院学則第46条第3項のとおり	大学院学則の附則のとおり
	授業料			
	施設設備資金			
入学検定料	入学検定料		大学院学則第46条第1項のとおり。ただし、研究生については、第46条第3項を適用する。	当該年度に2回受験する受験生の2回目の入学検定料は、入試要項に定めるとおり減額する。
再入学検定料	再入学検定料		30,000	
入学資格審査料	入学資格審査料		大学院学則第46条第1項のとおり	
学籍料	休学する場合		学費等納入規程第9条のとおり	100円未満切捨て
履修料	科目等履修生	入学検定料	学則で定める入学検定料の半額	
		履修料	大学院学生1年次の授業料と施設設備資金を加えた額の35分の1	1単位につき100円未満切捨て
心理実践実習Ⅰ 学外実習費	心理実践実習Ⅰ 学外実習を受ける場合		25,000	
心理実践実習Ⅱ 学外実習費	心理実践実習Ⅱ学外実習を受ける場合		46,000 (前期:23,000) (後期:23,000)	
注 再入学金、単位料、手数料等は別表1を準用する。				

大学院成績評定平均値 (GPA) に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄国際大学(以下「本学」という。)各研究科履修規程第11条に基づき、成績評定平均値(グレードポイントアベレージ。以下「GPA」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「GPA」とは、大学院等の各授業科目の5段階の成績評価に対応して4~0の評点(グレードポイント。以下「GP」という。)を付与して算出する1単位当たりの評定平均値をいう。

(対象授業科目)

第3条 GPAの算出の対象授業科目は、大学院等の5段階評価を受けた授業科目とする。

また、本学以外で修得した授業科目又は入学前に修得した授業科目をGPAに含めて算出する。

(配点)

第4条 評価された成績の段階ごとに、次に掲げる

GPを配点する。

- (1) 秀 A (90 ~ 100) GP= 4
- (2) 優 B (80 ~ 89) GP= 3
- (3) 良 C (70 ~ 79) GP= 2
- (4) 可 D (60 ~ 69) GP= 1
- (5) 不可 F (0 ~ 59) GP= 0

(GPAの種類及び計算方法)

第5条 GPAは、次の各号に区分し、当該各号に定める方法により計算する。この場合において、計算値は、小数点以下第2位を四捨五入して表記する。

(1) 通算 GPA

入学時から現在学期までの、全履修科目の単位数と各履修科目の得たGPを乗じてその合計を、入学時からの現在の学期までの総単位数(履修登録単位の総数)の合計で除して算出する。

(2) 奨学金 GPA

入学時から現在の学期まで、修了要件科目の履修科目で得たGPの合計を、入学時からの現在の学期までの総履修科目数の合計で除して算出する。

(履修放棄科目の取扱い)

第6条 履修登録修正期限までに履修登録を取り消した場合及び各研究科の長による履修登録の変更の

措置が行われた場合を除き、履修を放棄した科目の成績は、不可として扱う。

(不正行為により無効とされた成績の取扱い等)

第7条 不正行為により無効とされた成績は、不可として扱う。

(GPAの通知)

第8条 GPAの院生への通知は、成績原簿に通算GPAを表示することにより行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、学長が大学院委員会の意見を聴いて行う。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

学生準則

第1章 学生証

第1条 本学の学生証は、沖縄国際大学の学生たる身分を証明するものであり、学生は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 学生証は常に携帯し、本学職員から請求があるときはこれを呈示すること。
- (2) 学生証は、他人に貸与または譲渡しないこと。
- (3) 学生証を紛失したときは、直ちに所定の様式により所属学部長に届出て、発行者からその再交付をうけること。
- (4) 学生証は、卒業・退学・除籍の場合には直ちに所属学部に戻還すること。

第2条 学生証の有効期間は1年とし、毎学年度始めに新たに確認を受けなければならない。

第3条 所定の学費を納入しない者には、学生証の交付及び確認を保留する。

第2章 身上・住所および保証人の異動

第4条 学生は、改姓または改名した場合には戸籍抄本を添付して、すみやかに所属学部長に届出るものとする。

第5条 学生は、本籍または住所を変更し、あるいは保証人に関し異動がある場合には、すみやかに所属学部長に届出るものとする。

第3章 健康診断

第6条 学生は、毎年本学施行の定期健康診断をうけなければならない。

第7条 学生は検査の結果、必要に応じて療養を命じられ、または登校を停止されることがある。

第4章 団体及び集会

第8条 特定の政治団体、宗教団体の支援活動及び反社会的活動を目的とする団体の設立は認めない。

- 2 活動目的が既存の団体と同じとする団体の設立は認めない。
- 3 既存の団体構成メンバーがほぼ同じとする団体の設立は認めない。

第9条 学生が自主的団体を設立しようとするときは、原則として顧問教員を定め、その助言をうけ責任者3名以上の連署のうえ団体規約、及び5名以上記載された団体会員名簿（自治会にあっては役員名簿）を添えて事前に学生部長に届出なければならない。

2 前項により設立された団体が、役員の変更および規約の改正を行ったときは、すみやかに学生部長にこれを届出るものとする。

3 第1項により設立された団体は、毎年5月末日までに所定の様式により更新の届出をしなければならない。届出のないものは解散したもののみとする。

第10条 学生または、学生団体が学内で集会をしようとするときは、所定の様式により3日前までに学生部長に届出なければならない。

第11条 学生または学生団体が、休講を伴う集会または学外者を含む集会をもつときは、顧問教員の助言を受けて、その期日の1週間前までに学生部長を経て学部長または学長の許可を受けなければならない。

第5章 施設の使用および備品の管理

第12条 学生または学生団体が、本学の施設、設備、備品等を使用しようとするときは、所定の様式により使用日の1週間前までに学生部長を経て管理者の許可を得なければならない。

2 前項により許可を受けた者は、その使用について責任を負うものとする。

第13条 前条により許可を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、その使用許可を取消すことがある。

- (1) 使用願の記載事項に反し、または注意事項が履行されないと認められるとき。
- (2) 教学および管理上支障があると認められるとき。

第14条 学生団体備付けの備品等は、その団体責任者の責任において使用し、保管するものとする。

2 学生団体の責任者は、所定の様式により毎年12月末日現在の備品台帳を作成して、指定の期日までに学生部長に提出しなければならない。

第6章 掲 示

第15条 学生および学生団体が、掲示を行う場合には次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 掲示物は、事前に学生部長に届出てその認印を得ること。
- (2) 掲示物には、責任者の署名を明記し、所定の場所に貼ること。
- (3) 掲示の内容は、学校の秩序を乱したり、虚偽中傷にわたるものでないこと。
- (4) 掲示期間は7日以内とし、経過したものは、すみやかに責任者においてこれを撤去すること。

第7章 その他の事項

第16条 静粛な教育環境を保持するために、学生は、

原則として拡声器等の騒音を出すものを使用してはならない。ただし必要緊急のときは、学生部長の許可を得て拡声器を使用することができる。

第17条 学生または学生団体は、本学の正常な機能を害したり、または学内秩序を乱したりする行為をしてはならない。

台風等の場合の授業及び定期試験の措置に関する運用規程

第1条 台風の場合の授業の措置は次のとおりとする。

- (1) 午前7時現在、暴風特別警報、暴風警報、大雨特別警報のいずれか（以下「警報」という。）が発令されているときは、午前中の授業は休講とし、午前10時までに警報が解除された場合は午後の授業は行う。
- (2) 午後3時現在、警報発令中のときは、18時以降の授業は行なわない。
- (3) 授業中に警報が発令された場合は直ちに授業を中止する。

第2条 警報発令中の定期試験は、原則として翌週の当該曜日の校時に行う。

第3条 台風のために休講となった授業は、原則として補講期間中に行う。

第4条 この措置に抛りがたい特別警報等の緊急事態が生じた場合は、教務部長はその都度、適切な処置をとり、事後、学長に報告しなければならない。

第5条 この規程の改廃は、教務委員会の承認を経て、教授会でこれを報告する。

附 則

- 1 この規程は、昭和56年1月1日から施行する。
- 2～4 省略
- 5 改正、この規程は、平成27年5月15日から施行する。

沖縄国際大学情報ネットワーク管理・運用規程

(目的)

第1条 この規程は、沖縄国際大学情報センター（以下「情報センター」という。）が管理する情報システムのうち学内ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の管理・運用及び利用について定めることを目的とする。

(利用者の資格)

第2条 ネットワークを利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学教職員
- (2) 本学学生及び大学院学生
- (3) その他情報センター所長が特に許可した者

2 前項の者であっても、利用時にその身分を停止され

ている場合は、原則として利用を認めない。

(利用手続)

第3条 ネットワークの利用を希望する者は、所定の手続きをし、情報センター所長の許可を得るものとする。

2 手続きは所定の様式により次の書類を作成するものとする。

- (1) IPアドレス割当申請書
- (2) IPアドレス廃止届
- (3) インターネットメール転送申請書
- (4) インターネットメール転送廃止届
- (5) WindowsNT アカウント申請書
- (6) WindowsNT アカウント廃止届

(許可)

第4条 情報センター所長は、前条の申請に基づき適当と認めた場合はこれを許可し、利用者にユーザーIDと仮パスワードを通知する。

(ユーザーIDとパスワードの管理)

第5条 利用者は、ユーザーIDとパスワードを責任を持って管理する。

2 ユーザーIDは、情報センターが利用者に配布する。

3 利用者が第2条に定める資格を失ったときは、ユーザーIDは失効する。

4 原則として複数のユーザーIDの保有は認めない。但し、情報センター所長が特に認めた場合はこの限りではない。

(情報公開に伴う責任)

第6条 情報の公開に伴う責任については、情報を作成した者、若しくは公開した者又は、担当学部及び担当部署が責任を負うものとする。

2 公開情報の中に責任の所在を明記するものとする。

(損害責任)

第7条 利用者がネットワーク利用中に受けた損害については、利用者の責任とし、本学及びネットワーク管理者は、賠償責任を負わない。

(利用の停止)

第8条 情報センターは、第9条に該当する行為があったときには、これを調査することができる。

2 利用者がネットワークの運用管理に重大な支障を生じさせたときは、情報センター所長は、そのネットワークの利用資格を取り消すことができる。

(禁止行為等)

第9条 利用を許可された者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 申請書類に記載した利用目的以外に使用する行為。
- (2) 営利を目的とした行為。
- (3) 他人のプライバシーを侵す行為。
- (4) ネットワーク機器を損壊する行為及び許可なく移動する行為。
- (5) この規程に基づき別に定める利用細則等に違反し、又は他の利用者に迷惑をかける行為。

(ネットワーク利用細則)

第10条 この規程のネットワーク利用細則は、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、情報センター運営委員会及び大学協議会の議を経てこれを行う。

附 則

1 この規程は、平成10年6月24日から施行する。

沖縄国際大学情報ネットワーク利用細則

(目的)

第1条 この利用細則は、学内情報ネットワーク管理・運用規程第10条に基づき情報機器の利用にあたって、留意すべき事項を定めることを目的とする。

(一般的遵守事項)

第2条 学内情報ネットワーク及び情報機器利用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、施設及びその設置機器の利用に際しては、社会の倫理的及び法的な規範を遵守しなければならない。
- (2) 本学における教育研究及び事務処理以外の目的で情報機器施設を利用してはならない。
- (3) 利用者は、プログラムなどのコンピュータ・ソフトウェアが知的財産権により保護されていることを認識し、その取り扱いに際しては、常に慎重に配慮しなければならない。
- (4) 利用者は、施設及びその設置機器が共同で使用される設備であることを認識し、他の利用者の利用を損なうような行為を行ってはならない。

(プライバシー保護及びコンピュータ・セキュリティに関する遵守事項)

第3条 プライバシー及びセキュリティに関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく他人の利用者コード、パスワード又は、アカウントを入手、所有、使用してはならない。また、そのようなことを試みてはならない。
- (2) 正当な権限なしに他人及びシステム内部のデータその他の情報にアクセスしてはならない。
- (3) 正当にアクセスする権限のないデータその他の情報に対してアクセスする手段を他人に提供してはならない。
- (4) 正当な権限なしにデータ、メール、メッセージ及びその他のソフトウェアを閲覧、修正、配布あるいは複写してはならない。また、そのようなことを試みてはならない。
- (5) 自己の利用者コード及びパスワードを不正に他人に提供し、又は利用させてはならない。
- (6) 前5号の行為を行う手段を他人に提供してはならない。

(知的財産権の保護に関する遵守事項)

第4条 知的財産権の保護に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 知的財産権によって保護されているプログラム、その他のソフトウェアをライセンスの範囲を越えて複写、修正又は配布してはならない。

また、そのようなことを試みてはならない。

- (2) 前号の行為を行う手段を他人に提供してはならない。

(共同利用及びシステム機能維持に関する遵守事項)

第5条 共同利用及びシステム機能維持に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 正当な権限なしに、設置機器の構成や配線及び周辺機器の接続構成を変更してはならない。また、そのようなことを試みてはならない。
- (2) 正当な権限なしに、コンピュータ及び学内情報ネットワーク・システムのハードウェア及びソフトウェアの構成を変更してはならない。また、そのようなことを試みてはならない。
- (3) コンピュータ及び学内情報ネットワーク・システムの正常な機能を損なうような、いかなる種類のハードウェア及びソフトウェアも導入してはならない。また、そのようなことを試みてはならない。
- (4) 学内情報ネットワーク上に、システムの正常な機能を損なうような数量のファイルを送信してはならない。

(異常事態の報告)

第6条 利用者及び管理者(情報センター)は、異常事態に関して次に掲げる事項を報告しなければならない。

- (1) 利用者は、当該施設において技術的または倫理的に正常でない事態が生じたときには、直ちに適切な処置を講じるとともに情報センター所長にその報告をしなければならない。
- (2) 情報センター所長は、コンピュータ及び学内情報ネットワーク・システムの利用上、技術的または倫理的に正常でない事態が生じたときには、必要に応じて関係者に報告を求め、適切な処置を講じるよう指示するとともに情報センター運営委員会に報告する。

(利用資格の調査、停止、取消)

第7条 利用者において沖縄国際大学情報ネットワーク管理・運用規程第9条に該当する行為があったときには、管理者はこれを調査することができる。

2 利用者が学内情報ネットワークの運用管理に重大な支障を生じさせたとき、情報センター所長は、そのネットワークの利用資格及び利用承認を一時停止または取り消すことができる。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、情報センター運営委員会で行う。

附 則

この利用細則は、平成10年6月24日から施行する。

後援会会則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、沖縄国際大学後援会（以下「本会」という。）と称し、事務所を沖縄国際大学（以下「本学」という。）内に置く。

(目的)

第2条 本会は、本学の教育方針に則り大学と学生及び保護者との連絡を密にして教育事業を援助し、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第3条 本会は、前条に定める目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教学、研修等の後援に関すること
- (2) 学生（大学院学生含む）、教職員の福利に関すること
- (3) 本学施設の整備拡充を図ること
- (4) 会員相互の親睦を図ること
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事項

第3章 会員

(会員)

第4条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員（本学在学生の保護者は、入学と同時に正会員となる）
- (2) 特別会員（本学に勤務する専任教職員）
- (3) 賛助会員（会長、副会長、顧問、相談役、監事及び本会の目的に賛同する本学を退職した教職員、個人並びに団体）

第4章 役員及び任期等

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 顧問 1名
- (4) 相談役 1名
- (5) 監事 3名
- (6) 支部長 4名
- (7) 代議員 若干名
- (8) 参与 若干名
- (9) 事務局長 1名

(役員を選任)

第6条 役員は、次の方法によって選任する。

- (1) 会長、副会長、代議員及び監事は、総会において会員より選任し、また、支部長は支部総会において支部会員より選任する。
 - (2) 顧問は、直近の学長退任者を充て、総会の承認を得る。
 - (3) 相談役は、直近の後援会長退任者を充て、総会の承認を得る。
 - (4) 参与は、学長、副学長、常務理事、事務局長を充て、総会の承認を得る。
 - (5) 本会事務局長は、代議員会の承認を得る。
- 2 代議員等の候補者選考基準は、別に定める。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理し、また、支部長は支部の会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はあらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。
- (3) 代議員は、第11条に掲げる事項について議決する。
- (4) 監事は、本会の会務及び会計を監査する。
- (5) 顧問、相談役、参与、支部長は代議員会その他の会合に出席し会務に参画するとともに会長の諮問に応ずる。
- (6) 事務局長は、会長の命により後援会の事務を処理する。

(任期)

第8条 会長、副会長、監事の任期は、2年とし、再選を妨げない。ただし、会長の任期は3期6年までとする。

2 補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項に定める役員は、その任期が満了した場合でも後任者を選任するまでは、なおその職務を行う。

4 顧問の任期は、学長が退任するまでとする。

5 相談役の任期は、会長が退任するまでとする。

第5章 会議等

(会議)

第9条 本会の会議は、会長がこれを招集し議長となり、出席者の過半数の同意を得て議決する。

- (1) 定期総会は、毎年1回5月に開催する。但し、会長が必要と認めるとき、又は代議員会の要請によって臨時総会を開くことができる。
- (2) 代議員会は、毎年5月に開催する。但し、必要に応じ随時開催することができる。

(定期総会)

第10条 定期総会は、第4条の会員をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 予算及び決算の承認
- (2) 事業計画及び会務の承認
- (3) 役員を選任及び承認
- (4) その他、本会の目的達成のため必要と認めた事項

(代議員会)

第11条 代議員会は、第5条の役員をもって構成し、次の事項について議決する。

- (1) 総会に提出する予算及び決算書並びに諸案件の承認
- (2) 本会事務局長選任の承認
- (3) 臨時総会開催の要請
- (4) その他、総会から委任された事項

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、本会事務局長をもって構成し、会長が招集する。但し、会長が必要と認めるときは、本学側から学長、副学長、常務理事、事務局

長、総務部長及び総務課長を加え拡大役員会を招集することができる。

- 2 役員会は、会長が主宰し、次の事項について審議決定する。
 - (1) 代議員会に提出する議案の作成
 - (2) 総会又は、代議員会で決議された事項
 - (3) その他必要な事項

第6章 支部等

(支部)

第13条 本会は、第2条に定める目的を達成するため、遠隔の地区に支部を置くことができる。

- 2 支部は、次の事項に関する活動を行う。
 - (1) 地区内の保護者との連絡
 - (2) 本学と保護者相互の連絡
 - (3) その他、必要と認められる事項
- 3 支部には、支部長その他の役員を置き、支部長は、支部の会務を統括する。
- 4 支部の役員、会議その他に関する事項は、支部においてこれを定める。
- 5 次に掲げる支部の経費の一部は、本会において負担することができる。
 - (1) 支部長（又は代理人）総会出席の費用の一部
 - (2) 会長の連絡による支部会合の経費の一部

第7章 会計及び表簿等

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(経費)

第15条 本会の経費は、会費及び事業による収入並びに寄附金による。

(会費)

第16条 会費は、次のとおりとする。ただし、正会員会費については兄弟姉妹等が在籍している場合は1人分とする。

- (1) 正会員 年額 12,000円
- (2) 特別会員 年額 12,000円

- 2 賛助会員の会費については、入会時の20,000円とし、終身会費とする。

(監査)

第17条 収支決算は、監事の監査を経て代議員会の議決を得、総会の承認を得るものとする。

(予算の専決)

第18条 予算の成立するまで毎会計年度の予算執行は、前年度予算の範囲内において会長がこれを専決することができる。

(表簿)

第19条 本会に、次の簿冊等を備付ける。

- (1) 会員名簿
- (2) 会則、役員名簿
- (3) 会計に関する必要な簿冊
- (4) 議事録
- (5) 公文書綴
- (6) その他、必要な表簿

第8章 細則及び改廃

(細則)

第20条 本会則の施行に必要な細則は、代議員会が定める。

(改廃)

第21条 本会の会則は、総会の議決によって改廃することができる。

附 則

1 この会則は、昭和47年8月12日から実施する。

2～19 省略

20 改正、この会則は、平成30年5月26日から施行する。

後援会学生褒賞規程

(目的)

第1条 この規程は、対外活動等の分野で顕著な業績を上げ、本学の社会的評価の高揚に著しく貢献したと認められる個人及び団体の活動を奨励することを目的とする。

(受賞者)

第2条 受賞者の資格は、沖縄国際大学の在籍学生で、各号の一に該当する者とする。

- (1) 次条に規定する大会（コンクール、研究発表等含む）に出場した個人及び団体
- (2) 次条に規定する大会（コンクール、研究発表等含む）において優勝した個人及び団体

(褒賞金)

第3条 褒賞金の給付額は次表のとおりとする。ただし、当該年度の一限りとする。

(単位：千円)

	個人		団体		備考
	出場	優勝	出場	優勝	
世界大会	50	100	150	300	
アジア大会	40	80	130	250	
全国大会	25	50	100	200	
西日本大会		40		150	
九州大会		30		100	

(褒賞金の給付申請及び決定)

第4条 褒賞金の給付を受けようとする者は、褒賞金申請書（所定様式）を沖縄国際大学後援会会長に提出するものとする。

- 2 褒賞金申請書の提出に基づき、役員会において審議し、決定する。

(改廃)

第5条 この規程は、総会の議決によって改廃することができる。

附 則

1 この規程は、平成25年5月25日から施行する。

2 省略

3 改正、この規程は、令和元年5月25日から施行する。

校友会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、沖縄国際大学校友会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、沖縄国際大学（以下「母校」という。）内におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校と会員との連繫を密接にし、よって母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員の親睦を図る諸行事
- (2) 在学生支援及び母校との諸提携
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 組織及び会員

(組織)

第5条 本会は、正会員並びに準会員をもって組織する。

(会員の資格)

第6条 本会の会員資格は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 母校（旧国際大学、旧沖縄大学より移籍した者を含む。以下この号において同じ。）の卒業者、修了者及びかつて母校に在学した者で評議員会の推薦により総会で承認された者
- (2) 準会員 母校に在学中の者

(会員の諸届)

第7条 会員は、転職、転居、改姓等に異動があるときは、その都度会長へ届出るものとする。

第4章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 評議員 各期若干名
 - (4) 監事 2名
 - (5) 名誉会長 1名
 - (6) 顧問・相談役 若干名
 - (7) 各専門部長・各専門委員長 1名
 - (8) 事務局長 1名
 - (9) 事務局次長 1名
- 2 本会に次の役員をおくことができる。
- (1) 各専門委員長 各1名
 - (2) 書記 若干名
 - (3) 会計 1名
- (役員を選出)

第9条 会長、副会長、評議員及び監事は、総会に

おいて選出する。

- 2 名誉会長、顧問、相談役は、評議員会の承認を得て会長が委嘱する。
 - 3 各専門部長・各委員長は、評議員会の承認を得て会長が任命する。
 - 4 事務局長、事務局次長、書記及び会計は、評議員会の承認を得て会長が任命する。
 - 5 役員は、正会員であって、且つ、本会の他の役員を兼ねることができない。
- (役員職務)

第10条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統轄し、且つ、総会及び評議員会の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、会長があらかじめ定める順位に従ってその職務を代行する。
- (3) 評議員は、会務を分掌する。
- (4) 監事は、本会の会計事務を監査する。
- (5) 名誉会長、顧問、相談役は、会長の求めに応じ、役員会、評議員会に出席し助言を行う。なお、名誉会長は特別な職務についても支援する。
- (6) 各専門部長・各専門委員長は、本会の目的を達成するために、各専門事業を行うものとする。
- (7) 事務局長は、本会の事務局を統轄する。
- (8) 事務局次長は、事務局長を補佐し、学内との調整業務を行う。
- (9) 書記は、庶務その他一般事務を行う。
- (10) 会計は、本会の会計事務を行う。

(役員任期)

第11条 会長の任期は、1期2年とし、再任を妨げない。但し、最長3期6年間までとする。

- 2 会長以外の役員任期は、1期2年とし、再任は妨げない。
- 3 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、その任期が満了した場合でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員報酬)

第12条 役員は、事務局長、事務局次長、書記及び会計を除き無報酬とする。但し職務のために要する費用は、本会予算から支出する。

第5章 決議機関

(決議機関)

第13条 本会の決議機関は、総会、評議員会及び役員会とする。

(総会)

第14条 総会は、正会員でもって構成し、本会の最高議決機関であって毎年1回6月に定期総会を開催する。但し会長が必要と認めるとき、又は評議員の過半数の要求があったときは臨時総会を開催しなければならない。

- 2 総会は、会長が招集し、正会員の出席によって成立する。その決議は出席会員の過半数で決する。
- 3 総会の決議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 会則の制定及び改廃
 - (2) 役員選出

- (3) 予算及び決算の承認
- (4) 事業計画書及び事業報告書の承認
- (5) その他、この会則の定めによるほか、評議員会において総会に付議すべきものと決議された重要な事項

(評議員会)

第15条 評議員会は、会長、副会長、各年門部長・各専門委員長及び評議員をもって構成し、会長が必要と認めるとき、又は評議員の3分の1以上から評議員会の目的である事項を示して要求があるとき、会長は開催しなければならない。

- 2 評議員会は、評議員の出席によって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。
- 3 評議員会の決議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 総会で決定された委任事項に関すること。
 - (2) 総会へ提出する議案に関すること。
 - (3) 事業の企画及び変更に関すること。
 - (4) 総会事項で緊急を要し、総会招集のいとまがないと認められた事項の審議決定に関すること。但し、このときは、次期総会に報告し承認を得なければならない。
 - (5) 寄付金品の受領承認に関すること。
 - (6) その他必要な事項
- 4 評議員会に部会をおくことができる。

(議事録)

第16条 議長は、総会の決議録を作成し、出席会員2名と共に署名捺印して、これを保管しなければならない。

- 2 評議員会の議事録は、前項に準ずる。

(役員会)

第17条 役員会は、会長、副会長、各専門部長、各専門委員会、事務局長、事務局次長、書記及び会計でもって構成し、会長が必要と認めるとき召集する。

- 2 役員会は、会長が主宰し、次の事項について審議決定する。
 - (1) 評議員会に提出する議案の作成
 - (2) 総会又は評議員会で決議された事項の執行
 - (3) その他必要な事項

第6章 支部

(支部の設置)

第18条 本会は、地域（日本国内外等）又は、職域（国、県、市町村の庁、役所（場）、会社、団体等）を単位とする支部を設置することができる。但し、設立は、評議員会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

- 2 支部には当該支部で選出した支部長をおき支部長は総会の議を経て評議員となる。
- 3 支部の経費は、本会がその一部を助成することができる。

第7章 会計

(収入)

第19条 本会の収入は、次の各号に定める金品をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

(会費)

第20条 会費は、会員1名につき金2万円とし、これを終身会費とする。

- 2 会費は、準会員の資格を取得したときに徴収する。

(費用)

第21条 本会の必要な費用は、会費及びその他の収入をもって充当する。

(積立金)

第22条 会費収入の中の3分の2以上の金額については、本会特別事業会計の運営資金に充てるものとし、その中の一部を、年度ごと予算に基づき特別事業資金として積み立てるものとする。

- 2 積立金は、本会特別事業資金に充当する以外には、これを使用してはならない。

- 3 特別事業資金の内容については、総会で決定する。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(決算)

第24条 本会の決算は会計年度終了後2月以内に帳簿決算を行い、収支決算書及び財産目録等の財務諸表を監事に提出し、同監事の意見を付して総会に報告し、その承認を得なければならない。

(予算の専決)

第25条 予算成立するまで毎年会計年度の予算執行は、前年度予算範囲内において会長がこれを専決することができる。

(帳簿の設備)

第26条 会長は、次に掲げる帳簿を備置しなければならない。

- (1) 会員名簿
- (2) 会費徴収台帳
- (3) 積立金台帳
- (4) 現金出納帳
- (5) その他会長が必要と認められたもの

(事務委託)

第27条 本会の事務は、母校に委託することができる。

(細則)

第28条 本会則の施行に必要な細則は、評議員会が定める。

(改廃)

第29条 本会則の改廃は、総会の決議により行う。

附 則

- 1 この会則は、昭和49年2月23日から施行する。

- 2～17 省略

- 18 改正、この会則は、平成29年6月24日から施行する。



沖縄国際大学

Graduate School

<http://www.okiu.ac.jp>